資料２

平成 25 年 9 月 4 日版

（仮称）生物多様性みなとプラン（素案）

平成 25 年（2013 年）9 月
港区

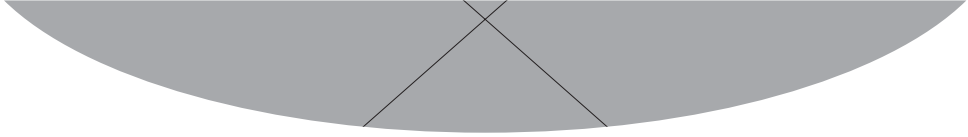

目次

第１章　生物多様性みなとプランとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1.　生物多様性と共存した豊かな都市をめざして・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2.　港区と生物多様性のつながり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2-1　生物多様性の恵みは私たちの暮らしの基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2-2　生物多様性の恵み　港区で発見！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2-3　生物多様性の３つのレベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3.　生物多様性の危機と愛知目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3-1　地球環境の変化にともなう私たち人類の危機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3-2　世界の約束「愛知目標」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4.　生物多様性みなとプランの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
4-1　基本的なこと・・ 11
4-2　位置づけ・・ 12
4-3　みんなでつくった生物多様性みなとプラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
4-4　全体構成・・ 15

第２章　港区の生物多様性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
1.　港区の暮らしと文化、自然と生きものの変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
1-1　旧石器時代～平安時代の港区（海の恵みに支えられた生活）・・・・・・・・・・・・・・ 18
1-2　江戸時代の港区（その１：理想的な循環型社会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
1-3　江戸時代の港区（その２：世界に誇る生物多様性都市）・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
1-4　明治時代から戦前の港区（近代化と埋立の時代）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
1-5　戦後から高度成長期の港区（豊かさの追求とその代償）・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2.　港区の自然・・・ 24
2-1　港区の自然の基盤と骨格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2-2　港区の緑被分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2-3　港区の特徴的な緑地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2-4　港区の自然・・・ 29
2-5　生態系をかく乱するもの（外来種と気候変動）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

3.　生物多様性と今の港区の暮らし・仕事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
3-1　情報発信力と影響力のある大都市・港区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
3-2　世界の生物多様性に負荷を与えている都市の暮らし・仕事・・・・・・・・・・・ 38
3-3　生物多様性に関わる教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
3-4　自然体験の場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
3-5　緑地や雨水浸透面が少ないことで起きていること・・・・・・・・・・・・・・・ 45
4.　区民等の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
4-1　アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
4-2　いきもの作戦会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
5.　港区で行われている生物多様性と関連の深い取組・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
5-1　学ぶ・体験する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
5-2　生物多様性と関連のある学習施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
5-3　自然を守り育てる取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
5-4　暮らしや事業活動に関わる取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
5-5　人々がつながるしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
5-6　活動の輪を広げるしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
6.　港区の生物多様性の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

第 3 章　基本理念と 2050 年の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
1.　基本理念と「2050 年の港区の将来像」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
2.「2050 年の港区の将来像」に向けた目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
3.　目標ごとの行動の方針 .・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

第 4 章　行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
1.　計画の目標年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
2.　行動計画の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
3.　行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

第 5 章　推進体制と進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
1.　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
2.　進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
3.　行動計画の実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111

用語解説・・
索　引・・・

第1章

生物多様性みなとプランとは

第１章　生物多様性みなとプランとは

1. 生物多様性と共存した豊かな都市をめざして

港区は都心でありながら、地域ゆかりの自然が残るまちです。しかし、ほとんどは市街地で、人々が自然と関わる機会は限られています。

港区には 23 区で最多の事業所があるとともに、人口は 23 万人を超えます。そして、事業者や区民の活動に必要な食料や物資などのほぼすべてを、他地域の資源に依存しています。

さらに、それらの輸送のために、多大なエネルギーを消費し、地球温暖化の原因となる CO_2 を大量に排出しています。

いま、世界中で私たちの暮らしを支えてきた生物多様性が急速に失われつつあります。

未来の人々が、生物多様性の恵みを享受し、豊かな暮らしができるようにするためには、身近な自然はもちろん、地球上のすべての生物多様性を未来に引き継ぐ必要があります。

そのためには、私たち一人ひとりが、生物多様性のことを正しく知り、その保全と利用を意識しつつ守り育むため、みんなで協力し行動していく必要があります。

また、港区には、生物多様性の保全と都市の健全な発展・再生を持続することが求められています。

生物多様性の恵みを外部依存する都市に暮らす私たちには、生物多様性の保全について大きな責任があります。

港区は、世界中から大きな生物多様性の恵みを受けている大都市として、生物多様性の保全と持続可能な利用に、積極的に取り組み都心区としての責任を果たしていきます。

生物多様性とは

地球上には、人が知らない生物も含め、3,000 万種以上と言われる多種多様な生物が生きています。

これらは、約４６億年前に誕生した地球のなかでの４０億年といわれる途方もなく長い生命の歴史が育んだ所産であり、私たち人間もその一員です。たくさんの生物の種は、たくさんの個体、そしてたくさんの細胞や遺伝子からできています。また、たくさんの生物種によって豊かな森や海の生態系がもたらされます。このような遺伝子から種、そして生態系のレベルまで、たくさんの生物・生命の変異や変化、そしてさまざまな生物間のつながりと関係のすべてを「生物多様性」とよんでいます。

2. 港区と生物多様性のつながり

2-1　生物多様性の恵みは私たちの暮らしの基盤

私たちは、毎日あたたかな食事を食べ、お風呂に入り、車で移動ができるといった快適な暮らしをしています。そうした暮らしができるのは、地球上のさまざまな自然や生きものが作りだす「生物多様性の恵み」があるからです。

森に降った雨が大地に浸みこみ、やがて川となって平野を潤すことで、私たちは水を豊かに使うことができます。魚が捕れるのは、川や海があって、エサとなる生きものも一緒に住んでいるからです。米や野菜を作るには、田畑に水を引き込み、やがて花が咲き実を結ぶという自然のリズムと生物・生命のつながり欠かせません。

水や空気、土壌、そして、米や肉、魚、衣類、木材、石油、石炭、また、野山の草花や鳥のさえずり、ガーデニングやペットまで、私たちの暮らしを支えるあらゆるものが、生物多様性の恵みです。この恵みなくしては、私たちの生活・文化はありえません。

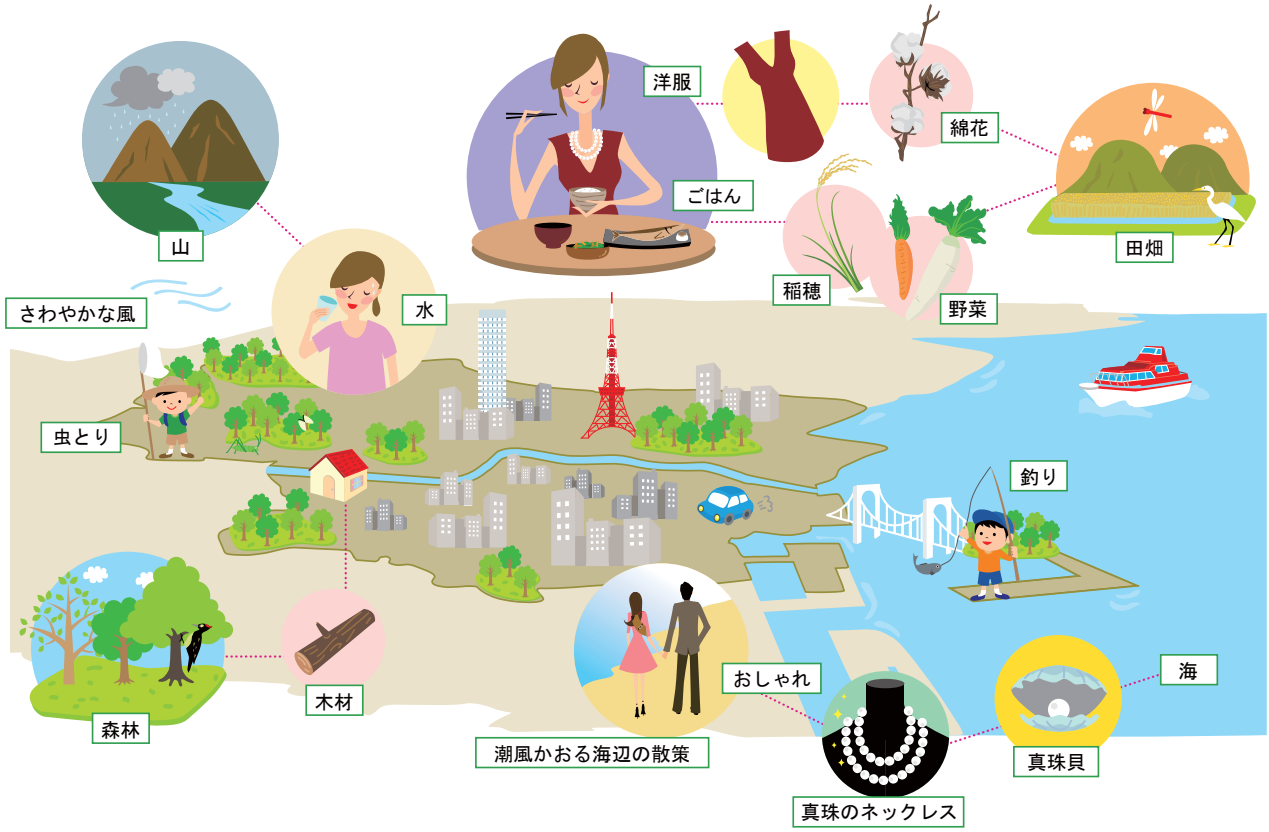

図 1-1　私たちと生物多様性の恵みとのつながり

2-2　生物多様性の恵み　港区で発見！

生物多様性の恵みは、おおむね４つ（供給サービス、調整サービス、文化的サービス、基盤サービス）に分けることができます。これらは、生態系サービスともよばれます。港区で見つけた生物多様性の恵みを紹介します。

食料や燃料など私たちの暮らしを支えるもの（供給サービス）

毎日の食卓を彩る野菜などの食べものはもちろん、医薬品も生物多様性の恵みです。

・食べもの　・繊維　・木材　・医薬品
・石油　・石炭　・作物などの品種改良

木材でできているエコプラザの内装

自然に作用し、環境を安定させる生命のいとなみ（調整サービス）

気候や水循環、土壌などの環境を調節し安定させる機能です。

・気候の安定　・災害の抑制
・海岸林による津波の軽減
・森林の防災機能、土壌流出の防止

斜面を安定させている愛宕山の森

豊かなこころや芸術、技術の根源（文化的サービス）

美しい自然は、癒しや楽しみの源です。江戸前寿司は、東京湾の恵みにに支えられた地域固有の食文化です。

・精神的充足、美的な楽しみ
・地域性豊かな文化、芸能
・自然と共生してきた知恵と伝統

自然を使った遊び（緑と生きもの観察会）

すべての生命の生存システム（基盤サービス）

雨水は土に浸透し、やがて湧水として流れ出て、私たちに水を供給しています。

・気温、湿度の調節　・水の浄化
・気候調整　・土壌形成　・生物の生長、生産

起伏に富んだ地形から生まれた亀塚公園の湧水

港区　私にとっての生物多様性

生物多様性みなとプランの策定に先だって、区民を対象にアンケート調査を行いました。「あなたにとって関わりのある『生物多様性』をあげてください」という問いに対し、さまざまな回答がありました。その回答を「港区　私の生物多様性」として下図にまとめました。

食べものなど、暮らしについての回答が多く寄せられましたが、「私の生物多様性」は、一人ひとり違っていて、とても多様なことがわかりました。

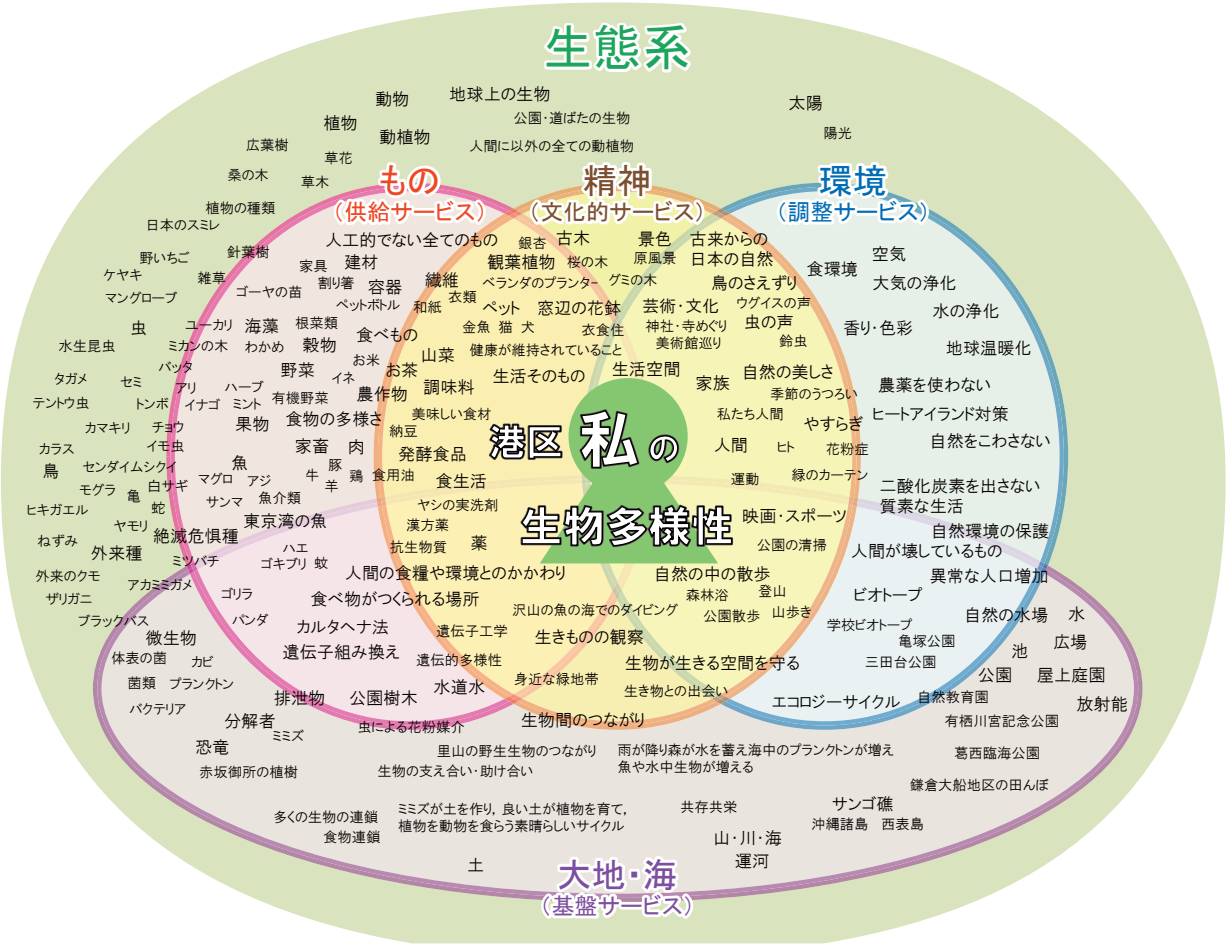

図 1-2　港区民の生物多様性
（港区生物多様性推進委員会　中村俊彦委員作成）

2-3　生物多様性の 3 つのレベル

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがあります。

生態系の多様性とは、森林や草地、川、海などのさまざまな自然があることです。地球の表面は、地理や地形、気候などの違いにより、多様な条件が成立し、それぞれに独自の生態系が存在しています。

種の多様性とは、たくさんの種類の生きものがいることです。地球には、3,000 万種を超える生きものがいるといわれています。40 億年という長い生命の歴史を経て、環境に適応し、進化してきた結果です。

遺伝子の多様性とは、同じ種のなかにも個体によって、いろいろな遺伝子があることです。遺伝子の多様性は、種の適応と生存のために重要な役割を担っています。

生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性、このそれぞれに共通することは、各段階で「変われる力」を持っているかどうかです。たくさんの種類の生きものがいることだけではなく、さまざまな生きものが地球規模の変化に対して、耐え抜ける変異性「変われる力」を持っていることが重要なのです。

生態系は、いろいろな要素が複雑に干渉して、巧妙にできたシステムです。一度壊したら簡単に元に戻ることはありません。

私たちが今後も、豊かな生物多様性の恵みを受けるためには、これら 3 つのレベルを守る必要があります。

いろいろな模様のアサリ

さまざまな種類の生きもの（左：キチョウ、右：コゲラ）

自然教育園

三田台公園ビオトープ

有栖川宮記念公園

東京湾

さまざまな環境

3. 生物多様性の危機と愛知目標

3-1　地球環境の変化にともなう私たち人類の危機

いま、地球規模で、生物多様性は衰亡の危機にあります。

世界の生きものの種数は、人間活動による影響がない時代に比べて、100 ～ 1,000 倍のスピードで減り続けているといわれています。このままの状態が続き、生態系が「臨界点（ティッピングポイント）」を迎えると、地域もしくは地球規模のスケールで、生物多様性と生物多様性が支える生態系サービスに甚大な変化が生じ、すぐに回復させることは困難になります。その結果、私たちが今、その恵みを受けている生物多様性が劇的に損なわる可能性が高まります。

環境省は、平成 25 年のレッドリスト[注1]の見直しを行い、ニホンウナギを絶滅危惧ⅠＢ類に指定しました。身近な和食の食材であるウナギにさえも絶滅のおそれが高まっています。

生物多様性には、４つの危機が迫っています。

開発などによる生物の種の絶滅や生態系の破壊、農林業の衰退による里山などの自然の質の劣化、外来種による生態系のかく乱のほか、気候変動による地球温暖化が、生物多様性に悪い影響を及ぼし続けています。

また、私たち人間による自然資源の過剰な利用も、生物多様性にとっては大きな脅威です。もし、世界の人々が日本と同じ水準の食生活をすれば、地球 1.6 個分の自然資源が必要という報告があります。

これからの私たちの行動が大切です。人類が、１万年あまりにわたって暮らしてきたこの地球の環境が、来世紀以降も続くかどうかは、これから 10 ～ 20 年の間の、私たちの行動に委ねられているといわれています。

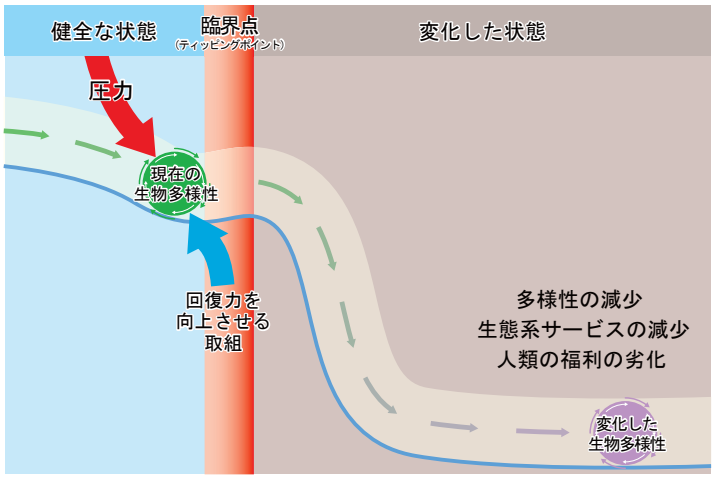

図 1-3　生態系の臨界点の概念

「地球規模生物多様性概況第 3 版」（生物多様性条約事務局編）の図を元に作成

注1：「レッドリスト」とは、絶滅のおそれのある生きもの（絶滅危惧種）をまとめたリストです。日本全国では環境省レッドリスト、東京都では東京都レッドリストが、それぞれ公表されています。

3-2　世界の約束「愛知目標」

日本は生物多様性条約の締約国です。

生物多様性条約とは、地球規模の生物多様性の保全と利用について約束した国際条約で、2013 年 10 月現在、193 の国と地域が締約しています。

2010 年（平成 22 年）に名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議」（COP10）では、COP6 で設定された「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」とした「2010 年目標」が達成できなかったことが明らかにされました。

これを受け、COP10 では、2020 年（平成 32 年）までに達成すべき 20 の目標を「愛知目標」として定め、条約締結国に取組を進めることを求めています。わが国でも、国や多くの自治体が、目標に向けて動き出しています。

具体的な行動にあたっては、地域ごとに考え、行動することはもちろん必要ですが、流域などの関連する地域が一体となって推進することも大切です。また、平成 23 年に起きた東日本大震災の経験に学び、自然と人々の暮らしとの関わりを、改めて考え直す視点も重要となりました。

こうした背景をふまえて、港区は、大都市として、また湾岸地域として、戦略を策定し、推進します。

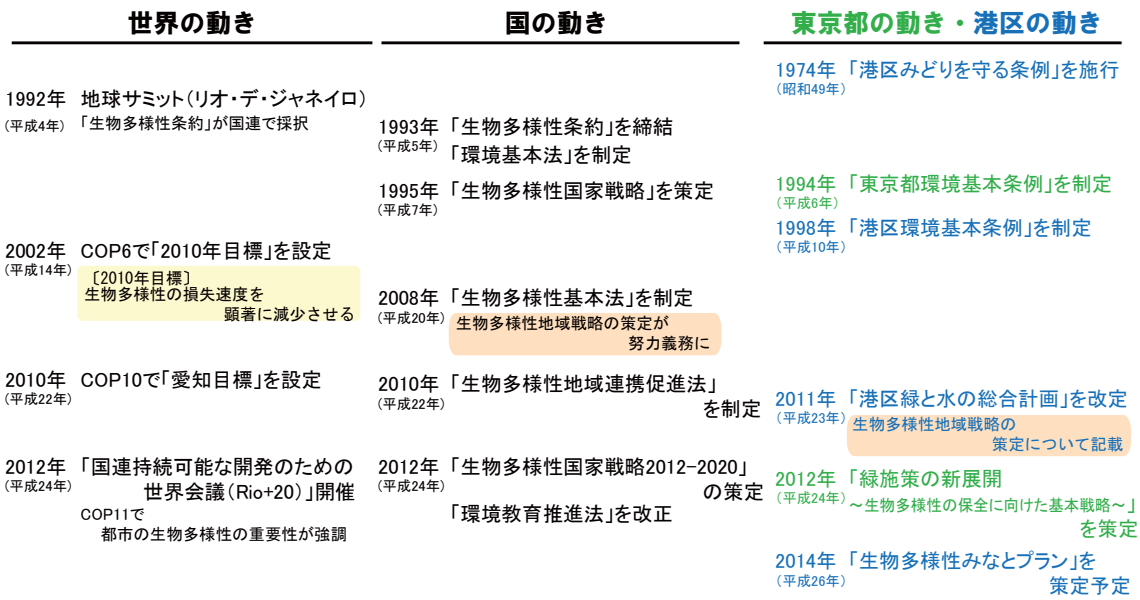

図 1-4　生物多様性をめぐる社会の動き

愛知目標が定める戦略目標

愛知目標の趣旨は、「2050 年までに自然と共存する社会の創造を目指しながら、2020 年までに生物多様性の意味と価値をすべての人が理解し、社会の常識となり、生物多様性の損失を止め、回復力のある生態系を確保する」ということです。

愛知目標では、平成 32 年（2020 年）までに達成すべき 20 の目標を定めています。

なかには、港区とは関わりがないように見えるものもあります。しかし、普段使っている文房具や日常の食品などの、生産・流通の工程をたどってみると、すべてがどこかで少なからず関わりがあることがわかります。

図 1-5　愛知目標
IUCN 日本委員会にじゅうまるプロジェクトのホームページから作成

ＭＹ行動宣言

一人ひとりが生物多様性との関わりを日常の暮らしのなかでとらえ、実感し、身近なところから行動することが、生物多様性を守るための第一歩です。

国連生物多様性 10 年委員会では、そのための 5 つのアクションを促しています。

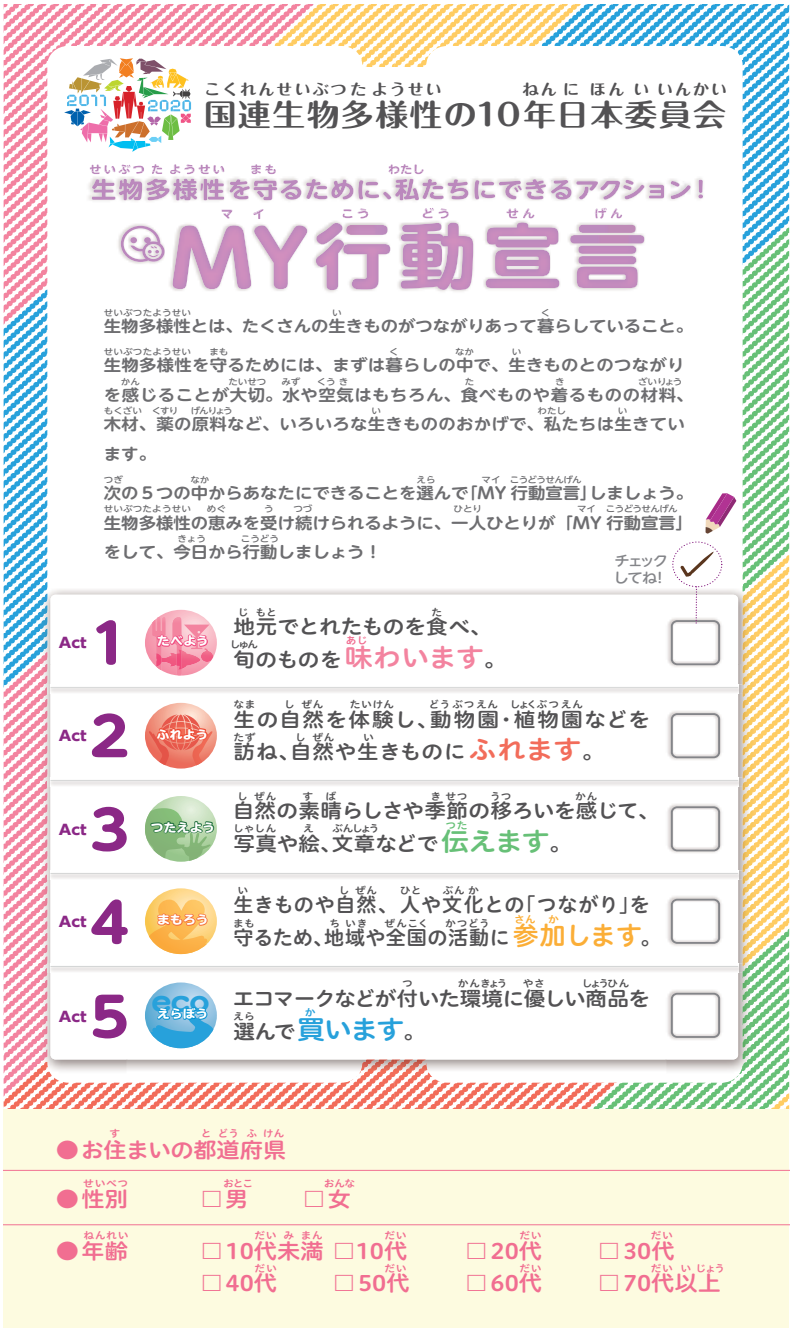

国連生物多様性 10 年委員会では、さまざまな場面でたくさんの人に「MY 行動宣言」に参加してもらえるよう、「MY 行動宣言シート」を作成しています。

「MY 行動宣言シート」にある 5 つのアクションのなかから、生物多様性を守るために取組んでいこう、と思うものにチェックしてください。それがあなたの「MY 行動宣言」です。

シートのチェック部分は、いつでも確認できるよう手元に置いて、日常の暮らしのなかで、宣言を行動に移しましょう。自治体・事業者・NPO/NGO の皆さまが、実施する各種イベント・研修会、施設・展示コーナーなどでも、ぜひ、ご活用ください。

図 1-6　ＭＹ行動宣言
国連生物多様性 10 年委員会ホームページを元に作成

4. 生物多様性みなとプランの概要

4-1　基本的なこと

4-1-1　対象とする区域

生物多様性みなとプランの対象区域は港区ですが、戦略を推進するにあたり、隣接する千代田区、中央区、江東区、品川区、渋谷区および新宿区、東京都湾岸に位置する大田区と江戸川区とも情報共有を図り、協力・連携します。

4-1-2　目標年

目標年は、愛知目標に合わせ、短期目標は平成 32 年度（2020 年）、中長期目標は平成 62 年度（2050 年）とします。

4-1-3　効果の検証と見直しの予定

計画期間は、平成 26 年度（2014 年度）～平成 32 年度（2020 年度）までの 7 年間とし、その中間年である平成 29 年度（2017 年度）には、効果検証と計画の見直しを行います。

年	平成25年 2013年	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	平成31年 2019年	平成32年 2020年	平成62年 2050年
港区	みなとプラン策定	短期目標期間（前期）				短期目標期間（後期）			中長期目標期間
					地域戦略見直し			短期目標年	中長期目標年
			基本計画改定			基本計画改定			
世界・国		愛知目標 国別報告	国家戦略改定					愛知目標 短期目標年	愛知目標 長期目標年

図 1-7　世界・国と生物多様性みなとプランに関連したスケジュール

4-2　位置づけ

「生物多様性みなとプラン」は、「生物多様性基本法」第 13 条に準拠し、「港区みどりを守る条例」に基づいて、港区内における生物の多様性の保全および持続可能な利用について基本的事項を定めるもので、港区基本計画の部門別計画として位置づけられます。

この計画は、「港区緑と水の総合計画」の重点施策である「動植物の生息・生育環境の充実」の施策として、また、「生物多様性国家戦略 2012-2020」の趣旨をふまえ、生物多様性に関する普及啓発や自然環境の保全を、区民協働で総合的に推進することを目的に策定しました。

生物多様性は、施策のあらゆる分野と関連があることから、「港区環境基本計画」や「港区緑と水の総合計画」をはじめとして、そのほか関連する計画と整合を図りつつ、推進していきます。

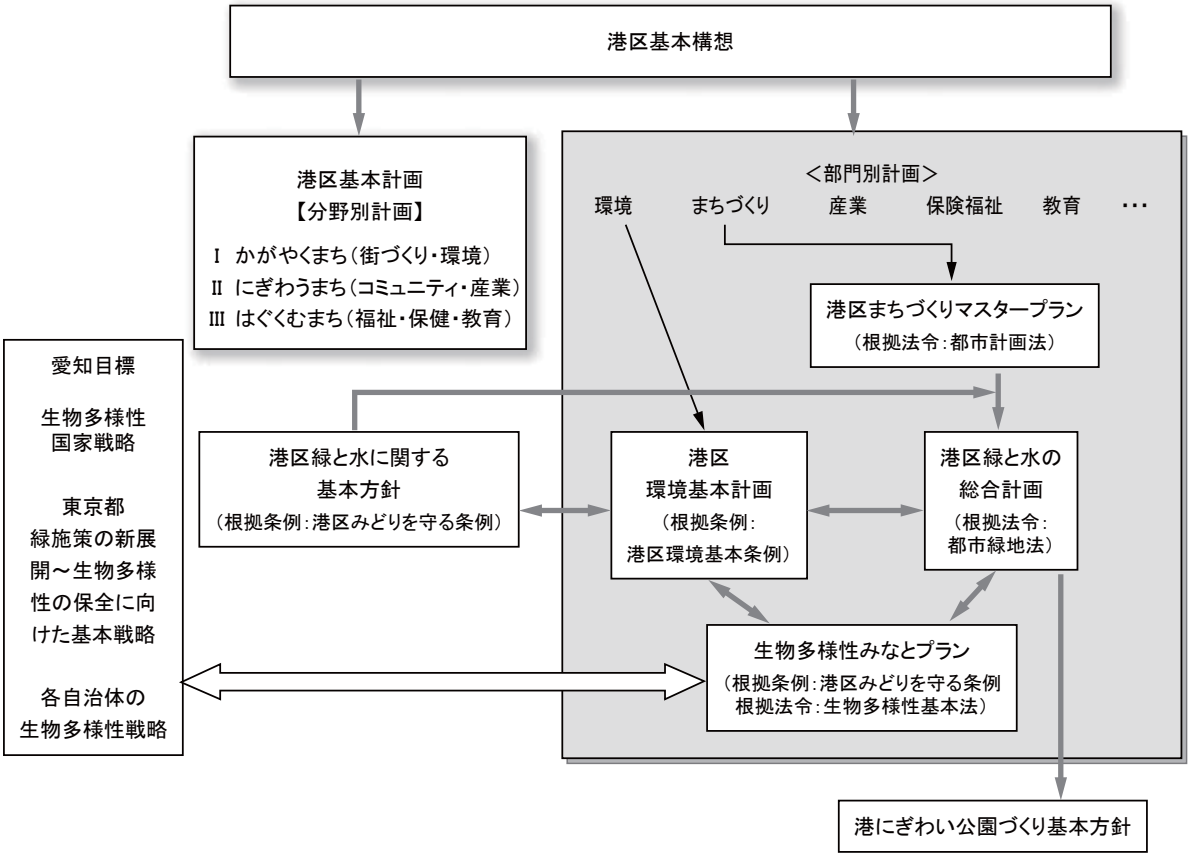

図 1-8　生物多様性みなとプランの位置づけ

4-3　みんなでつくった生物多様性みなとプラン

「生物多様性みなとプラン」は、平成 24・25 年度の 2 ヵ年をかけ、区民や事業者、学識経験者などの、さまざまな方々の意見をもとに策定しました。

区民意見は、アンケート調査といきもの作戦会議（意見交換会）を開催することで、収集しました。このほか、事業者などによる自主的な勉強会や意見交換の場でも、意見を収集しています。

また、学識経験者や区民、区内の事業者などの 15 名の委員で構成される港区生物多様性推進委員会を 5 回行い、ご意見をいただきました。

いきもの作戦会議

いきもの作戦会議は 5 回実施し、のべ○○人が参加しました。「食」、「子ども」、「働きかた」の 3 つのテーマでグループ討議を行い、将来像や実行すべき具体的な行動についてを話し合いました。

港区の事業者による生物多様性事業者宣言

生物多様性みなとプランに関わる取組として、平成 25 年 1 月 25 日、港区事業者フォーラム実行委員会主催で、「あつまれ事業者！港区の生物多様性フォーラム」が開催され、70 名以上が参加しました。

港区の事業者が、生物多様性に関わる取組の事例を紹介した後、「都市づくり」、「ビオトープ」、「サプライチェーン」、「くらしと自然」の 4 つのテーマに分かれて、意見交換を行いました。最後に、「港区生物多様性事業者宣言」が港区に授与されました。

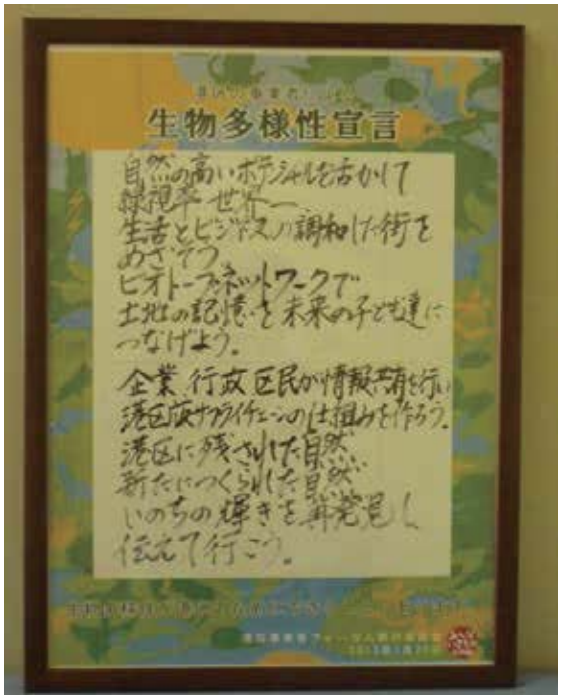

自然の高いポテンシャルを活かして
緑視率世界一、
生活とビジネスの調和した街を
めざそう。

ビオトープネットワークで
土地の記憶を未来の子ども達に
つなげよう。

企業、行政、区民が、情報共有を行い、
港区版サプライチェーンの仕組みを作ろう。

港区に残された自然、
新たに作られた自然、
いのちの輝きを再発見し、
伝えていこう。

4-4　全体構成

生物多様性みなとプランの全体構成は、次のとおりです。

第１章では、このプランがめざすこと、生物多様性とは何か、国内外の社会的な背景とプランの基本的事項や位置づけなど、概要についてまとめます。

第２章では、港区の暮らしと文化、自然についての歴史的な変遷のほか、港区の自然の概要、生物多様性と暮らし・仕事の関係、区民の意識とすでに行われている活動についてまとめたうえで、港区の地域特性と生物多様性についての現状と課題を整理します。

第３章では、基本理念と将来像を設定し、これに向けた目標と行動の方針を明らかにします。これを受け、第４章で行動計画の詳細を、第５章では推進体制と進捗管理の手法について示します。

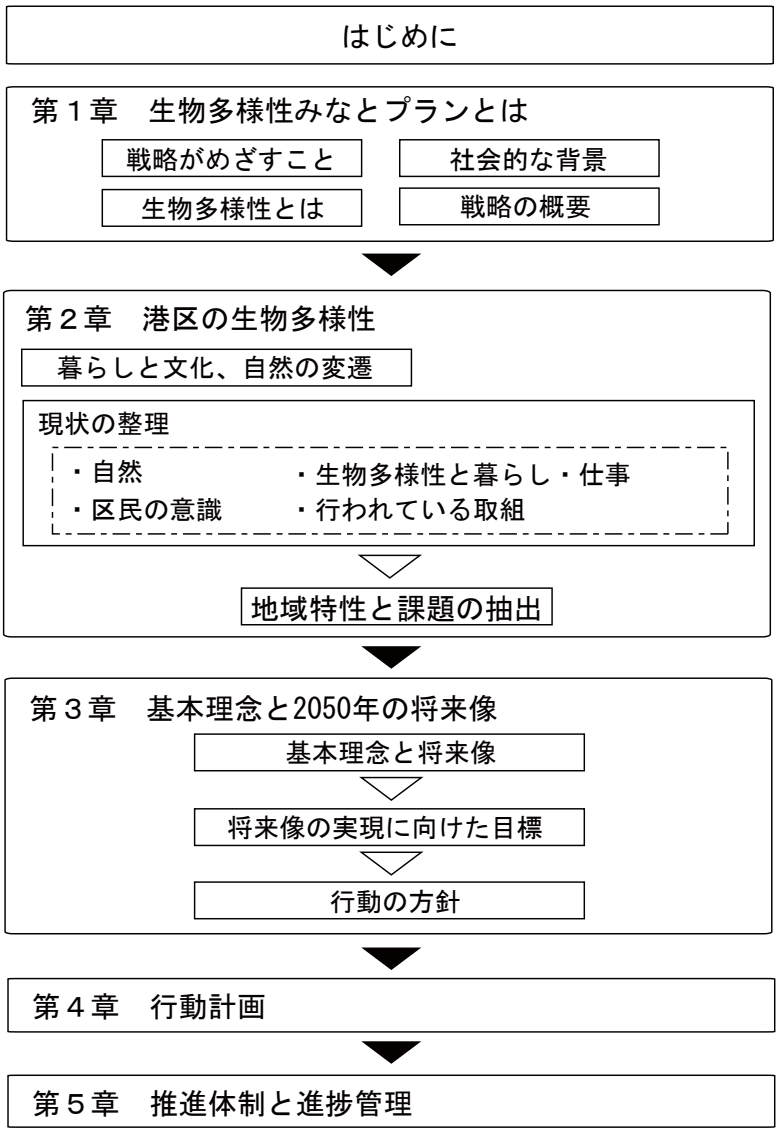

図 1-9　戦略の全体構成

第2章

港区の生物多様性

第 2 章　港区の生物多様性

1. 港区の暮らしと文化、自然と生きものの変遷

1-1　旧石器時代～平安時代の港区（海の恵みに支えられた生活）

港区域における人類の活動の最古の痕跡は、今からおよそ 1 万 4,000 ～ 1 万 7,000 年前の旧石器時代の地層から発見されています。その後、約 6,000 ～ 7,000 年前の縄文海進とよばれる温暖期をむかえると、海面の上昇とともに生物の豊かな汽水環境が広がりました。当時を伝える貝塚では、マガキやハマグリ、アサリをはじめとする多くの貝類のほか、スズキやマダイ、コチなどの魚の骨も出土しています。港区域に住んでいた縄文時代の人々が、多くの海の生きものを食べていたことがわかります。

伊皿子貝塚（約4,000年前）

弥生時代には、三田や麻布、青山、六本木などの台地上に集落が形成されました。そのなかでも三田や六本木の台地上では、古墳時代の集落も見つかっています。芝公園の森には、都内の古墳では最大規模の芝丸山古墳があります。この古墳は、5 世紀前半頃に、南武蔵一帯を支配した豪族のお墓とされています。

平安時代の末頃には、芝の漁村では製塩が行われていました。北条氏の統治下に入る 16 世紀頃には、港区域には農村が点在し、芝の金曽木（金杉）周辺では、船を持つ漁民が住んでいたようです。人々の生活は、海の恵みに支えられていたことがうかがえます。

芝丸山古墳

1-2　江戸時代の港区（その 1：理想的な循環型社会）

いまの港区域を含む江戸のまちは、1590 年の徳川氏の入府によって急速に都市化し、著しい発展を遂げます。

江戸のまちは、18 世紀前半には人口が 100 万人に達し、当時における世界最大の都市であったといわれています。この江戸のまちは大都市でありながら、ほぼ完全な循環型社会を実現していました。

人々の生活に欠かすことができない“水”は、当初は赤坂溜池が水道源として使われていましたが、神田上水・玉川上水が造られると、港区域の水は玉川上水によって、まかなわれるようになりました。やがて、江戸時代の後半になると、廉価で良質な地下水を得ることができる掘り抜き井戸も、各所に造られます。

“食”については、幕府は人口増加の食料対策として、漁業をとくに重視しました。当時は豊かな江戸前の漁場が広がり、芝の「雑魚場（ざこば）」と呼ばれた魚市場では、水揚げされた魚介類は「芝肴（しばざかな）」という愛称で、人々に親しまれていました。また、干潟では潮干狩りも行われていたようです。にぎり寿司や天ぷら、蒲焼き、佃煮といった江戸前の食文化は、この時代に庶民に広まりました。

江戸のまちでは、“排泄物”も貴重な資源でした。し尿は経済価値を持つ「金肥」といわれ、果物や野菜と交換、あるいは現金で買い取られて、農村に運ばれました。し尿は農家にとっては作物の収穫量が増える肥料に、町人にとっては現金収入となり、農村と都市の間に完全な循環の輪ができあがっていました。こうして、し尿はみだりに垂れ流されず、すべて有効に利用されていたため、まちの衛生状態も良かったといわれています。

また、食べものや資材はすべて無駄なく利用され、ごみはほとんど出なかったようです。

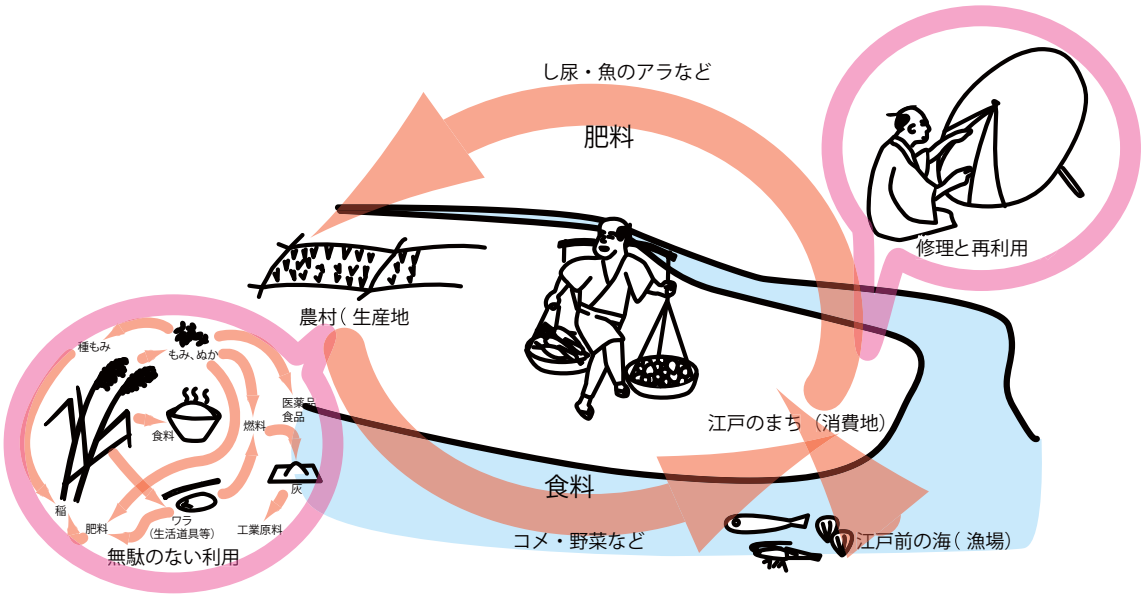

図 2-1　江戸時代の物質循環

1-3　江戸時代の港区（その 2：世界に誇る生物多様性都市）

江戸のまちは、景観の美しさも世界有数であったことが、さまざまな資料からうかがえます。樹林で囲まれた武家屋敷や寺社がたくさんあったことから、人口が多いにもかかわらず、質の高い緑地が多く見られました。また、周辺には田園や湿地帯が広がっていました。今では信じられない話ですが、タンチョウが飛来し、トキやコウノトリが営巣していたほか、現在では絶滅してしまったカワウソも見られたようです。将軍家が鷹狩りを行った鷹場も随所にありました。

港区域については、有名な浮世絵師・歌川広重が、緑の野を青く蛇行する古川、愛宕山から見下ろす品川の海など、当時の美しい眺望を浮世絵に残しています。また、幕末の 1859 年に、日本最初の外国公使館が高輪の東禅寺にできました。その初代イギリス公使ラザフォード・オールコックは、著書「大君の都―幕末日本滞在記」のなかで、江戸の緑の多さに繰り返し触れ、このような都市は世界の何処にもないと賞賛しています。

しかし、世界に誇れる生物多様性先進都市の江戸のまちも、幕末の開国から明治の時代を経ていくなか、次第に変貌を遂げることになります。

仮

●●（著作権確認要）

仮

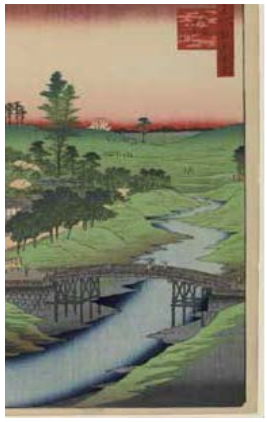

広尾ふる川（著作権確認要）

仮

芝愛宕山（著作権確認要）

1-4　明治時代から戦前の港区（近代化と埋立の時代）

慶応 4 年（1868 年）、江戸は東京と名を改め、明治政府の成立とともに、近代国家に向けて歩み始めることになります。

明治 5 年（1872 年）に日本最初の鉄道が新橋・横浜間に開通すると、西欧社会からもたらされた新しい文明と近代的な工業化の波が急激に押し寄せます。とくに明治中期から戦前にかけては、芝浦海岸の埋め立てと工場の建設が進み、東京湾に面した港区域は、一大工業地帯へと変貌していきます。その一方で、長い伝統を持つ江戸前の沿岸漁業は急速に衰退していきました。また、ホタルをはじめとする多くの身近な生きものが都心から順に消えていき、自然の景観は徐々に失われていきます。

鉄道が開通したことで、人や物資は、江戸時代に比べて広い範囲で移動するようになりました。その結果、東京にはもともといなかった野生の生きものが、よその地域から持ち込まれやすくなりました。秋になると街路樹で盛んに鳴いている中国原産のアオマツムシが、日本で最初に見つかったのは、明治後期（1900 年頃）の赤坂の榎町です。

大正 12 年（1923 年）9 月 1 日に発生した関東大震災、昭和初期の大不況を経て、世情はますます不安定となっていきます。やがて、第二次世界大戦の戦渦に巻き込まれていくことになります。昭和 20 年（1945 年）の戦争末期には、連日の空襲のため、港区域の大半が焼失してしまいました。

明治13年頃
鉄道が開通し、芝浦沖には台場（砲台）がみえる

昭和41年頃
ほぼ現在の状態

図 2-2　地形図による埋立の変化

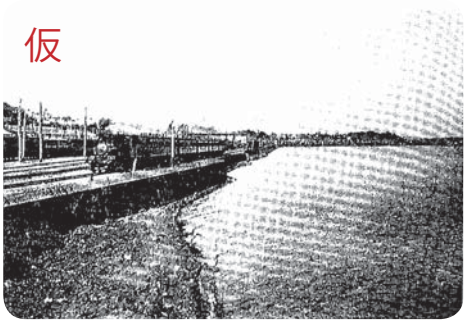

品川駅停車場（明治44年）

麻布広尾の秋（明治40年）

中国原産のアオマツムシ

1-5　戦後から高度成長期の港区（豊かさの追求とその代償）

終戦を迎え、日本の政治・行政・経済諸制度の民主化の機運が高揚していきます。昭和 22 年（1947 年）には、芝・麻布・赤坂の 3 区が統合し、港区が誕生します。

戦後の復興はめざましく、なかでも昭和 30 年代の高度経済成長は、人々の生活を物質的に豊かなものにしました。しかし、それと引き換えに、私たちは大きな代償を払うことになります。

人口が増えたことで、それまで近郊でまかなわれていた水や食料は不足がちになり、多くの物資が遠隔地から運ばれてくるようになりました。従来の重力を利用した水の供給システム、町と農村との共生関係だけでは、まちの生活が維持できなくなります。大量消費により、ごみも増えました。

郊外の農家が減り、化学肥料が普及したために、し尿の農地還元が行われなくなり、海に直接流されるようになりました。東京湾の汚濁が急速に進行していきます。沿岸域の埋め立てにより干潟が失われ、干潟が担っていた水質の浄化機能が低下したことも、汚濁に拍車をかけることになりました。

東京湾では昭和 38 年に漁業権が放棄され、少数の漁業者が自由漁業と許可漁業の範囲で漁をする程度になりました。埋め立てにより、潮干狩りができなくなったばかりでなく、人工護岸で固められた海浜は、人々を海から遠ざけることになります。縄文時代以降、恩恵を受け続けていた江戸前の海とのつながりは、ほぼ完全に断たれてしまいました。

高度経済成長は、まちの景観も一変させました。都市開発のために緑が減ったほか、古川の両岸の大部分がコンクリートの直立護岸になり、その上に首都高速道路が建設されました。江戸時代に歌川広重が愛宕山から望んだ品川の海を、見ることはできなくなりました。

明治44年の
芝浦海岸における潮干狩り

●●

●●

表 2-1　港区とその周辺の暮らしと文化、自然・生きもの年表

時代	暮らしと文化	自然・生きもの
旧石器時代	・人類活動の最初の痕跡	
縄文時代	・貝塚がつくられた （アサリやハマグリ、魚の骨などが出土）	・東京湾に汽水環境が広がっていた
弥生時代	・芝丸山古墳が築造された	
平安時代	・芝の漁村で製塩が行われていた ・金杉周辺に漁民が暮らしていた	
江戸時代	・急速に都市化した → 18 世紀前半の人口は約 100 万人 →芝に「雑魚場（ざこば）」ができた →江戸前の食文化（蒲焼きや佃煮など） ・循環型社会が実現していた →排泄物は経済価値のある「金肥」 →ゴミはほぼゼロ ・掘り抜き井戸で地下水が利用されていた ・玉川上水が築造された	・樹林で囲まれた武家屋敷や寺社ができた ・江戸周辺には水田や湿地が広がっていた ・タンチョウが飛来し、トキとコウノトリが営巣していた ・カワウソがいた ・将軍家が鷹狩りをしていた
明治時代～戦前	・鉄道が開通した ・埋立が進行した →運河の造成 →漁業が衰退 ・太平洋戦争の空襲で、焼け野原になった	・赤坂の榎町で、外来種のアオマツムシが見つかった ・麻布、広尾からホタルが姿を消した（昭和初期）
戦後から高度成長期	・急激に人口が増加した ・物資が遠くから運ばれるようになった ・漁業権が放棄された ・古川の上に首都高速道路が建設された	・古川の両岸が直立護岸になった ・お台場に人工砂浜と磯浜が創られた

参考文献：
「港区のおいたち」郷土資料館の資料より
アズビー・ブラウン (著), 幾島　幸子 (翻訳)，2011．江戸に学ぶエコ生活術．pp.224.
阪急コミュニケーションズ，東京.
石川英輔，2008．江戸時代はエコ時代，pp272．講談社、東京.
角川グループパブリッシング，東京.
貝塚 爽平，2011．東京の自然史．pp.336．講談社，東京.
品田　穣，1974．都市の自然史．pp.200．中央公論社，東京.
安田 就視・平成広重ラボラトリー 2009．江戸・東京百景 広重と歩く，pp.240.
鷲谷いづみ，2004．自然再生―持続可能な生態系のために．pp187．中央公論新社，東京.

2. 港区の自然

2-1　港区の自然の基盤と骨格

港区の自然環境の基盤は多様です。

西側の台地から東に向かって地形は複雑に傾斜し、東京湾に面して埋立地が広がっています。西側は地形の起伏に富んでいるために斜面地が多く、かつては谷底に多くの河川がありました。また、斜面の下部には、今でも各所に湧水が見られます。

いまの港区の樹林の 3 割以上は斜面林です。斜面は、平地に比べると土地を利用しにくいために、開発が進まなかったためです。

また、港区では、江戸時代に台地を中心として、多くの緑豊かな大名屋敷や寺社が造られました。赤坂御用地や有栖川宮記念公園などは、地域ゆかりの緑地として、今に引き継がれています。

起伏に富んだ地形に由来する水系と斜面林、地域ゆかりの緑地の存在が、港区の自然の骨格です。

2-2　港区の緑被分布

港区は、23 区のなかでは緑地に恵まれています（緑被率は 21.78%で、23 区で第 4 位）が、市街地が広い面積を占めています。緑地はまばらに分布し、つながりに乏しいので、生きものが移動しにくくなっています。

地域ゆかりの緑地
（有栖川宮記念公園）

湧水（柳の井戸）

高輪地区の斜面林

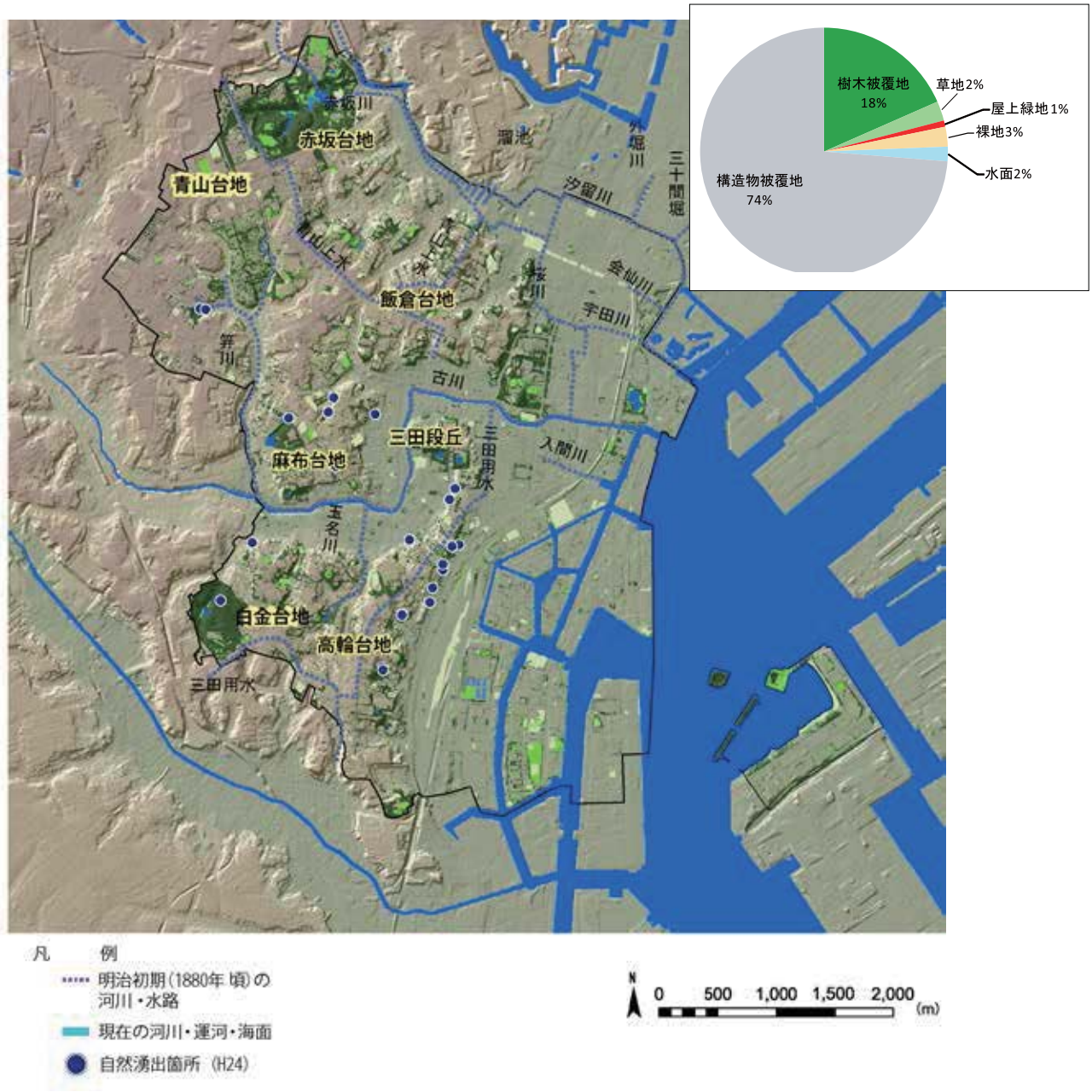

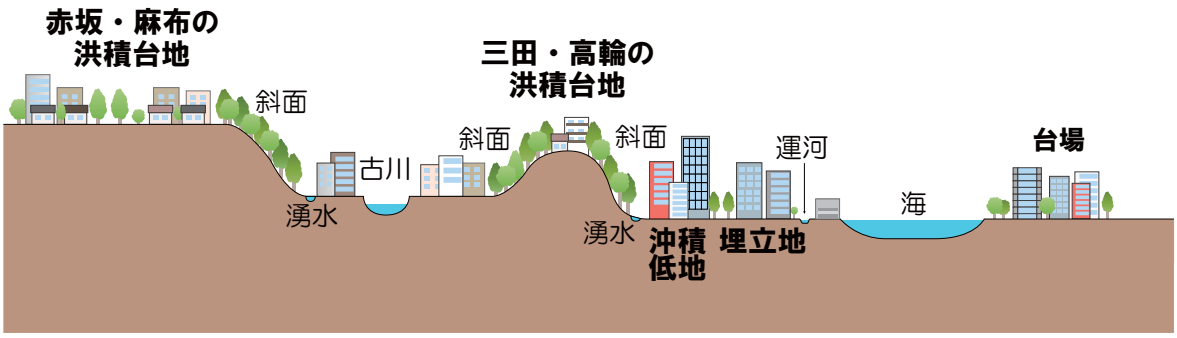

図 2-3　港区の地形・水系と湧水の自然湧出箇所

「港区みどりの実態調査（第 8 次）」（平成 24 年、港区）をもとに、河川に関する参考文献として

「川の地図辞典　江戸／東京 23 区編」（平成 19 年、菅原健二）を参照し作成

2-3　港区の特徴的な緑地

2-3-1　地域ゆかりの緑地

地域ゆかりの緑地は、港区の自然の骨格です。

それらの多くは水害から逃れるために、赤坂、麻布、白金といった台地に造られました。赤坂御用地、自然教育園、有栖川宮記念公園といった地域ゆかりの緑地には、この一帯に昔から見られた在来種が多く残っています。

また、第三台場と第六台場は、幕末のペリー来航の際に、江戸幕府が防衛のために築いた埋立地で、独特な景観を作り出しています。これらは今の港区では貴重な緑地となっていて、とくに第六台場は、人が立ち入らないため、鬱蒼とした森になっています。

ここでは、港区の生物多様性にとって重要な拠点で、かつ、生きものについて詳しく調べられている自然教育園と赤坂御用地について、その概要をご紹介します。

① 自然教育園

太古から樹林であったと考えられています。面積は約 20ha で、長年にわたり自然に近い状態で環境が保たれてきました。園内には広大な樹林、池のほか、3 ヶ所の湧水があります。

自然教育園の生きものは、1969 年以降に詳しく調査されており、これまでに 4,034 種が確認されています。カワセミが繁殖しているなど、都会では少ない種が多く見つかっています。

自然教育園の樹林

カワセミ

② 赤坂御用地

江戸時代以前、現在の赤坂御用地一帯は原野だったといわれています。面積が約 50ha で、古くから残る広大な緑地です。

赤坂御用地の生きものについては、国立科学博物館が、2002 年～ 2003 年にかけて哺乳類、鳥類、昆虫類、クモ類、土壌動物およびプランクトンの調査を行い、1,848 種が確認されています。ここでも、モノサシトンボ、ウチワヤンマなど、都会では珍しい生きものが多く見つかっています。

上空から見た赤坂御用地

ウチワヤンマ

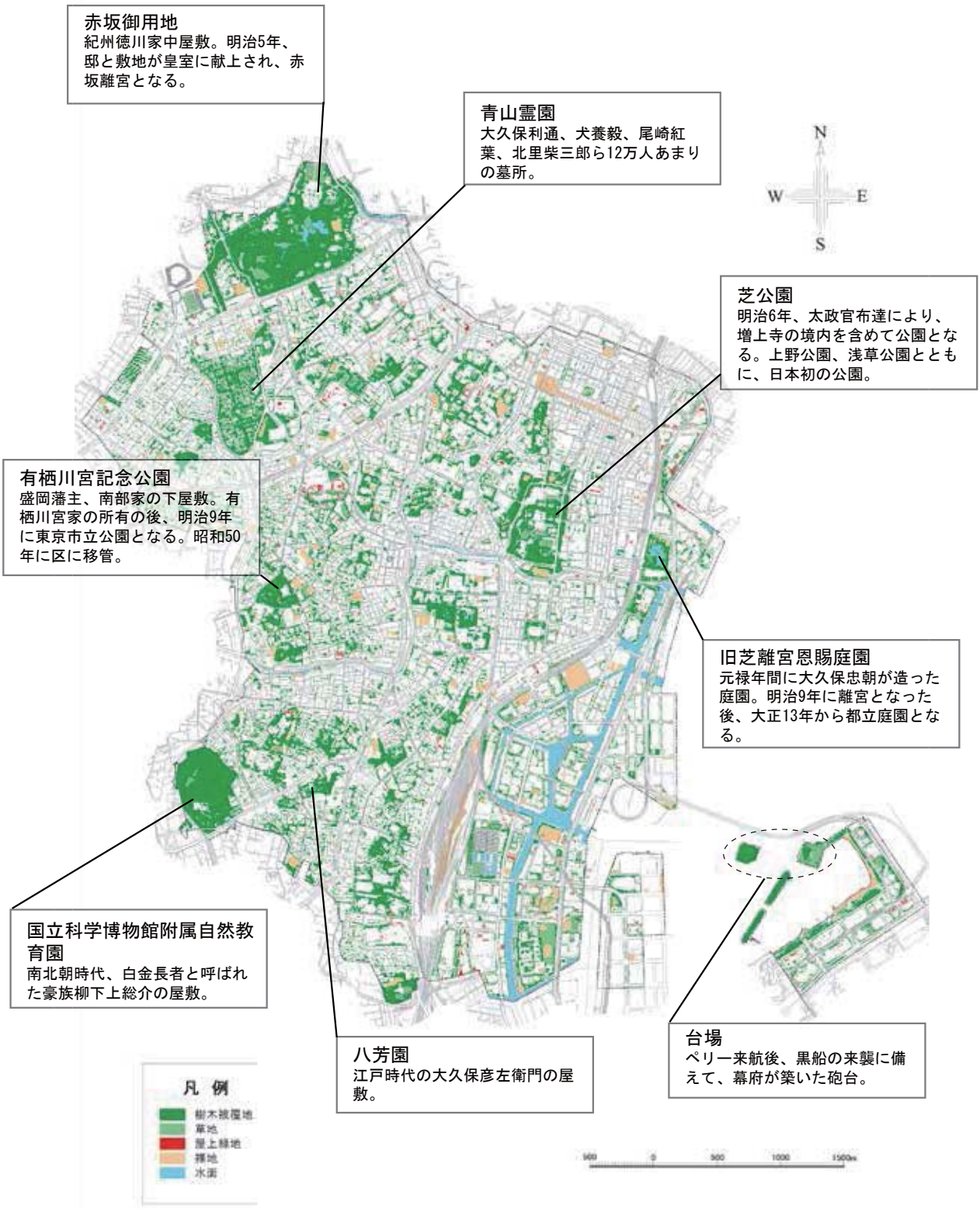

図２-4　主な地域ゆかりの緑地

2-3-2　増えている緑地

港区では、緑地の面積が増えています。

平成 23 年に実施した「港区みどりの実態調査（第 8 次）」の結果、平成 18 年から区立や都立の公園・緑地が 7 箇所、面積にして約 37,000㎡が増えていることがわかりました。

また、屋上緑地と壁面緑化も増えています。とくに屋上緑地の面積は著しく増加しています。

さらに、民間の再開発などで、公開空地などとして緑地が創られています。こうした緑地には、景観を重視したものばかりでなく、地域の生物多様性に配慮したものも見られます。

そのほか、公園・緑地では、少しずつですが、地域の自然に配慮したビオトープが創られています。

このような緑地は、外来種を移入しないなど、適切な管理が行われれば、いずれは港区の生物多様性の質の向上に、大きな役割を果たすことが期待できます。

表 2-2　公園・緑地と屋上緑地の推移

区分		平成 18 年	平成 23 年	増減
公園・緑地	箇所数	144 箇所	151 箇所	7 箇所増加
	面積	982,700㎡	1,019,665㎡	36,965㎡増加
屋上緑地	箇所数	2,058 箇所	2,279 箇所	221 箇所増加
	面積	95,240㎡	169,976㎡	73,736㎡増加
壁面緑化	箇所数	64 箇所	106 箇所	42 箇所増加
	面積	6,570㎡	7,769㎡	1,199㎡増加

アークヒルズ仙石山森タワーの公開空地
地域の生物多様性に配慮されている

六本木ヒルズの屋上緑地

平成24年に全面開園した港南緑水公園

2-4　港区の自然

2-4-1　樹林

港区の緑地を、樹木被覆地、草地、屋上緑地、裸地および水面に区分すると、樹木被覆地の面積が最も広く、港区全体の約 18%を占めます。

しかし、樹林の多くは公園や庭園で、生きものにとって過度な管理がなされており、高木、亜高木、低木および草本といった階層構造が十分に発達していないため、多くの生きものにとって暮らしやすい環境ではありません。

一方、社寺林や斜面林はあまり手を入れられていないので、林床に枯れ枝や枯れ葉、実生などが残っています。また、自然教育園などには、自然のままの樹林が残っています。そこでは、キビタキやヒグラシといった都心では少なくなってしまった生きものをみることができます。このような樹林は、港区ばかりでなく、都心の生きもののすみかとして核となる場所です。

また、第三台場と第六台場は、幕末のペリー来航の際に、江戸幕府が防衛のために築いた埋立地で、独特な景観を作り出しています。第六台場は人が立ち入らないため、鬱蒼とした森になっており、カワウ、コサギ、ダイサギといった水鳥が、繁殖コロニーを作っています。

ヒグラシ

キビタキ

第六台場の水鳥の繁殖コロニー

自然のままの樹林が見られる
高輪森の公園

2-4-2　少なくなった草地

草地は、公園や大学のグラウンド、墓地、学校の屋上などにありますが、その面積は減っており、港区全体に占める面積は２％に過ぎません。そして、その多くは、生きものの少ない芝地です。

平成 20 ～ 21 年の調査で、20 年前には港区に生息していたヒバリ、セッカといった草地性の鳥類が見つからなかったことからも、生きものが暮らしやすい草地が減っていることがわかります。

さまざまな高さや種類の草が生えている草地には、多くの生きものがいます。

たとえば、平成19年に造成された三田台公園のビオトープは、草刈りの回数が少なく、また、エリアを区切って時期をずらして草が刈られているため、いろいろな高さの草が入り交じって生えています。そこではオオカマキリやショウリョウバッタなど、多くの草地性の昆虫類を見ることができます。

カントウタンポポは、絶滅危惧種に指定されていませんが、23 区では少なくなってしまった植物です。港区では、青山霊園と亀塚公園に群生しています。とくに、亀塚公園のビオトープでは 400 株以上が生育しており、保全活動が行われています。

三田台公園ビオトープに多い
オオカマキリ

亀塚公園ビオトープに群生する
カントウタンポポ

港区から姿を消した
ヒバリ

注1：「絶滅危惧種」とは、人間の活動の影響で、絶滅のおそれのある生きもののことです。日本全国レベルでの絶滅危惧種は環境省が、東京都レベルでの絶滅危惧種は東京都が、それぞれレッドリストとして、公表しています。

2-4-3　池と川

港区では、公園や社寺に池があります。港区にある池は、いずれも周囲の川や池とのつながりがなく、閉鎖的な水域です。

池では、魚類やトンボ類、アメンボ類といった水生昆虫類などが暮らしているほか、ヒキガエルが産卵にやってきます。また、水面の広い池では、カモ類やサギ類といった鳥類を見ることもできます。

しかし、港区にある多くの池には、ペットとして飼われていたアカミミガメやキンギョ、アメリカザリガニなどの外来種が移入され、ギンブナやクロダハゼ（トウヨシノボリ）といった地域に昔からいた在来種を追いやっています。今後も在来種が生息できるような環境づくりが必要です。

また、有栖川宮記念公園の池の注ぐ流水路では、23 区ではほとんど見られないオニヤンマのヤゴとサワガニが見つかっており、これらの生息空間の保全が必要です。

港区の代表的な河川は古川です。延長は 4.35km で、新宿御苑、明治神宮の池を主な水源とし、港区を横断し、東京湾に注ぎます。満潮時には古川橋のあたりまで海水が入ってくるため、ニホンウナギやスズキ、ボラ、モクズガニなどが海から遡上してきます。狸橋周辺など、海水の影響を受けない上流部では、日当たりが良く水草が生育しているところがあり、メダカやドジョウといった淡水にすむ在来の生きものが暮らしています。

しかし、近代に治水対策として両岸が直立護岸となり、高度成長期には川の上に首都高速道路が建設されました。そのため、日当たりが悪くなり、概して生きものが暮らしにくい環境になっています。

また、明治以降の流域の都市化によって流量が減少するとともに、水質が悪化しました。平成 7 年からはじまった下水道局落合水再生センターの高度処理水の送水により、改善されつつありますが、さらなる流量の増加と水質の改善が必要です。

旧芝離宮恩賜庭園の池

有栖川宮記念公園で見つかった
オニヤンマのヤゴ

クロダハゼ（トウヨシノボリ）
名前は赤坂にあった黒田侯爵邸庭園の池で採集されたことにちなみます

古川に生息するニホンウナギ

2-4-4　東京湾と運河

東京湾に面する港区は、かつては目の前に干潟が広がっていました。その後、近代になってから干潟は埋め立てられ、波打ち際は垂直護岸になりました。その結果、干潟や自然の海岸線はなくなりました。

平成 20 ～ 21 年の調査で、20 年前には港区に生息していたハマシギという干潟で暮らす鳥類が、姿を消したことがわかっています。現在の人工護岸には、ムラサキイガイやコウロエンカワヒバリガイなどの外来種が多く付着しています。

しかし、自然海岸を模した砂浜と磯浜が、1970 年代に台場地区に創出されて、多くの生きものが見られるようになりました。ハゼ類やイシガレイ、アサリといった干潟にすむ生きもの、ハマヒルガオやチャイロチビゲンゴロウなどの海浜性の生きものが見つかっています。また、台場地区では、アマモ場の再生や海苔の養殖も行われています。

港区には 12 の運河があります。その幅は 15 ～ 160m とさまざまで、すべて垂直護岸になっています。運河は、1910 年代に始まった埋立とともに造られ、荷物運搬用の船舶や釣り舟の水路として、今も機能しています。しかし、流入する生活排水などの影響で、水質が悪化する季節があります。

垂直護岸になっているために浅場が少ないこと、水質が悪くなる時期があることから、見られる生きものは限られます。しかし、環境省が絶滅危惧種に指定しているホソアヤギヌという藻類が生育しています。また、冬にはユリカモメの大群が見られるほか、キンクロハジロやホシハジロなどのカモ類が、ここで冬を過ごします。

芝浦周辺の運河では、カニの生息に配慮した環境の創出が行われています。

かつての江戸前の海には魚介類が豊富で、私たちの祖先にとって、これらは重要なタンパク源でした。その後、明治時代以降の埋立や汚染水の流入、護岸の整備などにより漁業資源は減り、私たちと海のつながりも薄れてしまいました。現在では、釣り船や屋形船などの遊漁のほかに、細々と漁業が営まれている程度です。

お台場海浜公園の人工磯浜

港区から姿を消したハマシギ

お台場で見つかったアサリ

海浜性のハマヒルガオ

運河で冬を越すキンクロハジロ

東京湾に浮かぶ屋形船

仮

2-4-5　港区で暮らしている生きもの

平成 20 ～ 21 年に、港区が区内の主要な 44 箇所の緑地や水域で行った「港区生物現況調査（第 2 次）」では、2,171 種類の生きものが確認されました。

しかし、生物相は都市的で、ハシブトガラスなどの都市に適応した種が優占しています。広い緑地が必要なほ乳類は、3 種しか見つかっていません。外来種は 212 種が見つかっており、海に近い芝浦港南地区で多い傾向があります。

その一方で、台地上にある地域ゆかりの緑地や自然が創出された台場地区を中心に、環境省や東京都が絶滅危惧種に指定している生きものが、98 種も見つかっています。

表 2-3　港区で暮らしている生きもの

分類群	種類数	絶滅危惧種	外来種
植物（維管束植物）	637	18	146
コケ（蘚苔類・地衣類）	90	―	1
きのこ（担子菌類）	54	―	―
鳥類	77	27	3
ほ乳類	3	―	1
は虫類	9	5	1
両生類	3	2	1
昆虫類・クモ類	724	11	16
土壌動物	199	1	5
淡水魚類	31	7	9
淡水の底生動物	146	9	13
淡水の水生植物	3	1	1
海水魚類	47	11	1
海の底生動物	135	5	14
海藻	13	1	―
合計	2,171	98	212

「港区生物現況調査（第 2 次）報告書」（平成 22 年、港区）のデータから作成

2-4-6　身近にある大切な自然

①　絶滅危惧種

絶滅危惧種とは、人間の活動の影響で、絶滅のおそれのある生きもののことです。日本全国レベルでの絶滅危惧種は環境省が、東京都レベルでの絶滅危惧種は東京都が、それぞれレッドリストとして公表しています。

平成 20 ～ 21 年に港区が行った調査で、港区からは、98 種の絶滅危惧種が見つかっています。全国レベルでの絶滅危惧種は、マツバランやハヤブサ、メダカなど、東京都レベルでの絶滅危惧種は、アオダイショウやオニヤンマ、テナガエビなどです。

絶滅危惧種と一言でいっても、それぞれが暮らすために必要な条件はさまざまで、その生息の有無は、多様な環境の変化を知るひとつの目安にもなります。

港区では、地域ゆかりの緑地で多くの絶滅危惧種が見つかっています。自然教育園では長年の調査で●種、赤坂御用地では●種の絶滅危惧種が確認されています。緑地の面積が広いこと、人の手があまり入っていないことから、多くの生きものが暮らしやすい環境が保存されているためです。

メダカ
全国レベルで
絶滅危惧Ⅱ類
（古川など）

ベニイトトンボ
全国レベルで
準絶滅危惧
（エコプラザなど）

マツバラン
全国レベルで
準絶滅危惧
（青山霊園など）

アオダイショウ
東京都レベルで
準絶滅危惧
（お台場など）

港区で見つかっている絶滅危惧種

②　天然記念物・巨木など

港区では、自然教育園と 6 本の樹木が天然記念物に指定されています。

また、「東禅寺（高輪）のアカガシ林とシラカシ林」、「自然教育園（白金台）のスダジイ林」は、環境省が特定植物群落に指定し、わが国の自然を健全な姿で後代に伝えるために、保護対策を検討する必要があるとしています。

旧細川邸のシイ（スダジイ）
東京都の天然記念物

2-5　生態系をかく乱するもの（外来種と気候変動）

2-5-1　外来種

外来種とは、もともと地域にいなかったのに、人間の活動によって、よその地域から運ばれてきた生きもののことです。港区からは 212 種の外来種が見つかっています。とくに陸上植物で多く、約 3 割の種類が外来種で、場所によっては生態系の主要な構成要素になっています。埋立地である湾岸地域で多い傾向があります。

区内の池には、アメリカザリガニ、肉食性魚類のオオクチバスやブルーギルといった外来種が見られます。これらは人が放したものが起源です。また、東京湾に面する港区には、多くの船が外国から入港しますが、その船の底に付着したり、バラスト水[注1]に混じったりして、外国から生きものが運ばれ、その一部がすみついています。岸壁に付着しているムラサキイガイ、砂浜にいるホンビノスガイはその例です。

外来種は、在来の生きものに悪い影響を与えるので、対策が必要です。弁慶堀や有栖川宮記念公園の池では、釣りの対象魚として外来種が放流されており、釣りの楽しみと生物多様性保全の合意点を考える必要があります。

環境省は平成 17 年に「外来生物法」を制定しました。この法律では、生態系、人の生命・身体、農林水産業にとくに影響を与える外来種を「特定外来生物」に指定し、飼育や栽培などを規制しています。また、取り扱いに注意が必要な種を「要注意外来生物」に指定しています。

また、外来種ではありませんが、都市環境に適応して増えすぎている生きものも問題です。ハシブトガラスは、私たち人ばかりでなく、生態系にも影響を及ぼしています。

肉食のブルーギル（特定外来生物）

砂浜で増えたホンビノスガイ

池に多いアメリカザリガニ（要注意外来生物）

池で増えているホテイアオイ（要注意外来生物）

仮

港区にいる外来種

注1：貨物船が空荷のとき、安定性を保つために船内に取り入れる水のこと。船外に排出されるとき、ほかの地域の生きものも排出されてしまいます。

2-5-2　気候変動

気候変動による地球温暖化が進んでいます。

地球温暖化やそれに伴う海水面の上昇があまりに急激なので、生きものは耐えきれず、生物多様性が失われていくといわれています。

ホッキョクグマは、北極の氷河が溶け出していることで、生息地の減少が危惧されています。日本でも、日本アルプスの高山に生息するライチョウの個体数が、減っていると報告されています。

証明できるデータは乏しいのですが、港区でも、南方系の生きものが侵入・定着・拡大しつつあるようです。

ツマグロヒョウモン
南方系のチョウですが、都心でも見られるようになりました。

ヒナハゼ
沖縄など南方域に多い魚ですが、2003年に高浜運河で見つかり、現在では繁殖もしているようです。

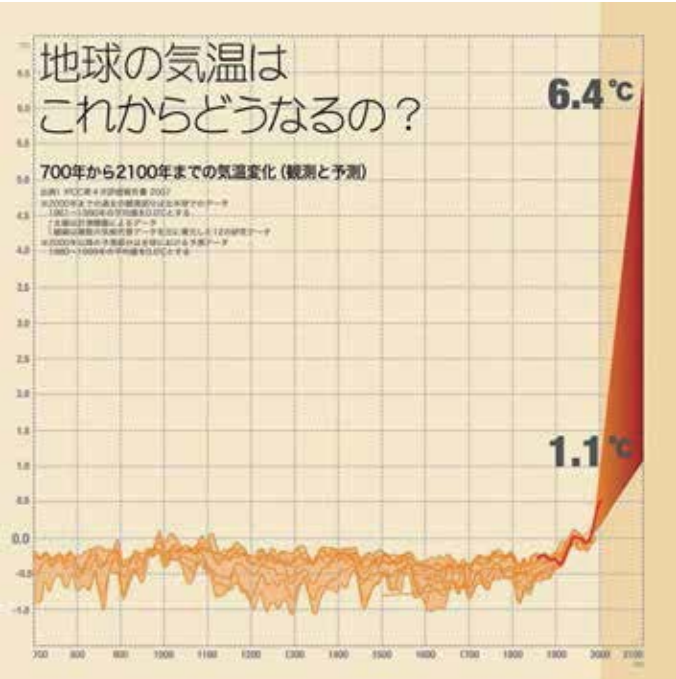

図 2-6　700 ～ 2100 年までの気温変動（観測と予測）
「IPCC 第 4 次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約」
（平成 19 年、文部科学省・経済産業省・気象庁・環境省）から引用

3. 生物多様性と今の港区の暮らし・仕事

3-1　情報発信力と影響力のある大都市・港区

港区には、現在約 23 万人が住んでおり、人口は、平成 32 年までは緩やかに上昇すると予測されています。白金、高輪といった閑静な住宅地に加え、都心を一望できる高層マンションもあります。また、産業の中核地でもある港区は、23 区で最多の事業所数を持ち、昼間人口は 90 万人を超えます。台場地区や東京タワー、六本木などには、多くの人が観光に訪れます。

また、全国の市区町村で最も多い 82 カ国の大使館が置かれ、人口の約 1 割を外国人が占めており、国際性が豊かなことも港区の特徴です。

このような港区には、強い情報発信力と影響力があります。

仮

六本木の繁華街

仮

オランダ大使館

3-2　世界の生物多様性に負荷を与えている都市の暮らし・仕事

3-2-1　いまの港区の物資の流れ

江戸時代の港区では、江戸前の海で漁業を営み、近郊の農村で米や野菜を収穫し、排泄物は肥料として再利用されるといった循環型社会が成り立っていました。

しかし、現在、そのような物資の循環は崩れています。食べ物、木材などのさまざまな物資のほとんどは、国内の農漁村地域や海外から供給されています。港区の食料自給率はほぼ0%です。そして、使った資源の一部は再資源化・再利用されますが、多くは焼却、あるいは埋立地で処分されています。

ごみの量は減少傾向にあるものの、平成 22 年度の一人あたりのごみの量は、全国平均の 2 倍以上（全国平均の 976g/ 人・日 に対し、港区では 2,137 g/ 人・日）です。ごみの過半数は、持ち込みごみ（事業者自ら、または一般廃棄物収集運搬業者が処理施設に搬入するごみ）です。

排泄物は下水処理を経て、海へ放流されています。

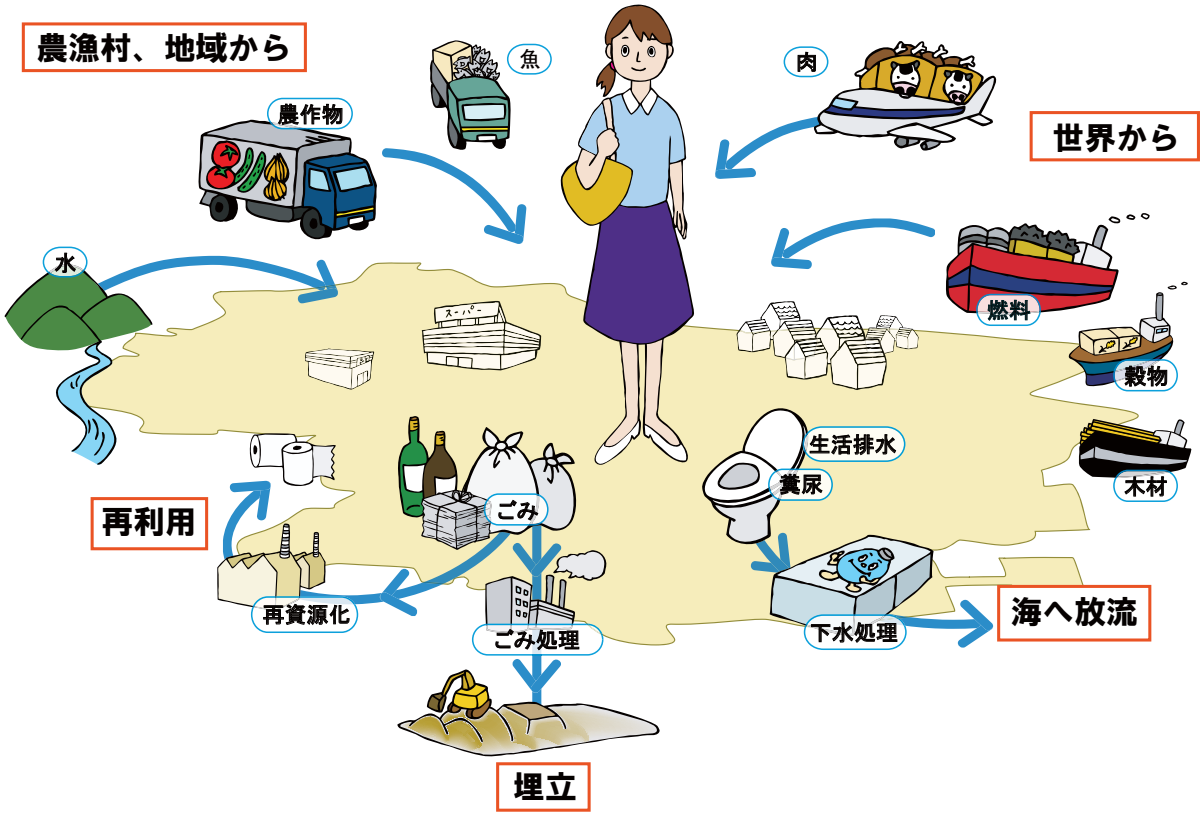

図 2-7　いまの港区の資源の流れ

3-2-2　水の流れ

港区の水道水は、広範囲の流域に依存しています。

利根川、荒川および多摩川がその水源で、それぞれの流域をあわせると、東京都、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県および神奈川県の１都６県にまたがり、港区は、その最下流に位置します。

河川水の源は水源林に降った雨水です。取水された河川水は浄水場で処理され、水道管を通じて供給されています。

排水は芝浦水再生センターで処理されています。処理水のほとんどは運河を介して東京湾に放出されますが、一部は雑用水や環境用水等として再利用されています。

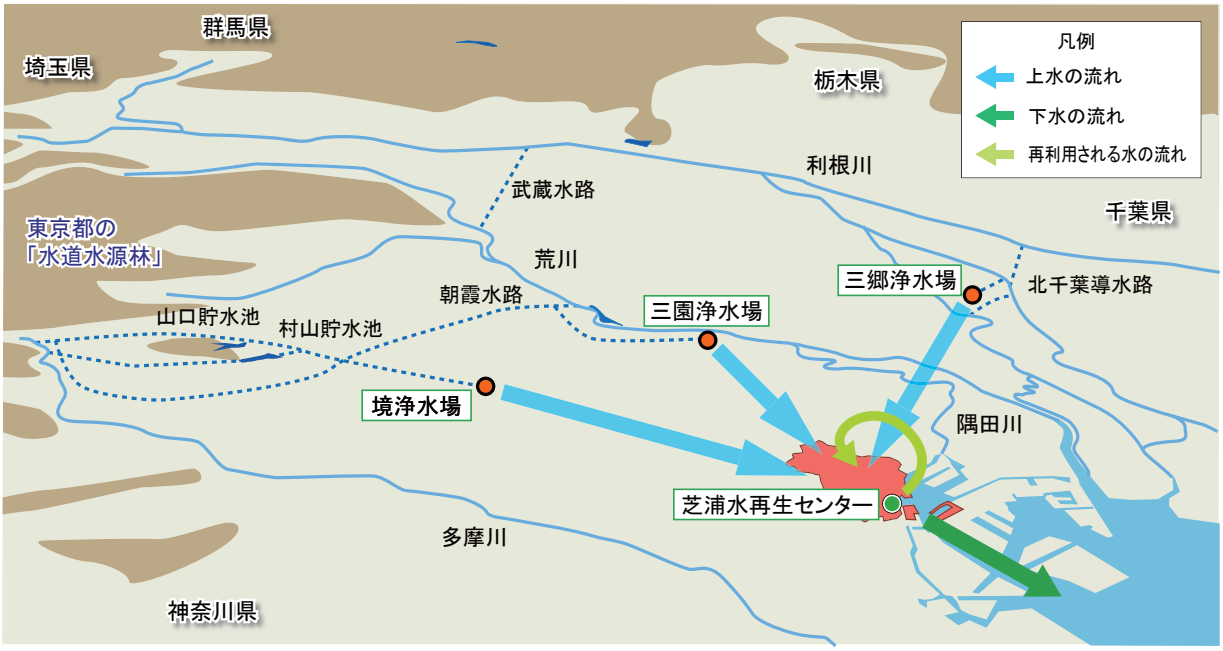

図 2-8　東京都の水道水源と浄水場別給水区域の概要
東京都水道局ホームページ／東京の水道水源と浄水場別給水区域（拡大図）
東京都下水道局ホームページ/芝浦水再生センターから作図

3-2-3　エネルギーの供給源

港区で使用されている電力の大部分は、一般電気事業者である東京電力から供給されています。

平成 23 年度の東京電力による発電種別電力供給量は、CO_2 排出量の比較的少ないガス火力発電（41%）が最多で、原子力発電（26%）、石油・石炭火力発電（19%）、水力発電（14%）がこれに次ぎます。そのほか、量は多くありませんが、風力発電、太陽光発電およびバイオマス発電による電力も供給されています。これらの電力のほとんどは、関東近県の発電所から、高圧線を通じて供給されています。

港区は平成 24 年以降、おもに風力や太陽光など、小規模な再生可能エネルギーを取り扱う PPS（特定規模電気事業者）と電気需給契約を締結しており、区内の小中学校などに電力が供給されています。

また、区民や事業者を対象に、地球温暖化対策助成制度を設け、太陽光パネルやガス発電システム等の設置を推進しているほか、区内の学校や公園では、小規模な太陽光発電も行っています。

なお、家庭で使用される LP ガスや都市ガスなどは、96.8%が外国から輸入された天然ガスを原料としています。

図 2- 9　電気、ガスの供給源の概要

東京電力ホームページ／数表でみる東京電力　4. 電力供給設備、港区ホームページ/特定規模電気事業者（PPS）との電気需給契約締結について（2012年8月）、資源エネルギー庁ホームページ／「統合エネルギー統計」から作図

※平成23年3月の福島第一原発事故後は、原子力発電は停止し、火力発電による供給量が増加しています。

3-2-4　暮らし・仕事が生物多様性に与えている影響

私たちの暮らし・仕事は、世界の生物多様性に悪い影響を与えています。

いまの港区の物資の流れは、原産地の生物多様性に悪い影響を与えるばかりでなく、輸送やごみの消却の過程で、温室効果ガスである CO_2 を大量に排出しています。港区の CO_2 の排出量は、東京都の 62 市区町村で最多です。オフィス系の排出量（民生業務部門（業務））が多いことが特徴です。

京都議定書でわが国は、平成 2 年を基準として、CO_2 排出量を目標期間（平成 20 年から平成 24 年）までに 6%の減少を目指すとしています。しかし、港区では、平成 2 年の 2,970 千 t から、平成 21 年には 3,898 千 t と、30%以上も増えています。

オフィスビルが増え、まちは発展していますが、その反面で地球温暖化を加速させており、私たちの暮らし・仕事を支えている世界の生物多様性に悪い影響を与えています。

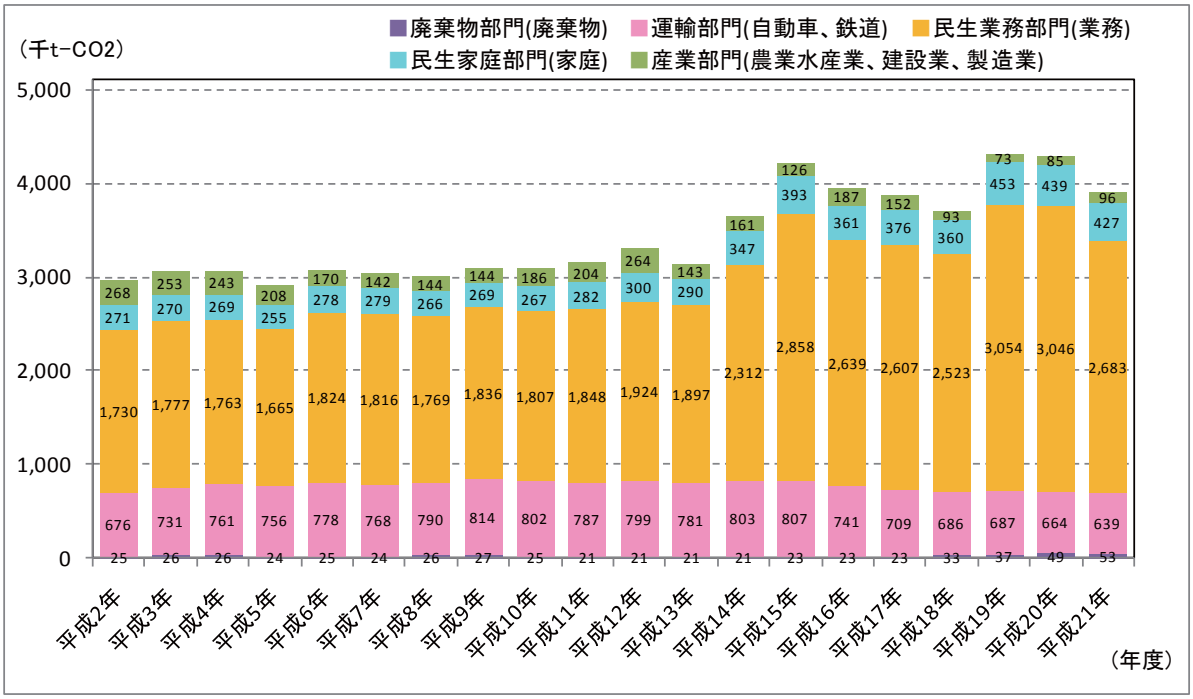

図 2- 10　港区の CO_2 排出量
「港区地球温暖化対策地域推進計画（素案）」（平成24年　港区）のデータから作図

自然エネルギーの効果

いま、私たちが使っている電力、石油などのエネルギーの多くは、化石燃料からつくられています。化石燃料は、地質時代からの動植物などの死骸が長い年月をかけて地中に堆積してできたもので、近い将来になくなる可能性があります。

化石燃料を使うと、CO_2などの温室効果ガスが排出されるので、地球温暖化などの気候変動につながります。気候が変われば、自然環境にも影響が現れてきます。私たちが今、その恵みを受けている生物多様性にも大きな変化が生じ、私たち人類の存続にも関わってくるといわれています。

一方、太陽光、風、地熱といった自然の力を利用したエネルギーが、自然エネルギー（再生可能エネルギー）です。これはなくなる心配がありません。

自然エネルギーの利用は、温室効果ガスを排出する心配がなく、地球温暖化を防ぐ有効な対策で、世界でその利用が進められています。もっとも、太陽や風はいつでもあるわけではないので、私たちに都合よくできないことがあることが欠点です。こうした自然エネルギーは、現状では補完的に利用されているのが実情です。

エコプラザの風力発電施設

三田台公園の太陽光パネル

3-3　生物多様性に関わる教育

生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するためには、一人ひとりが暮らしと生物多様性のつながりを知り、その大切さを認識して、行動していく必要があります。そのために、環境教育は重要です。生物多様性は環境問題全般に広く関わるため、環境教育は、生物多様性を普及するための教育といいかえることもできます。

教育機関における環境教育はきわめて重要です。文部科学省のホームページでは、学習指導要領と並んで、環境教育という項があり、各教科と環境教育の関係をまとめています。そこでは、ほとんどすべての教科が、環境教育に関わりがあることを示しています。

教育機関では、ビオトープの維持管理などの取組も行われていますが、それらの機関を対象にしたアンケート結果によれば、人材や専門知識の不足といった課題も指摘されています。

学校教育だけでなく、幅広い年齢層に対する教育も重要です。港区では、生物多様性に関連する教育活動として、区や事業者が主催している自然観察会や自然体験活動、東京海洋大学江戸前 ESD 協議会が行っているサイエンスカフェやワークショップのような学びの講座、田んぼづくりなどの食育活動のほか、エコライフフェアのようなイベントも行われています。

生物多様性に対する認識がまだ低い現状では、学校教育や区の活動だけでなく、大学や事業者などのさまざまな主体が教育の担い手となり、生物多様性の重要性を広めていく必要があります。

3-4　自然体験の場

自然体験の場が不足しています。

自然との関わりは、自然、すなわち生物多様性の大切さに気づくきっかけとなるだけでなく、人の感性や身体能力を成長させるためにも重要です。自然体験が豊富な子どもほど、道徳観・正義感が身につくことがわかっています[注1]。

公園は、子どもたちが身近に自然を体験できる場です。また、一般区民を対象としたアンケートの結果で、9 割の区民が身近に自然を感じられる場所として公園・庭園をあげており、公園は自然体験の場として重要という意識を持っているようです。しかし、ほとんどの公園では、人の利用に重点をおいた管理を行っているために、生きものが少なく、自然体験の場として十分に機能していません。

子どもが身近に自然を体験できるもう一つの場は学校です。外周の植え込みやビオトープで、子どもたちは土や生きものにふれることができます。このような場を、さらに生きものがすみやすくすることで、ふれあう機会を増やすことができます。

区民が気軽に利用できる農園は、生物多様性の大切さを感じることができる場として重要です。元麻布には、畑付きの住宅、コミュニティ・ガーデン「元麻布農園レジデンス」があります。開発の進んだ港区で土地を確保することは容易ではありませんが、遊休地を活用するなどして、農園の数を増やすことが望まれます。

南麻布には、釣り堀「衆楽園」があります。釣り堀は、釣った魚にふれることで、いのちの大切さを身近に感じることができます。

六本木ヒルズの映画館のある建物の屋上には田んぼがあり、毎年区内の子どもたちなどが田植え、稲刈り・餅つきを体験しています。カエルやドジョウなどの動植物とふれあうこともでき、都心で土の感触、収穫の喜び、産物や自然への感謝を実感しています。

本村小学校の外周

御田小学校のビオトープ

畑付きの住宅
「元麻布農園レジデンス」

六本木ヒルズの田んぼ

注1：文部科学省ホームページ／生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ　－「青少年の［生きる力］をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について」－（中間まとめ）

3-5　緑地や雨水浸透面が少ないことで起きていること

3-5-1　ヒートアイランド

豊かな緑は、私たちに〝涼〟を提供してくれます。これは生態系サービスの調整機能の恩恵です。

しかし、港区は 8 割近くが市街地であることから、こうした調整機能が低下しています。

港区に最も近い東京管区気象台（千代田区）の記録によると、20 世紀の 100 年間で平均気温が約 3℃上昇していました。これは、地球温暖化の影響だけでなく、ヒートアイランド現象（都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象）による影響が顕著であることを示しています。

ヒートアイランド現象の原因は、エアコンの排気などの人工的な排熱の増加のほか、緑地の減少やアスファルトの舗装面積の増加による自然の冷却機能が低下したことにあります。

港区では、商業・業務系のビルや舗装道路が多い新橋・六本木・芝浦付近が、とくに気温が高いホットスポットです。昼間に海風の影響を強く受ける品川ふ頭付近や、緑が多い自然教育園とその周辺の緑の多い住宅地は、気温が低いクールスポットとなっています。

3-5-2　都市型水害

地表面が舗装されていない緑地は、雨水が地中に浸透するため、水害の発生を抑制します。これも生態系サービスの調整機能です。

港区のような都市では、アスファルトなどで地表が広く被われているために、雨水が地中に浸透することなく表流水になります。短時間で急速に水の量が増えてしまうため、地下道への浸水などの、都市型水害が起こりやすくなっています。

また、港区の 1 年間の降水量は減少傾向にある一方で、短時間に多量の雨が降ることが多くなっており、これも都市型水害が発生する危険性を高めています。

地下貯水槽を設置するなど、さまざまな対策が行われていますが、緑地の面積を増やすことも、こうした被害を防ぐ対策になります。

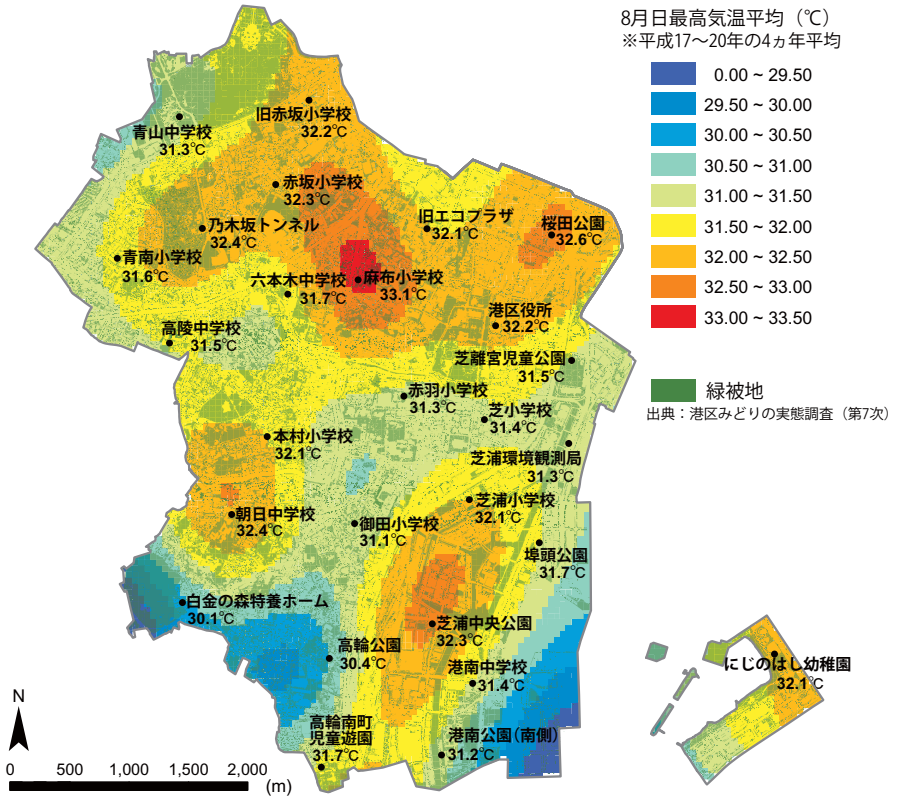

図 2-11　８月の日最高平均気温（平成 17 年～ 20 年平均）

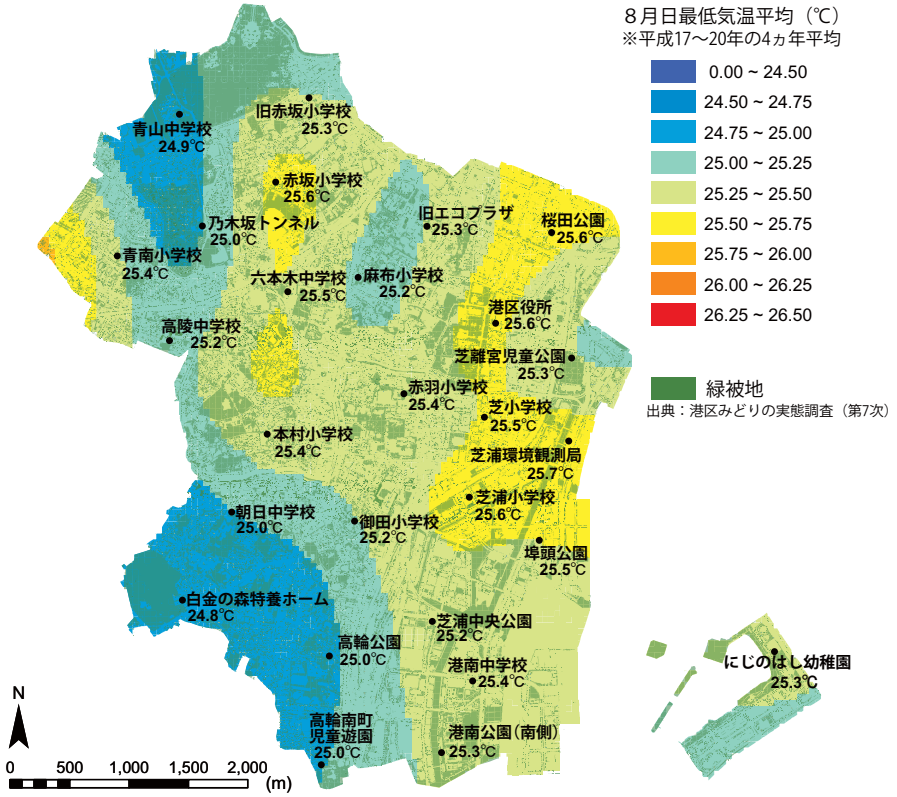

図 2-12　８月の日最低平均気温（平成 17 年～ 20 年平均）

「平成 20 年度ヒートアイランド現象データ等解析調査業務報告書」（平成 21 年、港区環境・街づくり支援部）から引用

4　区民等の意識

4-1　アンケート調査

生物多様性みなとプランの策定にあたり、平成 24 年 10 ～ 11 月に、区民、事業者、教育機関および区立小学 5 年生・中学 2 年生を対象としたアンケート調査を行いました。その結果からわかったことは、次のとおりです。

①生物多様性という言葉の認知度：低い。
②環境問題や自然に対する意識：高い。
③各主体における取り組みの状況と課題：進んでいない。時間や専門知識の面で課題あり。
④多くの子どもが、将来、港区の自然は減少したり、環境が悪化すると考えている。

表 2-4　アンケートの概要

種類	対象	配布数	回収数	回収率
区民向け	日本国籍の区民	2,000	359	18.00%
	環境課事業の参加者	138	46	33.30%
区民全体		2,338	413	17.70%
外国人向け	外国国籍の外国人	200	9	4.50%
外国人全体		200	9	4.50%
事業者向け	大企業	351	54	15.40%
	みなと環境にやさしい事業者会議	67	11	16.40%
	商店街会長	58	23	39.70%
	環境課事業の参加企業	101	40	39.60%
事業者全体		577	128	22.20%
教育機関向け	大学	9	2	22.20%
	高校	18	4	22.20%
	中学校	22	12	54.50%
	中高一貫校	―	5	―
	小学校	21	19	81.00%
	幼稚園	26	22	76.90%
	保育園	19	12	16.40%
	その他（特別支援養護学校）	2	1	50.00%
教育機関全体		117	77	62.40%
児童・生徒向け	小学校	1,124	822	73.10%
	中学校	636	533	83.80%
児童・生徒全体		1,760	1,355	77.00%
総計		4,992	1,982	39.70%

4-1-1　生物多様性という言葉の認知度

「生物多様性」という言葉は、事業者や教育機関では 8 割以上の認知度がありましたが、区民や小中学生では 6 割を下回りました。

その一方で、8 割以上の区民が、生物多様性を守ることを重要と考えていることがわかりました。

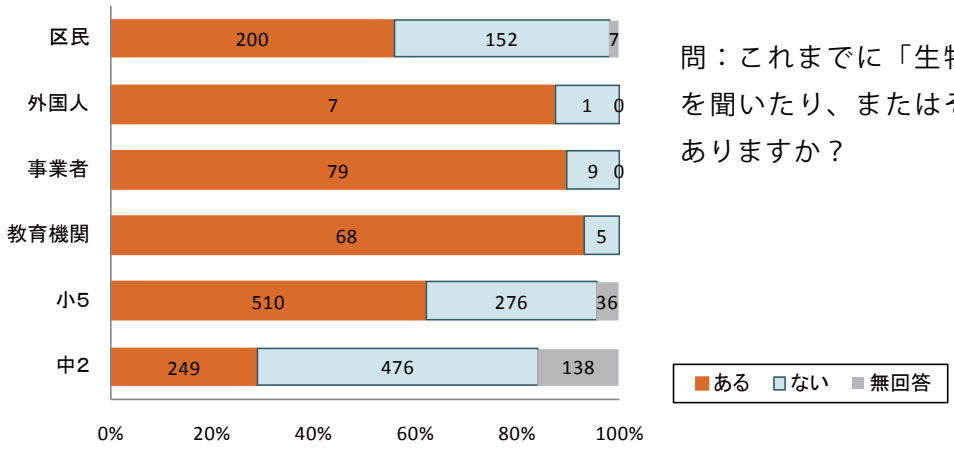

問：これまでに「生物多様性」という言葉を聞いたり、またはその文字を見たことがありますか？

（回答数：359）

（単数回答）

図 2- 13　生物多様性という言葉の認知度

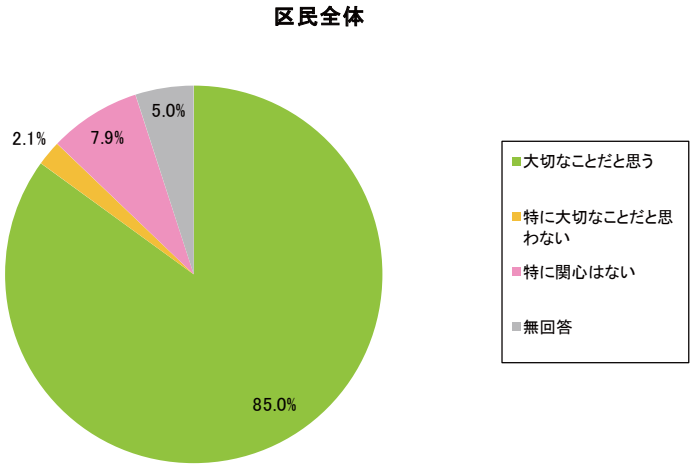

問：「生物多様性」を守ることについてどう思いますか？あてはまるもの一つに〇をつけてください。

（回答数：359）

（単数回答）

図 2- 14　生物多様性を守ることについての意識（区民）

4-1-2　環境保全に対する意識、活動と取組の状況と課題

［区民］

区民では、8 割以上が生物多様性の保全を重要と考えていました。また、環境保全に対する関心は高く、暮らしのなかで、他地域からの自然の恵みを受けていることを認識している傾向がありました。

しかし、生物多様性に関わる活動は、ほとんど行われていないことから、生物多様性の保全への関心は高いものの、行動には結び付いていないといえます。

その主な理由としては、参加・実施するための情報がないこと、時間がかけられないことがあげられます。

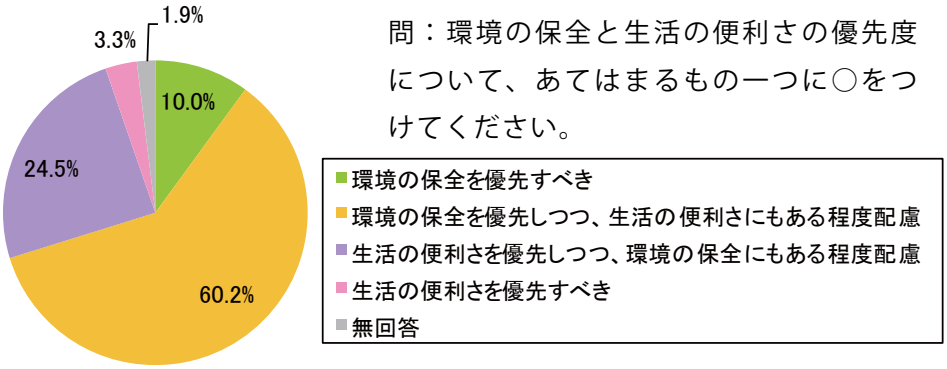

問：環境の保全と生活の便利さの優先度について、あてはまるもの一つに○をつけてください。

（回答数：359）

（複数回答）

図 2- 15　暮らしと生物多様性に関わる意識（区民）

問：都市の生活は、地方や外国の自然から得られる資源によって成り立っています。あなたは、日々の暮らしの中で、自然の恵みを受けて暮らしていることを意識することはありますか？あてはまるもの一つに○をつけてください。

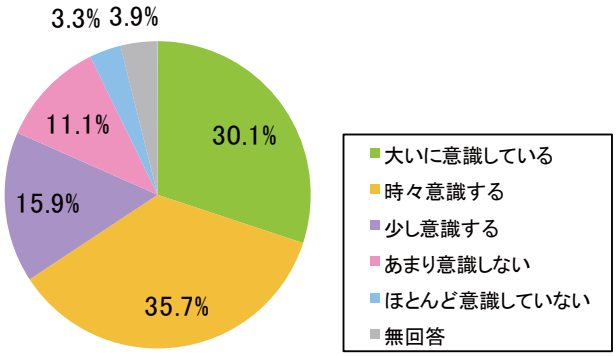

（回答数：359）

（単数回答）

図 2- 16　他地域からの自然の恵みの意識（区民）

問：これまでに環境に関連した活動を行ったり、そういった活動に参加した経験はありますか？

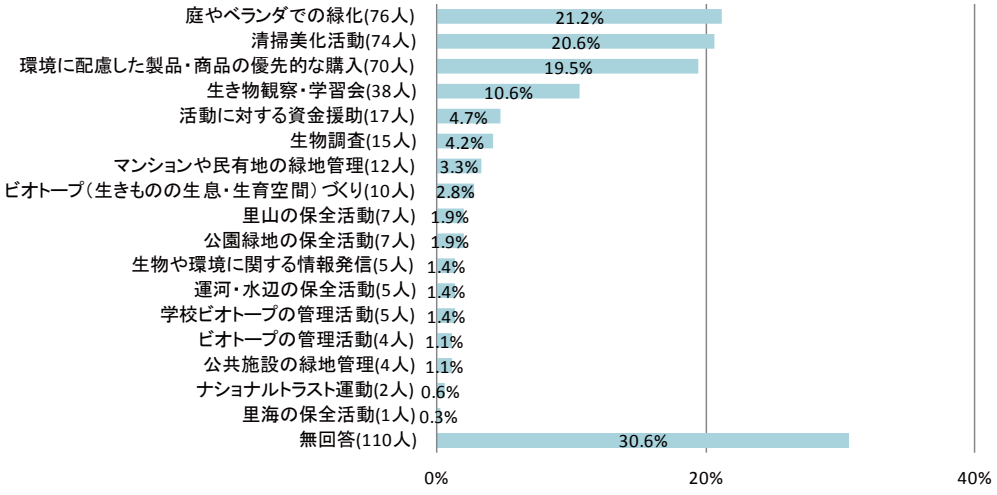

（回答数：359）　（複数回答）

図 2- 17　これまでに参加したことのある活動（区民）

問：環境に関する活動に参加したことがない方に質問です。あなたが活動に参加しない理由はどのようなことですか？あてはまるもの一つに○をつけてください。

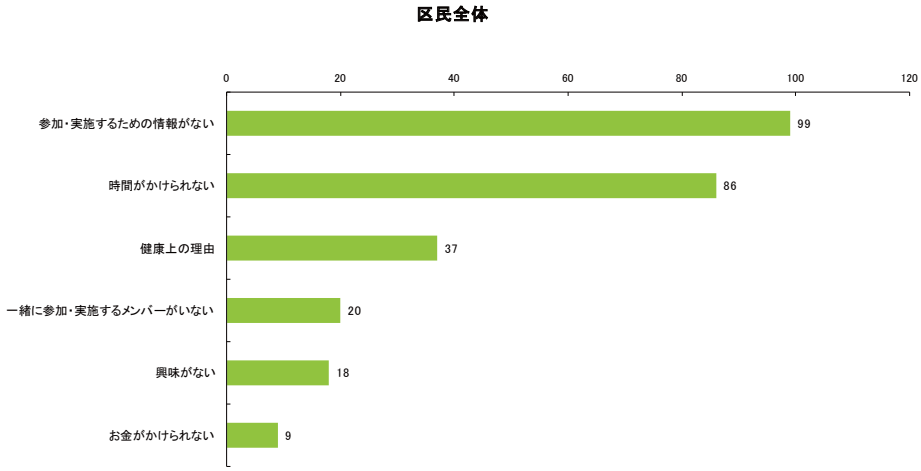

（回答数：359）　（複数回答）

図 2- 18　区民が取組を進めるうえでの課題（区民）

[事業者]

事業者では、大企業では意識が高い傾向がありましたが、商店街では意識が低い傾向がありました。

「事業活動と関連があり、重要と考えている」との回答は約 4 割でした。ほとんどの事業者が何らかの活動をしており、最も多かったのは、環境保全活動の実施でした。また、無回答であった事業者は 12 社で、これらはとくに取組をしていない事業者といえます。商店街では 3 割以上が無回答で、取組がされにくいようです。

取組における課題は、専門知識を持った人材の不足や人手不足など多岐にわたりました。

問： 生物多様性の保全と持続可能な利用について、貴事業所の事業活動との関連性で、あてはまるもの一つに○をつけてください。

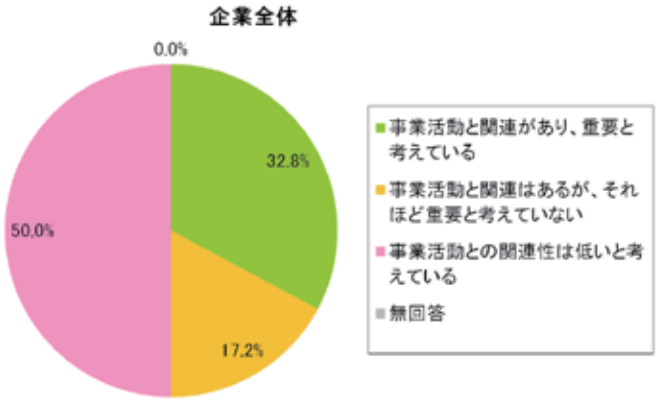

（単数回答）

図 2- 19　事業活動との生物多様性の関連性（事業者）

問：貴事業所が、生物多様性を保全するために取り組んでいる内容に、または今後取り組みたい内容すべてに○をつけてください。

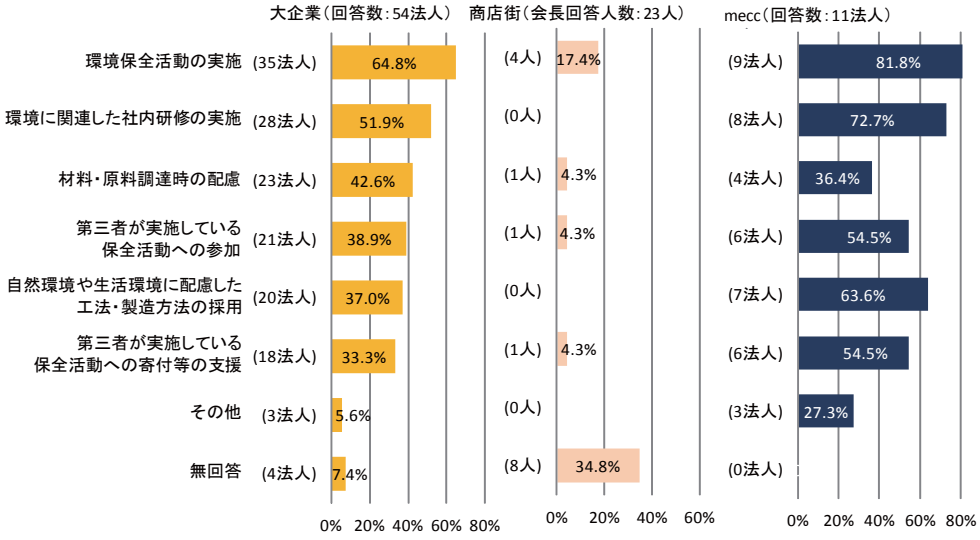

（複数回答）

図 2-20　事業者の活動状況

問：貴事業所が、生物多様性に関する取組を進めるとして、どのようなことが課題になりますか？
あてはまるものすべてに○をつけてください。

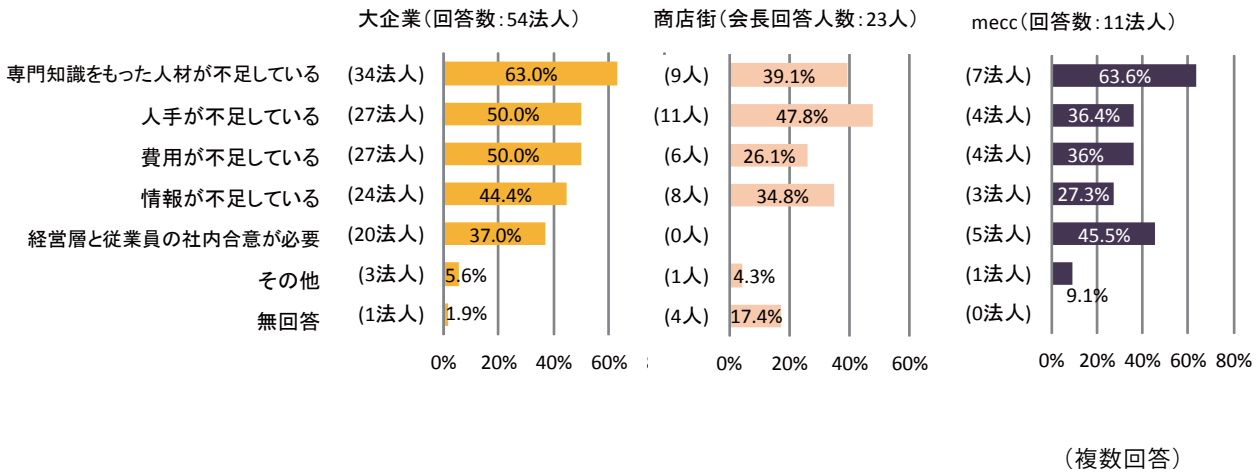

（複数回答）

図 2- 21　事業者が取組を進めるうえでの課題

[教育機関]

教育機関では、ほとんどの回答者が環境教育が重要ととらえていることがわかりました。

教育機関が環境の保全のために取り組んでいることとしては、緑のカーテンの育成、地域の環境美化活動が多く見られましたが、取組が十分に進んでいるとはいえません。取組における課題は、専門知識を持った人材の不足や人手不足など多岐にわたりました。

問：貴校（貴園）としては、環境教育をどの程度重要と考えていますか？ あてはまるもの一つに○をつけてください。

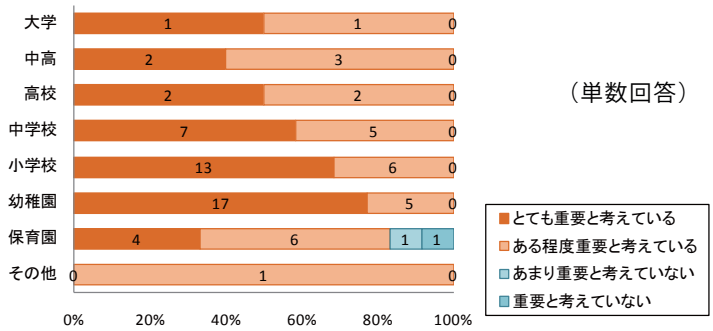

（単数回答）

図 2- 22　環境教育の重要性（教育機関）

問：貴校（貴園）が取り組んでいる、または今後取り組みたい環境教育の内容について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

図 2- 23　教育機関の活動状況

問：貴校（貴園）が環境教育を進めるうえで、課題となっているのはどのようなことですか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

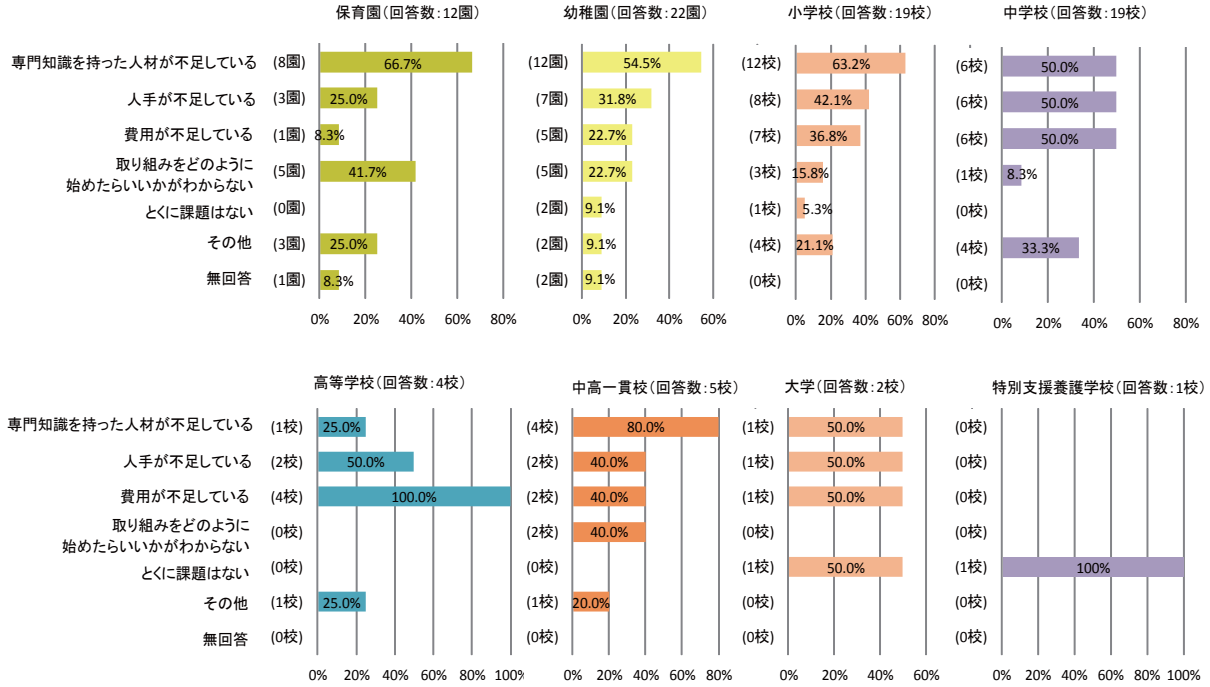

（複数回答）

図 2- 24　教育機関が取組を進めるうえでの課題（教育機関）

4-1-3　児童生徒（小学 5 年生、中学 2 年生）の意識

小学 5 年生と中学 2 年生へのアンケート結果では、港区で大切にしたい自然として、有栖川宮記念公園や芝公園といった身近な公園や、八芳園や三菱開東閣などの古くからある民間緑地が多いほか、台場や海、運河などがあげられました。回答者の学校の近くの公園や自然環境があげられており、身近な自然環境に親しみを持つことがうかがえます。

残したい理由としては、「生きものがたくさん住んでいる」、「港区は都会なので今ある自然を残したい」、といった趣旨の回答が多く見られ、自然環境への愛着がうかがえます。

一方で、20 年後の港区をイメージしたときに、多くの子どもが、開発や温暖化の進行などにより、港区の自然環境や生物多様性は損なわれていると考えていました。

問：港区で大切にしたい自然のある場所を教えてください。また、その理由も教えて下さい。

表 2- 5　港区で大切にしたい自然（小学 5 年生、中学 2 年生）

区分	抽出数
公園	439
庭園・私有地	122
学校	54
台場	39
大木・樹木	39
海	22
運河	20
そのほか	99
なし・わからない	42
合計	876

（回答数：760）
（記述式回答から分析）

問：20 年後、港区はどうなっていると思いますか？あなたの思うことを自由に記入してください。

（記述式回答から分析）
（回答数：783）

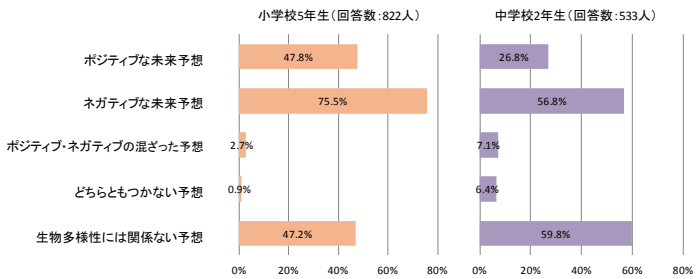

区分	回答の概要	回答数
ネガティブな回答で優占したもの	開発が進む	261
	自然が減少している	226
ポジティブな回答で優占したもの	自然が増加している	176

図 2- 25　20 年後どうなっているか（小学 5 年生、中学 2 年生）

4-2　いきもの作戦会議

港区に関わりのあるみなさんと戦略づくりをするための意見交換会、「いきもの作戦会議」のほか、2回の自主的な意見交換会を実施しました。ここでは、会議で出た意見を紹介します。

いきもの作戦会議の様子
エコプラザにて

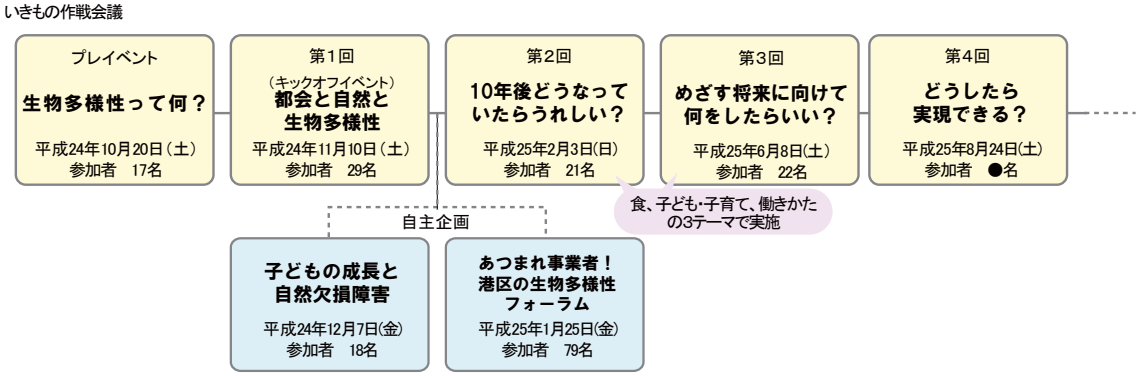

図 -26　意見交換会の主なテーマと実施概要

意見のまとめ 1

港区の生物多様性に関わる「活かしたいところ」と「問題点」に関する意見を集めました。

ここを活かそう！

自然
- 斜面林や屋敷跡の緑が多い
- 山も川も海もある
- 起伏の多い原地形を活かす

まちの特徴
- 昼間の人口は夜の約5倍
- 大使館が多く、世界に開かれている

こんな意見も出ました！
都市でできることを考えよう

ここが問題！？

こんな意見も出ました！
- 価値観の違い
  例）自然が豊かになり不快生物が増えると嫌だと思う人もいる

- 生物多様性を身近に感じない
  - ■自然が少ない・質が低い
    - ・庭が少ない
    - ・過度な公園管理
    - ・土に触れる機会の減少
    - ・シートを敷いて座れる場所が少ない
    - ・運河が汚い
    - ・外来種が多い
  - ■精神的なつながりが希薄
    - ・生物への親しみの欠如
    - ・親世代からの自然観、文化、行事の伝承不足
  - ■食品のルーツがわからない状況
- 「生物多様性」という言葉が難しい
- 自然のある遊び場の不足
  - ・公園などでリスクを排除しすぎている
  - ・自由に遊べる自然が少ない
- 啓発活動の不足
  - ・インタープリター（自然の解説者）の不足
  - ・「気づき」のきっかけづくりが大切
- 情報の不足　身近な自然情報やイベントの情報が少ない
- 仕組み不足　屋上緑化の維持コストが高い

意見のまとめ２

「港区がどうなっていたらうれしいか」に関する意見を集めました。

まち・自然

・地域に残る自然の中で生きものの営みを発見
・ビオトープネットワーク※1で土地の記憶を未来へ伝える
・足元から自然を感じられる
・目指せ、緑視率世界一！
・生活とビジネスの調和した街
・海の畑（浅瀬）ができていて、身近で食べ物が採れる
・公園や屋上の自分が手入れした庭でランチを楽しむ

経済

・経済活動と生物多様性の両立
・企業、行政、区民が情報共有を行い、港区版サプライチェーン※2の仕組みをつくる

働く

・太陽光、風力、地熱発電などが増え、オフィス空間で自然を感じたり、意識できる
・残業なし、７-14時勤務。
・昼休みは２時間でもＯＫ！
・働くときにも生物多様性の視点を忘れない
・有休消化100%

地域・暮らし

・若者、子育て世代が住む
・地域や世代を越えた交流
・在勤者も地域で活動ができる

食

・身近に安全な食材が得られる
・子どもの頃から「食べ物がどこから来ているか」がわかる
・“Made in 港区”のブランド化
・認証ラベルなどの漁業者の取組をみんなが知っている

子ども・子育て

・子どもの好奇心や自発性を尊重し、子ども同士で助け合う
・リスクを排除しすぎない遊び場
・保育園・幼稚園の充実
・教育に自然体験や木育、食育体験がある
・日常の中に自然体験がプログラムされている
・”遊び場”となる場所が、至る所に点在

※1　ビオトープネットワーク　：ビオトープとは地域の野生の生きもののすみかのこと。ビオトープが編み目状に繋がる（ビオトープネットワーク）ことで、生き物が様々な場所に移動することができ、生態系が安定する。

※2　サプライチェーン　：　ある製品の原材料が生産されてから、最終消費者に届くまでのプロセスのこと。

意見のまとめ３

「めざす将来に向けて何をしたらいいか」に関する意見を集めました。

生物多様性をもっと身近にするには？

自然とふれあえる公園をつくる

・雑草や落葉などの自然を残す公園管理
・自己責任で、自由に遊べる公園の設定
（生物の保全を考えた場合は規制が必要）
・常設のプレイパークをつくる
・子どもの記憶に残る原風景となるような街をつくる

自然とふれあう機会づくり

・大人も子どもと一緒に遊び、汚れる体験
・農業をする
・田んぼ体験
・ジャングル遊び、木登り、ツリーハウスなどの冒険体験
・「みなと区民の森」の定員枠の拡大
・木のぬくもりを感じる建物、遊具をつくる（国産材利用の促進にも！）
・区民参加型の自然調査の実施
・平日の昼間に気軽に参加できる活動をする

生物多様性の周知

・生物多様性に関連するイベントの実施
・キャンペーンやキャッチフレーズなどの呼びかけ
・消費者への意識啓発（切迫感をあおる）
・生物多様性ポテンシャルマップの作成
（生物、指標種、人、歴史、地勢など表ができるマップ）

身近な自然を伝える

・「足元の自然を見る会」を実施
・「港区みどりと生きもの2010」を小学生全員に配布
・区内の自然スポットの情報提供
・身近な自然マップをつくる
・身近な生き物について伝える
・インタープリター（自然の解説者）の配置
・港区の生態系の『見える化』
・公園の花壇などで生態系を周知

教育への導入

・自然体験を教育に導入
・幼少期からの木育（※）・食育の導入
・中学生から大人への環境教育
・生きもの嫌いの克服

※木育：子どもの頃から木を使うことを通じて、人と、木と森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと

食育を進める

・学校やオフィスで「港区産」食材を使ったランチ会の実施
・子どもが消費のあり方を考えられる取組
・防災イベントで料理体験
・お祭りの原点をさぐり、改めて生物多様性に感謝する

情報収集、拡散

・広報みなとを会社で配布
・大使館を訪ね、生物多様性について聞く
・協力できること、問題点などの情報をwebで共有する

まちの魅力の発信

経済評価の議論、幸福度指数の観点からビオトープの新しい価値を生み出す

他地域から来た人にも港区の自然を見てもらえるようにする

国際的なアピール

シンボルとなる生きものを決める

東京タワーの緑化、木造建築化

アユなどの地元でとれる食材のブランド化 → 港区産の食材でお祭り

自然を豊かにするには？

都市型の自然再生

・生物多様性に配慮した緑化の基準設定
・ビル等の緑地をどう活用すべきか考える
・「都市型のよい自然とは？」を話し合う
・在来種の植栽

・専門家のサポート体制が必要

地域にあるものを活かす

斜面林などの港区の特徴的な自然を楽しみ、また、それらを活用する

地域の自然を守る

・屋敷林、社寺林など「昔の記憶」を残す
・身近な場所の自然調査

ビオトープをつくる

・「気づき」の得られるビオトープづくり
・ビオトープネットワークにより土地の記憶を甦らせる

運河・海を復活！

・運河を綺麗にし、魚を増加させるための「設計図」の作成
・ＤＡＳＨ海岸をする

まず、始められることは？

普段からできること

・旬をいただく
・鉢植えから季節を感じる
・野菜づくりなどの身近にできる自然体験
・できるだけ地域に近いものを利用
・資源利用を減らす
・今の暮らしと結びつけて考える

・水を汚さない（生分解性の洗剤を使う）
・ごみやエネルギー消費を減らす
・食べ物がどこから来ているか考える
・多様な価値観を尊重する
・思いやり、想像力を持つ（人にも自然にも）
・行政に対してポジティブな意見を発信
ex)「あの公園イイネ！」「そのとりくみステキ！」

職場で工夫しよう

・社内での生物多様性の普及啓発の促進
・ワークライフバランスの推進
・お互いを理解する場、何ができるか考える場の設定

地域で循環させる

・地域での地産池消、循環システムをつくる
・企業と協働し廃校跡地等を利用したエコハウスの運営
・情報ポスティング
・町会をまきこむ

エコビジネスを進めよう

・企業への行政からの支援
・エコラベルなどの認証コストを下げる
・港区による表彰などの支援
・トレーサビリティ（※）を行政で後押し
・エコポイントなどの報酬をつける
・地産地消の促進
・異業種間での意見交換の場の設定

※トレーサビリティ：
ある商品の生産や流通の履歴を追跡できること

新たなルール

（例）
「港区産の食材を使ったたお弁当であれば、移動販売が可能」

みんなでできる取組とは？

人や地域と交流する

・ネイチャーガイドができる団体と連携
・世代を越えた交流の場づくり
・（企業が）地元地域に開かれた場をつくり情報共有
・生物多様性勉強会を開催する
・実際に活動する人たちの「作戦会議」を行う

活動メニューをつくる

・どこで、誰が、どんな活動をしているか活動主体同士がつながり、情報が共有できるしくみをつくる

仕組みづくり

・税金を払ったものに返ってくる体制
・人のネットワークの構築や、行政との協働
・事業者が行政を適正に動いているかチェックする

5. 港区で行われている生物多様性と関連の深い取組

港区では、区や事業者、学校などで、生物多様性と関連の深いさまざま取組が行われています。区内における取組状況を紹介します。

5-1　学ぶ・体験する取組

自然観察会

観察会の様子

●港区緑と生きもの観察会・調査会　環境課→区民

区民の皆さんが住宅のまわりや身近な公園、学校、水辺などで生きものについて調べたり、学んだりする観察会・調査会を開催しています。

そのほか、各地区総合支所や事業者などによって、観察会が実施されています。

里山などでの自然体験や交流活動

仮

あきる野の森の様子

●あきる野の森づくり　環境課・各地区総合支所など→区民

港区があきる野市から 20 ヘクタールの市有林を借り受け、区民とともに整備しています。長く手つかずだった森を整備し、森を元気にすることにより CO_2 を削減するほか、季節の自然や生きものを体験し、学ぶ活動をしています。

関連する取組
- 足柄市高学年キャンプ
- にかほ市夏休み自然体験教室
- 茨城県阿見町　環境と平和を考え地域の交流を深める事業
- 郡上市 港区赤坂・青山地区と郡上市の子どもたちの交流事業

食育活動

なんで～も菜園！野菜

●六本木　マルシェ・ジャポン　森ビル

アーク・カラヤン広場は、外国人ファミリーの姿も多く、インターナショナルな雰囲気漂うマルシェです。

関連する取組
- なんで～も菜園！野菜
- MERRY FAMING 屋上庭園

伝統文化の再発見

仮

お台場での海苔づくり

●お台場ふるさとの海づくり事業　お台場海苔づくりの会

お台場学園港陽小学校 5 年生の総合的な学習の時間として、漁師さんや NPO の皆さんに専門的なことを学びながら、お台場で海苔づくりをしています。

関連する取組
- 東町小学校の上総掘

環境関連イベント

仮

エコライフフェア

●エコライフフェア　環境課→区民・事業者

環境に配慮した省エネ型のライフスタイルを実践していただくきっかけを提供するイベント。エコに取り組む団体や企業などによるブースの出展や、ステージ等において生活に役立つエコな知識を紹介します。

関連する取組

・白金高輪グリーンミュージックフェスティバル（高輪地区総合支所）

学びの講座（人材育成）

仮

江戸前ＥＳＤのチラシ

●東京海洋大学江戸前 ESD 協議会　東京海洋大学・芝浦港南地区総合支所→区民

東京海洋大学江戸前 ESD 協議会は、「住民参加を基盤とする江戸前の海（東京湾）の持続的な利用の仕組みづくり」のために、湾岸の住民の方々とサイエンスカフェやワークショップなどを開催しています。

関連する取組

・こどもエコクラブ（環境省）への参加

5-2　生物多様性と関連のある学習施設

仮

エコプラザ

●港区立エコプラザ

「低炭素社会」、「自然共生型社会」、「循環型社会」の３つのキーワードをテーマに、身近なエコ活動から地球規模のテーマまで幅広く紹介し、学習できるエコ発信基地です。

自然教育園

●独立行政法人　国立科学博物館附属自然教育園

20 ヘクタールの園内では 1,080 種の植物、2,100 種の昆虫、130 種の鳥類が記録されています。都会にあって豊かな自然が観察できるほか、自然観察や体験などのイベントが行われています。

そのほかの関連施設

生涯教育施設	内容
港区郷土資料館	歴史・文化の資料展示
財団法人　味の素　食の文化センター	食文化の展示施設
北里大学　東洋医学総合研究所　東洋医学資料展示室	植物、動物、鉱物といった漢方薬の原材料の展示施設
東京海洋大学　海洋科学部附属水産資料館	海洋生物の標本などの展示施設

5-3　自然を守り育てる取組

区内の自然を守り育てる取組は、公園や学校でのビオトープづくり、生物調査、海辺や運河の再生事業などが行われています。

※ビオトープとは：地域の野生の生物が暮らす場所のこと。

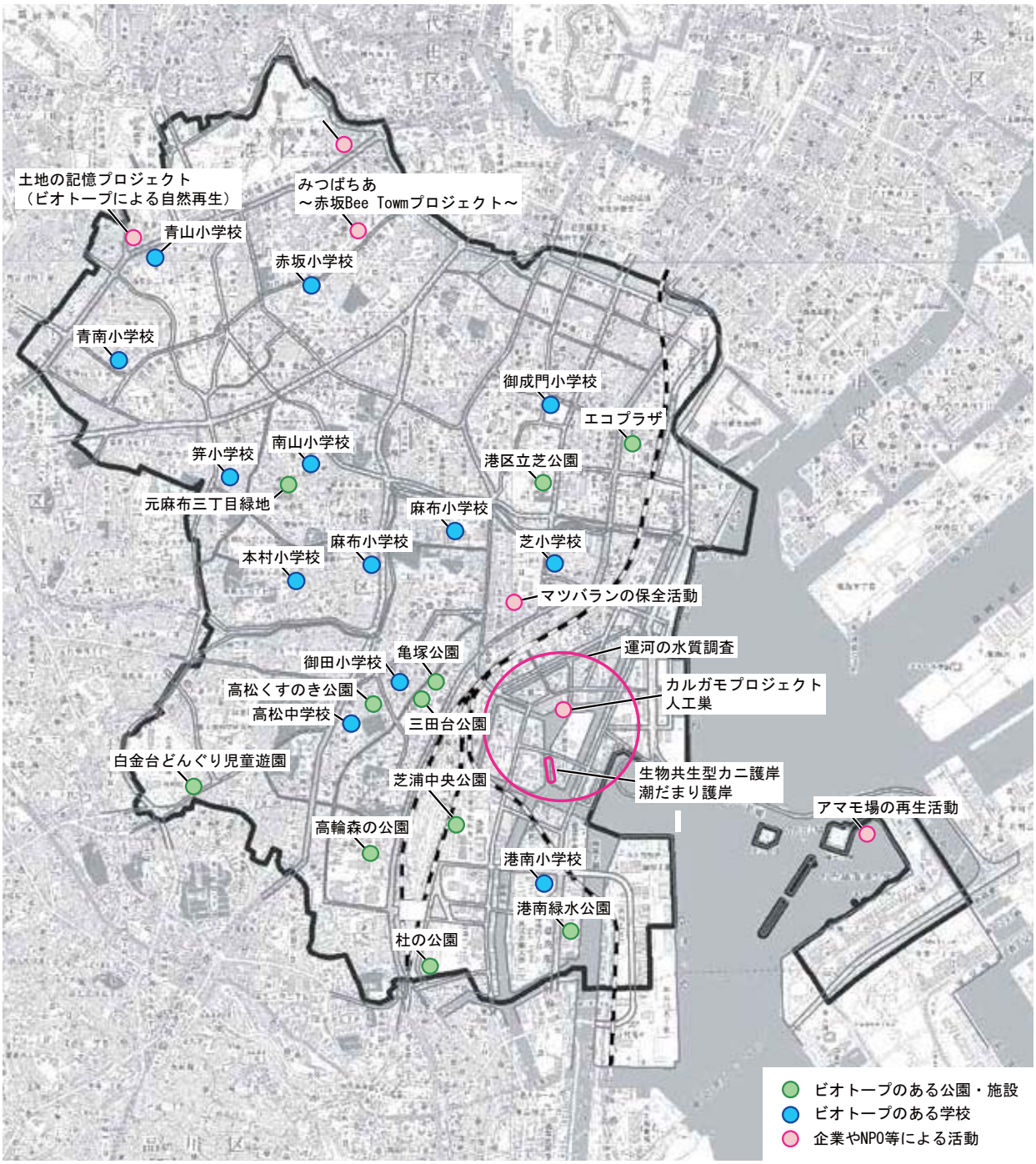

図 2-27　港区で行われている自然を守り育てるための取組

希少な生物の生育環境を守る

亀塚公園ビオトープ

●亀塚公園のカントウタンポポビオトープ　高輪地区総合支所

亀塚公園ビオトープは 23 区内では少なくなったカントウタンポポを守るために、植生管理や調査を行っています。4 月の開花期のみ開放し、利用者に保全活動の周知も図っています。

そのほかの取組

・希少なシダ植物（マツバラン）の保全活動（NEC 本社）

生物のすみかを再生する

仮

カルガモの子育て

●カルガモプロジェクト　NPO 海塾・芝浦港南地区総合支所

運河に囲まれた芝浦アイランドで、カルガモの営巣地を復活するために人工巣を設置し、保全活動を行っています。

関連する取組

・芝浦運河の生物共生型カニ護岸パネルと潮だまり護岸（鹿島建設）
・お台場のアマモ場の再生（NPO 法人海辺つくり研究会・芝浦港南地区総合支所）
・みつばちあ～赤坂 BeeTown プロジェクト～
・各種ビオトープ

樹木や樹林を守る

仮

赤坂氷川神社のイチョウ

●保護樹木・樹林の指定・補助事業　環境課→区民・事業者

既存の樹木や樹林を守るために、保護樹林や保護樹木を指定します。

関連する取組

・高輪みどりのプロジェクト（高輪地区総合支所）
・さくらリバース高輪（高輪地区総合支所）

自然の状態を調べる

鳥類調査

●各種調査　環境課、区民、事業者など

自然の状態や変化を把握し、自然の保全管理に役立てます。

関連する取組

・生物現況調査（環境課）　・みどりの実態調査（環境課）
・三田台公園・亀塚公園ビオトープの生物調査・植生調査（高輪地区総合支所）
・湧水調査（環境課）　・ヒートアイランド現象調査（環境課）
・運河の水質調査（運河を美しくする会・芝浦小学校）

緑を増やす

受賞したパークコート赤坂

●みどりの街づくり賞　環境課→区民、事業者

環境への配慮と優れた緑化計画を行い、その緑地を維持している区民や事業者の皆さんを表彰しています。

関連する取組

・生垣造成助成事業（各地区総合支所）
・グリーンバンク事業（各地区総合支所）
・屋上緑化などの助成制度（各地区総合支所）

5-4　暮らしや事業活動に関わる取組

5-4-1　地球温暖化を防止する

●みなとモデル二酸化炭素固定認証制度　環境課→事業者・区民

港区内で計画される新規建築物等に国産木材の使用を促すことで、区内におけるCO_2（二酸化炭素）固定量の増加と国内の森林整備の促進によるCO_2吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献します。

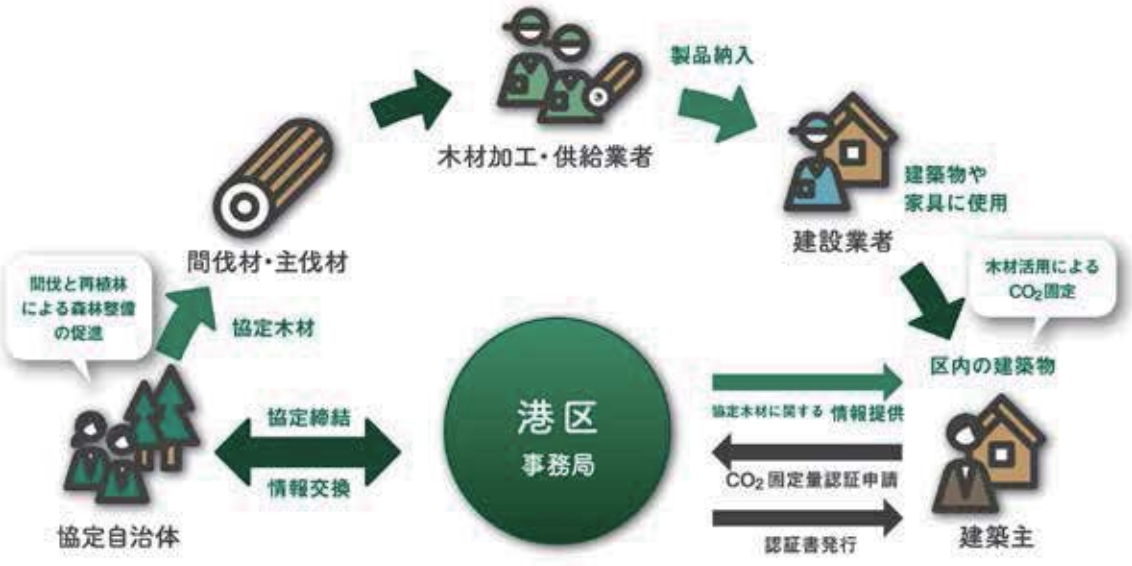

●みなとエコチャレンジ　環境課→区民

地球温暖化防止につながる、家庭における省エネ・節電といった環境にやさしい行動の実践と定着を支援し、CO_2排出量の削減を促進するための事業です。たまったポイントは港区内共通商品券などに交換できます。

●緑のカーテンプロジェクト　環境課・各地区総合支所→区民

ゴーヤなどのつる性植物で、夏の強い日差しを和らげるカーテンをつくります。建物の温度の上昇を抑えることで、エアコンの稼働を抑えられることから、節電効果、ヒートアイランドの緩和効果があります。区関連施設で実施するほか、区民へのセミナーも実施しています。

関連する取組
- みなと区民の森づくり
- 港区地球温暖化対策助成制度
- 港区アイドリングストップ装置導入助成制度
- 事業者のための省エネルギーセミナー

5-4-2　循環型社会の推進

仮

３Ｒ活動リーフレット

●みなと３Ｒ活動　区民、事業者、環境課

ごみの少ない社会をめざし、「ごみを減らす」という意味の Reduce（リデュース）、「繰り返し使う」という意味の Reuse（リユース）、「資源として再利用する」という意味の Recycle（リサイクル）の３Ｒを推進するために、区民・事業者・区が協働して取組を進めています。

関連する取組
・みなとエコショップの認定
（ごみの減量化・リサイクル活動に取り組む小売店舗の認定）
・ダンボールコンポスト講座

5-5　人々がつながるしくみ

●みなと環境にやさしい事業者会議（mecc）　事業者、環境課

港区において環境・CSR の先進的な取組『みなとモデル』を構築するための企業、行政、NPO、区民の協議会です。

●みなと森と水ネットワーク会議　環境課・登録自治体・事業者

都市と山間部が共同で低炭素社会の実現をめざすためのネットワークで、平成 25 年●月現在、森林資源を豊富に持つ●の自治体と事業者が参加し、毎年「みなとモデル宣言」を発表するとともに、自治体間の交流を深めています。

5-6　活動の輪を広げるしくみ

●港区みどりの活動員制度　環境課→区民

区民の自主活動としての緑化や自然環境の保全に関わる活動を支援するための制度で、活動のための資金・物品の援助をします。平成 25 年●月現在、5 団体が登録しています。

三田台公園ビオトープの会による活動

●生物多様性自治体ネットワーク　団体事務局→各種自治体

生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について、自治体が相互に情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の 10 年日本委員会」の構成員として、セクター相互の連携・協働を図るためのネットワークです。港区も参加しています。

●生物多様性民間参画パートナーシップ　団体事務局→事業者

事業者の生物多様性への取組を推進するため、事業者どうしが、経済団体や NGO、研究者、公的機関など、事業者の取り組みを支援するさまざまな関係者を交えて、情報共有と経験交流を図ります。

6. 港区の生物多様性の現状と課題

港区の生物多様性の現状は、「港区の生物多様性の保全」、「地球規模の生物多様性の保全」と「取組の推進」の 3 つに関わることに整理できます。また、これらから、「地域の生物多様性の保全・再生」、「持続可能な利用の促進」、「生物多様に関する理解の促進」、「生物多様性を活かしたまちづくり」および「取組を支える制度やしくみの整備」の 5 つの課題があげられます。

図 2-28　区の生物多様性に関わる現状と課題

第3章

基本理念と2050年の将来像

第３章　基本理念と 2050 年の将来像

1. 基本理念と「2050 年の港区の将来像」

港区は、その長い歴史の中で、武蔵野台地から東京湾への自然条件と生物多様性の恵みを生かして豊かな人々の暮らしを築いてきました。

また、江戸時代以降は、大都市として大きく発展し、現在では、物流・経済、さらに科学・技術や文化・芸術における世界の交流拠点としてきわめて重要な役割を果たしています。

この港区での人々の豊かな暮らしと都市としての発展は、港区の区域から周辺地域、また日本全国から世界に及ぶたくさんの資源・エネルギーによるものであり、その多くが生物多様性の恵みです。

このような状況の中、港区は、生物多様性を守り、伝えるための三つの基本理念とともに、２１世紀の折り返しの２０５０年時点での将来像を掲げます。

基本理念

・東京湾やまちの自然を身近に感じる暮らしづくり
　身近な場所で自然とふれあい、生物多様性の恵みを感じられる暮らしは、感謝する気持ちを持つ豊かな心を育みます。

・生物多様性の恵みを活かした、魅力ある都市づくり
　生物多様性の恵みを持続可能な方法で利用し、活力ある経済活動と都市の健全な再生を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

・生物多様性とその恵みを、健全な状態で未来に引き継ぐ
　未来の世代が、今と変わらない恵みを受けることができるように、生物多様性を健全な状態で引き継ぎます。

2050 年の港区は、生きもののにぎわいがあり、まちも活気に満ちています。

人々が身近に自然と親しみ、生物多様性の恵みを感じられるまちには、自然への感謝の気持ちや、豊かな心が育まれ、笑顔あふれる日常があります。

港区は、生物多様性によって支えられた健全で活力ある都市をめざします。

2050 年の港区の将来像

都市のにぎわいと、生きもののにぎわいが共存して、
生物多様性の恵みに感謝し、笑顔があふれているまち・みなと

２０５０年の港区の将来像のイメージ

①生物多様性への意識が高まり、理解が浸透している

・生物多様性の大切さを、誰もがよく理解しています。

・保育園や幼稚園では、葉っぱや国産材のおもちゃで遊び、公園では、木に登ったり、どろんこになったり・・、自然のなかで子どもたちが自由に遊び、自然を身近に感じています。

・釣りやバードウオッチング、生きもの観察会など、自然のなかで遊ぶ人で賑わっています。

②自然のなかに、まちがとけこんでいる

・地形に沿って緑が連なり、公園やオフィスビルには郷土の草木が育ち、土と草木と潮風の匂いに包れたまちは、私たちの誇りです。

・まちにとけ込んだ森では、巣作りをする野鳥に、校庭や公園の草むらでは、バッタやトンボ、トカゲ、ヘビなどの生きものに出会います。

・庭園の湧水が豊かな水をたたえ、そこにはオニヤンマやサワガニなど都心では珍しい生きものがが住んでいます。

・古川には光が差し込み、水草が生えたところでは、魚が泳いでいます。その近くで、子どもたちが水遊びをしています。

・運河の浅瀬では小魚が群れ、海岸のアマモ場や干潟では、シギ類やカニなどと出会います。

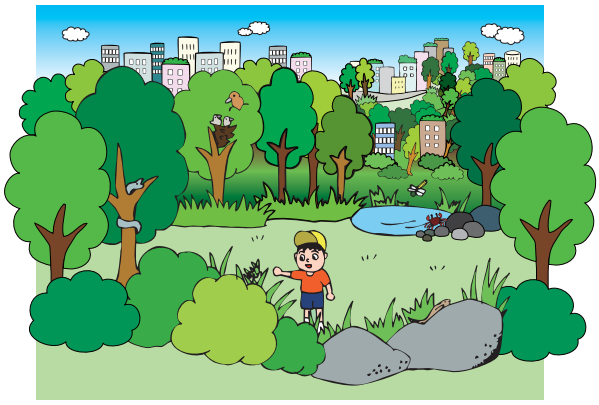

③生物多様性に配慮した、暮らし・仕事が営まれている

・自然エネルギーを活用した、環境にやさしい暮らしや仕事をしています。

・地域ぐるみで資源循環に取り組んでいて、堆肥づくりや不要品などの物々交換が行われています。

・自然再生や生きものを守る仕事が成り立ち、港区・事業者の協働でつくられたサプライチェーン※が生物多様性の保全に役立っています。

※サプライチェーン：ある製品の原材料が生産されてから、最終消費者に届くまでのプロセスのこと。

④まちの魅力が高まっている

・生物多様性が「みなとブランド」の一つです。

・新鮮な江戸前の魚介類がまちに届けられ、地場の野菜が手に入ります。

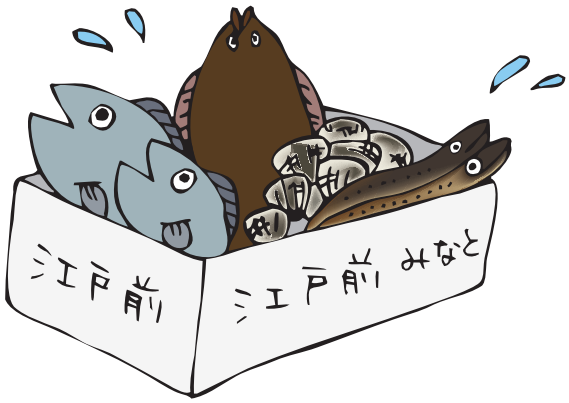

⑤地域内外で協働した取組を進めている

・区民や企業で働く人たちが協力して、公園や緑地の草刈りや剪定をしたり、生きもの調査や季節の自然を紹介する活動をしています。

・近くの農園で野菜を育てたり、休みの日には、近郊の里山に行って、米作りや森林管理の手伝いをしています。

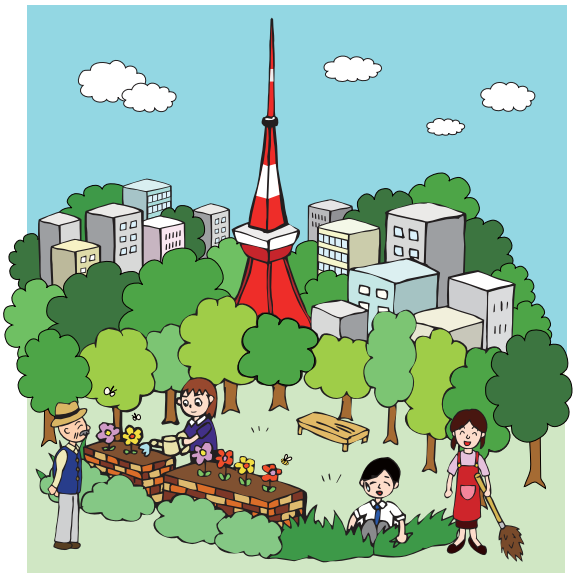

目標１　生物多様性の現状と大切さを知る・伝える

生物多様性の恵みを将来に渡り受けるためには、一人ひとりが暮らしや仕事のなかでその大切さを理解し、生物多様性を意識した行動をする必要があります。しかし、現在、生物多様性という概念とその大切さは、十分に社会に浸透していません。

生物多様性の大切さについて、あらゆる人が理解しているとともに、将来にわたって伝え続けていきます。

目標２　江戸ゆかりの緑を守り育て、土地本来の自然をよみがえらせる

港区には、江戸時代から今につながる、地域ゆかりの自然があり、絶滅危惧種の生育生息地があります。

貴重な郷土の自然を未来に伝えるために、地域ぐるみで自然を守り、その質の向上を図ります。

目標３　世界都心港区で生物多様性に配慮した暮らしや仕事を広めていく

私たちの暮らしや経済活動は、日本や世界各地で作られた食料や資源といった生物多様性の恵みによって支えられています。しかし、私たちは、資源の過剰な利用、エネルギーの消費と CO_2 の大量排出などを通じて、生物多様性に大きな影響を及ぼしています。

自然を守り、生物多様性の恵みを持続して受けることができるような、暮らしや仕事を営んでいきます。

目標４　生物多様性に育まれたまちの魅力をひきだす

生物多様性が豊かでその恵みをいつも感じられるまちをめざします。

生物多様性に育まれた、まちの魅力をひきだします。

目標５　みんなで手を携えて生物多様性を未来に引き継ぐ

生物多様性は、あらゆる人の活動と関わりをもつので、区民、事業者、教育・研究機関、NPO、行政ではそれぞれの役割が違います。このため、生物多様性に配慮した活動を進めるためには、みんなで力を合わせる必要があります。

人々がつながり、互いに手を携えて、生物多様性に配慮した活動の輪を拡げていくことをめざします。

3. 目標ごとの行動の方針

「2050 年の港区の将来像」に向けた目標を達成するため、次のような行動の方針を掲げます。これは、区民や事業者、区役所のほか、通勤・通学者など、港区に関わりのあるすべての方々とともに、取組をすすめていくための指針です。

目標１　生物多様性の現状と大切さを知る・伝える

を達成するための行動の方針

行動の方針（１）　生物多様性について知ろう・伝えよう

私たちの暮らし・仕事が、生物多様性の恵みに支えられていることを、まだ多くの人々がよく理解していません。

さまざまな年齢や国籍の区民や、通勤や通学で港区に訪れる方々など、港区に関わるすべての人に、生物多様性の大切さを伝えていきます。

行動の方針（２）　自然とふれあい学ぶ機会を増やそう

自然と関わりをもつことは、私たち、とくに子どもの健全な成長にとって重要なことがわかっています。しかし、今の港区では、気軽に親しめる自然が身近に少なく、日常生活のなかで自然とのつながりが薄れていることから、自然への親しみや理解は不十分です。

自然とふれあい、暮らしと生物多様性とのつながりを学ぶ機会を増やします。

行動の方針（３）　生物多様性を保育や教育の現場で伝えよう

生物多様性の大切さを理解し、将来にわたり行動できる人を育てていく必要があります。とくに、小さな子どもは、遊びや体験学習のなかで、自然との関わりをもつことで、自然を理解し、親しみが育まれます。

保育や教育の現場で、生物多様性を学んだり、自然と関わることができる場を増やします。

目標２　地域ゆかりの緑を守り育て、土地本来の自然をよみがえらせる

を達成するための行動の方針

行動の方針（１）　身近な自然を創りつなげ、生きもののすみかを豊かにしよう

港区には、生きものの生息拠点となっている大規模な緑地がありますが、それらは市街地のなかに島のように点在しています。港区のような都市を、生きものが暮らしやすくするためには、エコロジカルネットワークが必要です。

エコロジカルネットワークとは、それぞれの生息拠点を、小さな緑地や街路樹などの緑地でつなげ、生きものが行き来できるようにするという考え方です。

生きものとともに暮らすまちをめざし、身近な自然を創りつなげていきます。

図 3-1　エコロジカルネットワークのイメージ

行動の方針（２）　地域本来の自然を守り育てよう

港区の貴重な自然を残し、生きものが利用できる空間を増やすために、貴重な自然環境の保全・再生と、新たな緑地の創出によって生物多様性を豊かにしていきます。

行動の方針（３）　外来種による生態系に及ぶ影響を防ごう

外来種によってもともと港区にいた生きものが追いやられたり、食べられるなど、生態系に悪い影響が生じています。こうした外来種の拡散や定着を防ぐことが必要です。また、すでに外来種によって地域本来の生態系のバランスが崩れている場所については、対策が必要です。

外来種に関する正しい理解を広め、正しい知識に基づく行動を促進していきます。

行動の方針（４）　生態系や気象などを調べ、自然環境の改善に役立てよう

自然環境や生きものの変化を継続的に調べていくことで、環境改善の方法を検討したり、取組の効果を知ることができます。

生態系や気象などに関するデータを蓄積するための調査を継続的に行います。

目標３　生物多様性に配慮した暮らし・仕事をする

を達成するための行動の方針

行動の方針（１）　生物多様性に配慮した消費や事業活動を進めよう

世界中の生物多様性と私たちは、製品を作る過程で材料を原産地から得たり、食べものなどの生活物資を購入・消費することでつながっています。

自然を守り、生物多様性の恵みを持続して受けることができるような費や事業活動を進めます。

行動の方針（２）　エネルギーや資源を無駄なく使い、できるだけ地域で循環させよう

エネルギーや資源を大切に使うことは、環境破壊の軽減につながります。また、それらを近い場所から調達できれば、輸送に伴うエネルギーの消費量や CO_2 排出量を減少させることができます。

省資源対策や地域循環をテーマとした活動を進めます。

行動の方針（３）　地球温暖化とヒートアイランド現象を止めよう

地球温暖化は生物多様性に悪影響を及ぼすと言われています。

「港区地球温暖化対策地域推進計画」により、温暖化防止対策を一層強化していきます。

目標４　生物多様性に育まれたまちの魅力をひきだす

を達成するための行動の方針

行動の方針（1）　まちの生物多様性の恵みを活かそう

港区には江戸時代の史跡や文化が継承されています。豊かな東京湾の恵みが育んだ江戸前寿司のような食文化も、地域固有の生物多様性の恵みです。

文化や伝統をまちの魅力として発信します。

目標５　みんなで手を携えて生物多様性を未来に引き継ぐ

を達成するための行動の方針

行動の方針（１）　地域内外のつながりを強めよう

地域内外のつながりを強め、交流を深めることは、みんなの力をひきだし、生物多様性に関連する取組を円滑に進めるために必要です。

地域を越えて多様な主体の交流の場を設けます。

行動の方針（２）　みんなで活動をひろげ進めていこう

生物多様性の保全や持続可能な利用の促進には、港区民一人ひとりとともに、企業などの団体での取組が不可欠です。

情報共有や協力体制をつくり連携しながら、生物多様性に配慮した活動に関わる主体や参加者を増やしていきます。

第4章

行動計画

第 4 章　行動計画

1. 計画の目標年

このプランでは、愛知目標にあわせ、平成 32 年（2020 年）を短期目標年、平成 62 年（2050 年）を長期目標年としています。

短期目標期間である平成 26 年（2014 年）から平成 32 年（2020 年）は、「みなと生物多様性の 7 年（仮）」として、活動を進めていきます。

その中間年である平成 29 年度（2017 年度）には効果検証と計画の見直しを行います。

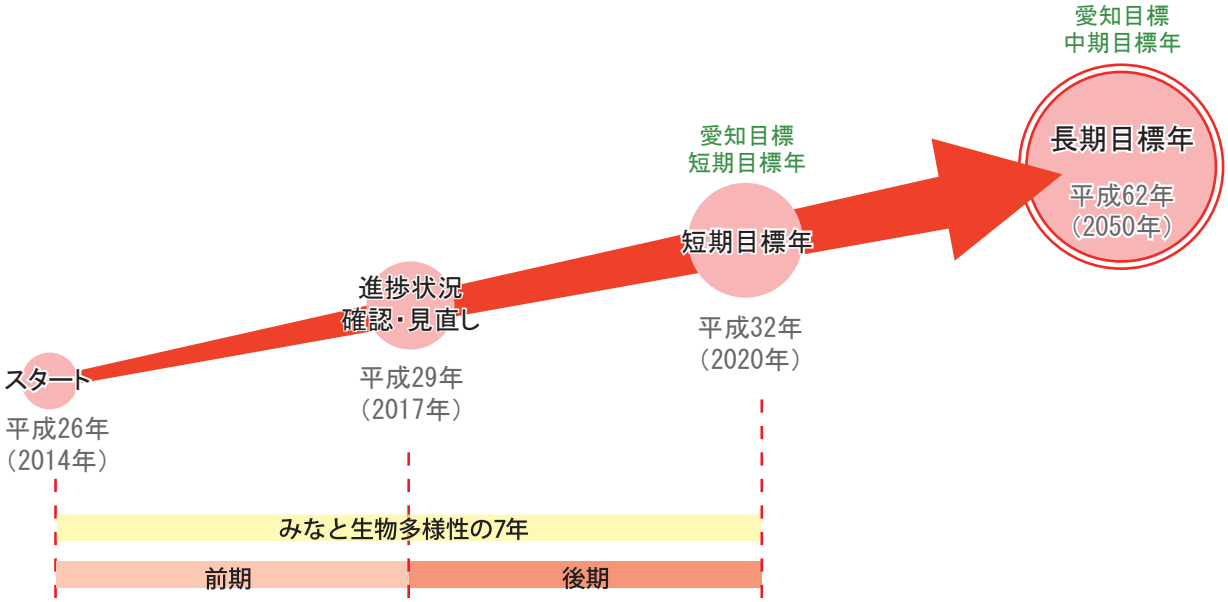

図 4-1　計画の目標年

2. 行動計画の全体像

目 標	行動の方針
目標1 **生物多様性の現状と大切さを知る・伝える**	（1）生物多様性について知ろう・伝えよう
	（2）自然とふれあい学ぶ機会を増やそう
	（3）生物多様性を保育や教育の現場で伝えよう
目標2 **江戸ゆかりの緑を守り育て、土地本来の自然をよみがえらせる**	（1）身近な自然を創りつなげ、生きもののすみかを豊かにしよう
	（2）地域本来の自然を守り育てよう
	（3）外来種による生態系への影響を防ごう
	（4）生態系や気象などを調べ、自然の管理に役立てよう
目標3 **世界都心港区で生物多様性に配慮した暮らしや仕事を広めていく**	（1）生物多様性に配慮した生産・消費をしよう
	（2）エネルギーや資源を無駄なく使い、できるだけ地域で循環させよう
	（3）地球温暖化を止めよう
目標4 **生物多様性に育まれたまちの魅力をひきだす**	（1）まちの生物多様性の恵みを活かそう
目標5 **みんなで手を携えて生物多様性を未来に引き継ぐ**	（1）地域内外のつながりを強めよう
	（2）みんなで活動をひろげ進めていこう

最重要　生物多様性の取組を進めるにあたり、最初に取り組むべきものや、各取組の基盤となるもの、

重点　生物多様性の取組を進めるにあたり、重点的に取り組むもの

行動計画		主な取組
①生物多様性に関する継続的な普及啓発の推進	最重点	・プランの幅広い周知、生物多様性の理解の促進 ・港区の自然情報に関する情報提供
①学びの機会の創出	最重点	・生物多様性を学ぶ私の田んぼと畑作り講習会 ・生物多様性を学ぶ体験学習農園事業の実施
②自然と気軽にふれあえる場所の整備		・「港区緑と水の総合計画」で継続
①保育・教育機関への支援	重点	・出前授業やアドバイスなど保育施設や教育機関を支援する専門家の斡旋
①生きものに配慮したまちづくりの推進	最重点	・エコロジカルネットワークプランの検討 ・生物多様性の評価指標と指導指針の策定 ・生物多様性の向上に役立つ、建築や都市再生事業の指導と誘導
①環境別の保全・再生の検討と推進	重点	・保全·再生重点箇所の選定と運営方法の検討
②重要な自然環境の保全		・「港区緑と水の総合計画」で継続
③自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定		・自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定と普及啓発
④ビオトープの創出と適正管理の推進選定		・協働による維持管理・運営の促進
⑤健全な水循環系の保全・構築と水辺の水質改善		・「港区緑と水の総合計画」で継続
①外来種の侵入・拡散の防止	重点	・外来種に関する普及啓発
①自然環境に関する調査の継続と区民参加調査の充実	重点	・区民参加型調査の実施
①生物多様性に配慮した事業活動と消費を促進する	最重点	・「生物多様性行動メニューリスト」の作成と普及 ・生物多様性に配慮した製品や企業の紹介
①資源の持続可能な利用の推進	重点	・「港区一般廃棄物処理基本計画」で実施
①地球温暖化とヒートアイランド現象への対策	重点	・「港区地球温暖化対策地域推進計画」で実施
①生物多様性を楽しみ学べるスポットの紹介	重点	・地域の生物多様性スポットの発掘
②生物多様性保全を象徴するまちの〝自慢〟をつくる		・生物多様性保全を象徴するまちの〝自慢〟をつくる
①地域内の交流・連携を深める	重点	・事業者との連携事業の推進
②地域を越えた交流の場づくり		・流域の地域等との連携
①生物多様性の情報の収集・発信と学習の拠点の整備	最重点	・生物多様性の情報の収集・発信と学習の拠点の検討
②多様な主体の連携組織の設立と各主体の活動の促進	最重点	・（仮称）生物多様性みなとネットワークの設立

とくに大きな効果が見込まれるものなど、とくに重点的に取り組むもの

3．行動計画

「3. 行動計画の全体像」に整理した行動計画を以下に説明します。
各行動計画の進め方を明らかにするため、種類と取組方の区分を次のように表示しています。

■ 行動計画の種類の表示について

最重点　生物多様性の取組を進めるにあたり、最初に取り組むべきものや、各取組の基盤となるもの、とくに大きな効果が見込まれるものなど、とくに重点的に取り組むもの

重点　生物多様性の取組を進めるにあたり、重点的に取り組むもの

■ 行動計画の取組方の区分について

新規・・・新しい取組として実施するもの
拡充・・・すでに取り組んでいる施策をさらに充実して実施するもの
継続・・・すでに取り組んでおり、今後も継続して取り組むもの

■ 最重点施策、重点施策の表の見方

生物多様性に関する継続的な普及啓発の推進　新規　最重点

■概要

区民や事業者など、一人ひとりが、生物多様性に配慮した暮らしかたや働きかたを実践し、地域の自然への親しみを持つためには、暮らし・仕事と生物多様性のつながりや、その大切さを理解することが必要です。
このため、戦略の幅広い周知をはじめ、港区の自然情報に関する冊子や web サイトを用いた情報提供の推進を通じ、生物多様性の大切さや、身近な自然を知るための普及啓発を継続的に行います。

■スケジュール

取組	短期（前半）		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
戦略の幅広い周知、生物多様性の理解の促進	実施	継続	継続	継続
港区の自然情報に関する冊子等による情報提供の推進	継続	継続	継続	継続
ＷＥＢサイトによる情報提供の推進		実施	継続	継続

■達成目標

H29 年度までに、生物多様性という言葉の認知度が各主体で 8 割以上になっている。

■各主体の役割

区	生物多様性の大切さや身近な自然の情報を広く伝える。
区民、事業者	情報を主体的に得る。生物多様性について学ぶ。人に伝える。
教育・研究機関	生物多様性について、児童・生徒に伝える。

行動計画の名称、種類、取組方の区分

概要
行動計画の概要、取組のイメージなど

実施スケジュール
実施：新しい取組を着手する時期
拡充：すでに取り組んでいる施策をさらに充実して実施する時期
継続：事業を継続する時期

達成目標
取組を進めるにあたっての、達成すべき状態目標や数値目標
※平成 30 年度以降の行動計画については、計画の見直しや社会状況の変化に応じて変更することがあります

各主体の役割
取組を進めるにあたっての、とくに関連の深い主体の役割

■ 区民の声

各重点施策のページで、施策に関連する「いきもの作戦会議」などの意見交換会で出た、区民の意見やアイディアを紹介しています。

①生物多様性に関する継続的な普及啓発の推進　拡充　最重点

■概要

区民や事業者など、一人ひとりが、生物多様性に配慮した暮らしかたや働きかたを実践し、地域の自然への親しみをもつためには、暮らし・仕事と生物多様性のつながりや、その大切さを理解することが必要です。

プランの幅広い周知をはじめ、港区の自然情報に関する冊子や web サイトを用いた情報提供の推進を通じ、生物多様性の大切さや、身近な自然を知るための普及啓発を継続的に行います。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. プランの幅広い周知、生物多様性の理解の促進	実施	継続	継続	継続
b. 港区の自然情報に関する冊子等による情報提供の推進	継続	継続	継続	継続
c.web サイトによる情報提供の推進		実施	継続	継続

■達成目標

H29 年度までに、生物多様性という言葉の認知度が各主体で 9 割以上になっている。

■各主体の役割

区	生物多様性の大切さや身近な自然の情報を広く伝えます。
区民、事業者	情報を主体的に得ます。生物多様性について学ぶ。人に伝えます。
教育・研究機関	生物多様性について、児童・生徒に伝えます。

区民の声

・生物多様性に関連するイベントの実施
・キャンペーンやキャッチフレーズなどの呼びかけ
・消費者への意識啓発
・生物、指標種、人、歴史、地勢などを表現した、生物多様性ポテンシャルマップの作成による普及啓発

①学びの機会の創出

拡充　最重点

■概要

身近な自然で遊んだり、作物を育てることで、自然への親しみがわき、生物多様性と暮らしとのつながりを体感することができます。
自然体験活動や農業体験などといった、自然とのふれあい方や、食を通じた自然の大切さを学ぶ機会を増やします。

■スケジュール

取組	短期（前半）		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 自然とのふれあいの機会の創出	継続	拡充	継続	継続
b. 食を通じた、自然の大切さの理解の促進	継続	拡充	継続	継続
c. 生物多様性を学ぶ私の田んぼと畑作り講習会			実施	継続
d. 生物多様性を学ぶ体験学習農園事業の実施			実施	継続

■達成目標

H32 年までに、体験学習農園の候補地を選定。
H33 年までに体験学習農園を 1 箇所以上開設。

■各主体の役割

区	区民が、自然のしくみを学んだり親しみを持てるような基盤をつくります。
区民、事業者	身近な自然に目を向けたり、観察会などのイベントに参加し、自然とふれあいます。食べものの産地を知ったり、作物を育てたりして、食べものが食卓に届くまでの過程を知るよう努めます。そうした体験を通じて知ったことを、人に伝えます。
教育・研究機関	食べものと自然のつながりを、児童たちに伝えます。

区民の声

・自然体験や冒険体験の機会を増やす
・インタープリター（自然の解説者）を配置する
・区内の自然スポットの情報提供
・学校やオフィスで「港区産」の食材を使ったランチ会の実施

②自然と気軽にふれあえる場所の整備

継続

■概要

区内では、草や木の実をつかって遊んだり、虫捕りのできるような場所は多くはありません。
自然への親しみや理解を広げるため、自然体験の機会を増やすことが必要です。
自然に気軽にふれあえる場を整備していきます。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 生きもののすめる公園整備	継続	継続	継続	継続
b. 公園緑地の生物に配慮した管理の促進	継続	継続	継続	継続
c. 運河や古川の親水環境の向上	継続	継続	継続	継続

■達成目標

「港区にぎわい公園づくり基本方針」および「港区緑と水の総合計画」の目標を達成する。

■各主体の役割

区	区立公園や区内の水辺について、区民などが自然を体験できる場を整備します。
区民、事業者、教育・研究機関	区の実施する公園などの管理活動や、自然体験の機会に参加します。

区民の声

・雑草や落葉などの自然を残す公園管理
・子どもが自由に遊べる公園の設定　（生物の保全を考えた場合は規制が必要）
・子どもの記憶に残る原風景となるような街をつくる

①保育・教育機関への支援

新規　重点

■概要

保育や教育の現場で、身近な自然を授業に活用したり、生物多様性の大切さを効果的に伝える機会は多くありません。

保育や教育に関する機関に向けて、学校・園庭管理マニュアルを配布したり、出前授業や専門家派遣するなどのしくみづくりを進めます。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 学校・園庭管理マニュアルの配布			実施	継続
b. 出前授業やアドバイスなど保育施設や教育・研究機関を支援する専門家の斡旋		実施	継続	継続

■達成目標

H29 年までに協力可能な専門家や団体の登録を行い、保育や教育に関する機関が専門家の支援を受けられる体制を整備する。

■各主体の役割

区	事業者などと連携し、身近な自然や生物多様性の大切さを学べる環境を整備します。
区民、事業者	幼稚園・保育園・学校における取組を支援します。
教育・研究機関	身近な自然や生物多様性に関する情報の収集に努め、児童たちに伝えます。

区民の声

・自然体験を教育に導入する
・幼少期の教育に木育・食育を導入する
・「港区みどりと生きもの 2010」を小学生全員に配布する
・ネイチャーガイドができる団体と連携する
・子どもが消費のあり方を考えられる取組

目標2　江戸ゆかりの緑を守り育て、土地本来の自然をよみがえらせる

行動の方針（1）　身近な自然を創りつなげ、生きもののすみかを豊かにしよう

①生きものに配慮したまちづくりの推進

新規　最重点

■概要

区内に点在する緑地を連携させて、生きものがそれぞれの緑地を行き来しやすくするために、エコロジカルネットワークを形成する必要があります。

緑地の配置や質の向上を検討し、エコロジカルネットワークを港区全体に広げ、また周辺地域の緑地へとつなげていきます。緑化指導などにネットワークの考えかたを反映したり、優良事例の表彰制度を行っていきます。

■スケジュール

取組	短期（前半）		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. エコロジカルネットワークプランの検討	実施			
b. 生物多様性の評価指標と指導指針の策定	実施			
c. 生物多様性の向上に役立つ、建築や都市再生事業の指導と誘導		実施	継続	継続
d. 生物多様性に配慮した、良好な施設整備と維持管理を広く普及するための表彰制度の実施			実施	継続

■達成目標

H26 年度までに、エコロジカルネットワーク構想およびそれに必要な緑化指導方針（エコロジカルネットワークプラン）の検討をする。H28 年度から、緑化計画書制度や施策などへ反映する。

■各主体の役割

区	エコロジカルネットワークの創出を促進するための基盤となる考え方や仕組みを検討し、 区民、事業者の理解と協力を得て、生物多様性に配慮したまちづくりを推進します。
区民、事業者	エコロジカルネットワークの検討に参加し、これを目標とした都市再生を行います。
周辺自治体	エコロジカルネットワークを検討するうえで必要な情報を、近隣自治体などに提供したり、該当地域のエコロジカルネットワークづくりを連携して推進します。

区民の声

・ビオトープネットワークをつくる
・子どもの記憶に残る原風景となるような街をつくる
・屋敷林、社寺林など「昔の記憶」を残す
・身近な場所の自然調査をする

①環境別の保全・再生の検討と推進

拡充 重点

■概要

水辺や樹林、草地など、環境が違えば、それぞれを利用する生きものも異なります。

区内の生物多様性を高めるには、生きものが利用するさまざまな自然環境の保全・再生を進めることが必要です。

環境別に保全・再生する場所を具体的に検討して、施設管理者や区民、事業者などとともに、保全・再生の取組を進めます。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 保全・再生重点箇所と運営方法の検討			実施	
b. 保全・再生重点箇所の保全再生	継続	継続	拡充	継続

※既設ビオトープは、保全・再生重点個所とし、継続的に管理します

■達成目標

H32 年までに、樹林、草地、水辺に該当する各 1 箇所以上を、新規に保全再生重点個所として選定する。

■各主体の役割

区	関連主体と連携して、環境別に保全・再生の取組を推進します。
東京都	港区が主導する保全・再生の取組を支援します。
事業者、区民、教育・研究機関	保全・再生の取組に参加します。

区民の声

・「都市型のよい自然とは何か」を話し合う
・専門家のサポート体制が必要である

②重要な自然環境の保全

継続

■概要

まとまりのある樹林地は、樹林性生物の生息空間となるほか、大気の冷却や雨水の地下浸透を調整するなどの機能を持っています。

これらの樹林地は、いったん失われると再生に膨大な時間がかかります。

既存の樹林を保全し、学術的な価値や自然性の高さが認められている天然記念物や特定植物群落を保全していきます。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 区内樹林地の保護	継続	継続	継続	継続
b. 天然記念物や特定植物群落（※）の保全	継続	継続	継続	継続

※特定植物群落：
「自然環境保全基礎調査」（環境省）の一環として、（1）原生林またはそれに近い自然林、（2）稀な植物群落又は個体群など、8 項目の基準によって学術上重要な群落、保護を要する群落などをリストアップする調査。港区では高輪東禅寺と自然教育園が指定されている。

■達成目標

「港区緑と水の総合計画」の保護樹木に関する目標を達成する。

■各主体の役割

区	保護樹林の指定・補助を継続します。 天然記念物を保全します。
区民・事業者など	樹林地の保全に努めます。
環境省	特定植物群落を保全します。
東京都、文化庁	天然記念物を保全します。
周辺自治体	特定植物群落を保全する。

区民の声

・屋敷林、社寺林など「昔の記憶」を残す

③自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定 新規

■概要

港区の自然環境の保全・再生を進めるうえでは、多くの人がその取組に興味をもち、意識を共有することが必要です。

区民や事業者にわかりやすく取組の方向性を示すために、港区の目指す自然を象徴・指標する生きものを、シンボルとして選定し、普及啓発を進めます。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定			実施	
b. 自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの普及啓発			実施	継続

■達成目標

H30 年度までに、シンボルとなる生きものを選定する。

■各主体の役割

区	自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定を推進します。
区民、事業者、教育・研究機関など	保全・再生のシンボルとなる生きものの選定作業に参加します。

区民の声

・シンボルとなる生きものを決める

④ビオトープの創出と適正管理の推進

拡充

■概要

自然環境の質の向上を図るには、ビオトープの創出と適正な管理が重要です。

港区では平成 25 年 6 月現在、10 箇所の区立公園などに「ビオトープエリア」を設定し、その一部では区民と協働で維持管理を行っています。

新たなビオトープを継続的に創出していくとともに、区民などとの協働によるビオトープの維持管理を推進します。

また、区民や事業者、学校などがビオトープを創ったり、生きものが集まる工夫をできるよう、ビオトープの維持管理方法の手引きの配布や、ビオトープに詳しい専門家を斡旋するしくみを検討し、支援します。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 既存ビオトープの適切な維持管理	継続	継続	継続	継続
b. ビオトープづくりと適切な維持管理を促進するための支援		新規	継続	継続
c. 協働による維持管理・運営の促進		拡充	継続	継続

■達成目標

H29 年度までに、ビオトープの管理手引きを作成・配布する。

■各主体の役割

区	新たなビオトープを継続的に創出します。
区民、事業者、教育・研究機関など	各自のフィールドで、ビオトープを創ります。 区や学校などのビオトープの維持管理に参加します。

区民の声

・経済評価の議論、幸福度指数の観点からビオトープの新しい価値を生み出す
・「気づき」の得られるビオトープづくり
・ビオトープネットワークにより土地の記憶を甦らせる

⑤健全な水循環系の保全・構築と水辺の水質改善

継続

■概要

水はすべての生きものにとって必要不可欠で、水循環系と水質は生態系を支える重要な要素です。健全な水循環は、地上に降った雨が地面に浸透し、地中を流れて湧水から地上に出て、河川、海へと流れることで保たれています。しかし、都市化によって、地表面が建物や舗装などの構造物で覆われ、雨水が地下に浸透しにくくなっているほか、湧水地における湧水量の減少や枯渇が起きています。

運河･古川･東京湾の水質は、改善の余地が残されています。水質を悪化させる要因は、河川への生活排水の流入や、浚渫や人工護岸化による自然の水質浄化機能の低下、古川では流量の減少などが挙げられます。

「港区緑と水の総合計画」を中心として、運河・古川・東京湾の水質改善の取組と、健全な水循環の保全・構築を継続します。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a.（湧水の保全と雨水浸透施設の設置）	継続	継続	継続	継続
b.（水辺の水質改善）	継続	継続	継続	継続

■達成目標

「港区緑と水の総合計画」の湧水の保全や水質改善に関する目標を達成する。

■各主体の役割

区	古川、運河、東京湾の水質改善を促進します。
区民、事業者、教育・研究機関など	自然分解する洗剤を使う、油汚れを拭き取って食器を洗うなど、汚れをできるだけ流さないようにします。 水辺にごみを捨てません。
東京都	区民、事業者、区と連携して、水辺の水質改善に取り組みます。

区民の声

・運河をきれいにする。
・生分解性の洗剤を使い、水を汚さない。

①外来種の侵入・拡散の防止

新規　重点

■概要

区内でとくに外来種が問題となっている場所は池です。アメリカザリガニやアカミミガメなどのペットとして飼われていた外来種が公園などの池に放され、在来種が追いやられたり、食べられるなどの影響が起きていて、対策が必要です。

外来種についての正しい理解を広め、外来種の侵入・拡散の防止を進めます。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 外来種に関する普及啓発			実施	継続

■達成目標

H32 年度までに、８割以上の区民が外来種問題を知り、正しい知識を持っている。

■各主体の役割

区	外来種に関する正しい知識の普及啓発をします。
区民、事業者、教育・研究機関	外来種に対する正しい知識を持ち、正しい知識を人に伝えます。 外来種対策の原則ルールである、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守ります。

①自然環境に関する調査の継続と区民参加調査の充実 拡充 重点

■概要

区内の緑と水、生きものや気象などに関する現状と、経年変化を把握して、適切な対策を検討するために、生きものや自然環境に関する調査を継続して行います。また、区民が港区の自然や機構に興味をもつきっかけとなる、区民参加型調査の充実を図ります。

■スケジュール

取組	短期（前半）		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 各種調査の継続	継続	継続	継続	継続
b. 区民参加型調査の充実	継続	継続	拡充	継続

■達成目標

既往の調査（生物現況調査や、みどりの実態調査など）を継続する。

「みんなと生きもの調査隊　夏の虫調査隊」の参加者数を増加させる。

■各主体の役割

区	港区の自然環境の状況を把握します。 区民や事業者、学校が参加できる調査のしくみを整備します。
区民、事業者、NPO	区の実施する調査に積極的に参加します。
教育・研究機関	事業所や学校、公園などで調査を行います。

区民の声

・区民参加型の自然調査を実施する

目標3　世界都心港区で生物多様性に配慮した暮らしや仕事を広めていく

行動の方針（1）生物多様性に配慮した生産・消費をしよう

①生物多様性に配慮した事業活動・買い物を促進する　新規　最重点

■概要

事業者には、生物多様性に配慮した事業活動が求められています。現状では、生物多様性と事業活動との関連性や取組の大切さが十分に浸透していなく、取組の課題もあまり明確ではありません。また、消費者である区民は、買い物を通じて事業者の生物多様性に配慮した活動を支援することが求められます。

事業者と連携して生物多様性に配慮した行動メニューリストをつくり、それに基づく事業者の行動を促進するためのしくみを検討します。また、事業者の優れた取組を評価・表彰し、そうした製品や企業を広く紹介する取組を進めます。

■スケジュール

取組	短期（前半）		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a.「事業者向け・生物多様性行動メニューリスト」の作成と普及		実施	継続	継続
b. 区民に向けた生物多様性に配慮した製品や企業の紹介		実施	継続	継続
c. 優良企業の表彰制度の創設			実施	継続

■達成目標

H32 年度までに、生物多様性に関する取組を行っている事業者が 7 割以上。

■各主体の役割

区	企業の生物多様性に関わる取組を事業者や区民に紹介します。 「生物多様性行動メニューリスト」の作成し、これを普及させます。 生物多様性に配慮した活動を企業に働きかけ、優良企業の表彰制度を創設します。 区民が、生物多様性に配慮してつくられた商品を選べるようなしくみを整えます。
事業者	生物多様性に配慮した企業活動を行います。
みなと環境にやさしい事業者会議（mecc）	「生物多様性行動メニューリスト」の作成に参加し、これを普及させます。 生物多様性に配慮した活動を積極的に行います。
区民	優良企業の表彰制度に参加し、生物多様性に配慮した企業活動を評価します。 生物多様性に配慮して生産された商品を購入します。

区民の声

- 区による企業の表彰制度の実施、トレーサビリティの促進などの支援
- 異業種間での意見交換の場の設定
- 生物多様性に配慮した商品の購入などに対し、エコポイントなどの報酬をつける
- 「港区産の食材を使ったお弁当であれば、移動販売が可能」などの新たなルールを作る

①資源の持続可能な利用の推進

継続　重点

■概要

資源を有効利用することで、資源を生産地から過剰に搾取することを防げるほか、資源の運搬による地球温暖化の原因となる CO_2 の排出を抑制することができます。

港区一般廃棄物処理基本計画（みなとクリーンプラン 21）により、３Ｒ活動や省資源につながる行動を促進します。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a.(３Ｒの推進)	継続	継続	継続	継続

■達成目標

「港区一般廃棄物処理基本計画（みなとクリーンプラン 21）」の目標を達成する。

■各主体の役割

区	３Ｒ活動を推進します。 ３Ｒ活動に区民や事業者が参加できるように仕組みを整えます。
区民、事業者、教育・研究機関	３Ｒ活動に参加します。

区民の声

・資源利用を減らす
・地域での地産池消、循環システムをつくる

①地球温暖化とヒートアイランド現象への対策

継続　重点

■概要

気候変動による地球温暖化が進むと、海水面の上昇によって生きものの生息地がなくなるなど、世界の生物多様性に大きな影響が生じます。地球温暖化対策は、生物多様性保全の観点からも非常に重要です。

豊かな緑は、私たちに〝涼〟を提供してくれますが、港区は8割近くが市街地であることから、ヒートアイランド現象が問題になっています。

地球温暖化およびヒートアイランド現象への対策をまとめた「港区地球温暖化対策地域推進計画」を推進します。

■スケジュール

取組	短期（前半）		短期（後半）	長期
	H26年度～	H27～29年度	H30～32年度	H33～62年度
a.（二酸化炭素の吸収源の確保と排出の抑制）	継続	継続	継続	継続
b.（ヒートアイランド現象への対策）	継続	継続	継続	継続

■達成目標

「港区地球温暖化対策地域推進計画」の目標を達成する。

■各主体の役割

区	「港区地球温暖化対策地域推進計画」を推進します。
区民、事業者	できるだけ近い地域で生産された商品を買う。国産材を利用します。

区民の声

・ごみやエネルギー消費を減らす
・できるだけ産地が近いものを利用

目標4　生物多様性に育まれたまちの魅力をひきだす

行動の方針（1）　まちの生物多様性の恵みを活かそう

①生物多様性を楽しみ学べるスポットの紹介

新規　重点

■概要

港区には、生物多様性に関連する施設や自然、史跡があります。こうした地域の資源を生物多様性を楽しみ学べるスポットとして関連づけ、効果的に情報発信することが、まちの魅力をひきだすために必要です。

既存の生物多様性にゆかりある場所や活動スポットなどの情報を集約し、まちの魅力として区民や港区に訪れる人にピーアールしていきます。地域の生物多様性スポットの検討と紹介をすすめ、徐々に生物多様性スポットを増やしていきます。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 地域の生物多様性スポットの選出と紹介		実施	継続	継続

■達成目標

H29 年度までに、生物多様性スポットの選出と広報の実施。

■各主体の役割

区	生物多様性スポットに関する情報を集め、関連づけ、情報を発信します。 野外活動拠点としての公園整備を推進します。
区民、事業者、教育・研究機関	生物多様性スポットの情報提供をします。

区民の声

・海の畑（浅瀬）をつくり、魚を増やす
・斜面林などの港区の特徴的な自然を楽しみ、また、それらを活用する

②生物多様性を象徴するまちの”自慢”をつくる

新規

■概要

生物多様性の保全を進めることで、より豊かな恵みを受けることができます。情報発信力があり影響力をもつ港区は、そのような恵みのなかから、まちの"自慢"をつくり、支援していきます。

区民や事業者などから、まちの誇りや魅力となる"自慢"を募り、情報を集めて広く発信していきます。たとえば、アユやハチミツなどのような地場の食材などがまちの"自慢"のイメージです。そうした産業や活動などの場をつくり、情報を発信するとともに、観光資源としても活用していきます。

■スケジュール

取組	短期(前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 生物多様性保全を象徴するまちの"自慢"をつくる				実施

■各主体の役割

区	生物多様性保全を象徴するまちの"自慢"をつくり、その活動を支援し、情報を集めて発信します。
区民、事業者、教育・研究機関など	生物多様性保全を象徴するまちの"自慢"をつくります。

区民の声

・アユなどの地元でとれる食材のブランド化
・港区産の食材でお祭り

目標5　みんなで手を携えて生物多様性を未来に引き継ぐ

行動の方針（1）　地域内外のつながりを強めよう

①地域内の交流・連携を深める

拡充　重点

■概要

生物多様性の活動を円滑に進めるためには、さまざまな主体が交流し、情報を共有したり、連携する必要があります。

（仮称）生物多様性みなとフォーラムを開催し、活動主体やこれから活動したい人などとの情報交流の場を定期的に確保します。また、みなと環境にやさしい事業者会議の継続、自然教育園や大使館との連携などを通じ、地域内の多様な主体が交流するきっかけづくりを進めます。

■スケジュール

取組	短期（前半）		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a.（仮称）生物多様性みなとフォーラムの開催	実施	継続	継続	継続
b. 事業者との連携事業の推進	拡充	継続	継続	継続
c. 自然教育園との連携の促進		実施	継続	継続
d. 大使館との生物多様性に関わる連携事業の実施			実施	継続

■達成目標

H26 年度：区民などの情報共有・交流フォーラム（（仮称）生物多様性みなとフォーラム）の開催を開始する。

■各主体の役割

区	さまざまな主体が交流するための基盤をつくります。
大使館	生物多様性に関わる連携事業に参加します。
区民、事業者、教育・研究機関	積極的にほかの主体と交流します。

区民の声

・世代を越えた交流の場づくり
・企業が地元地域に開かれた場をつくり情報共有する
・実際に活動する人たちの「作戦会議」を行う
・大使館を訪ね、生物多様性について聞く

②地域を越えた交流の場づくり

拡充

■概要

生物多様性は行政区の枠組みを越えた広がりをもつため、その保全を進めるうえでは、周辺地域との連携が不可欠です。

都市と山間部が共同で低炭素社会の実現をめざし交流する、みなと森と水ネットワーク会議を継続します。東京湾沿岸に位置する自治体が交流する東京湾岸自治体環境保全会議に継続して参加します。また、生物多様性に関する自治体ネットワークなど、既存組織との連携を図るなど、水源地となる地域や農山漁村、全国の都市などと交流していきます。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 流域の地域等との連携	拡充	継続	継続	継続
b. 都、周辺地域との連携	継続	継続	継続	継続

■達成目標

H26 年度：生物多様性に関する自治体ネットワーク、にじゅうまるプロジェクトなどのネットワークに参加する。

■各主体の役割

区	さまざまな主体が交流するための基盤をつくり、積極的に連携します。
区民、事業者、教育・研究機関など	水源地域や農山漁村を訪ね、日常生活とのつながりやそれを支える地域の自然を知るよう努めます。

区民の声

・他地域から来た人にも港区の自然を見てもらえるようにする
・「みなと区民の森」の定員枠の拡大
・どこで、誰が、どんな活動をしているか活動主体同士がつながり、情報が共有できるしくみをつくる

①生物多様性の情報の収集・発信と学習の拠点の整備 新規 最重点

■概要

生物多様性の普及啓発を進めながら、生物多様性に関する取組を各主体の連携のもとで進めていくためには、自然情報や区内の活動情報、支援に関する情報などが円滑に提供されることが必要です。

生物多様性に関する業務の実施体制の検討を進め、生物多様性の情報の収集・発信と学習の拠点を整備し、普及啓発や各主体の取組を促進します。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 生物多様性の情報の収集・発信と学習の拠点の整備	検討	設置	継続	継続

■達成目標

H26 年度：プラン実施体制及び拠点に関する検討。

H27 年度：情報収集・発信拠点の設置、運営開始。

■各主体の役割

区	生物多様性に関する取組が円滑に進められるしくみをつくります。

区民の声

・協力できること、取組を進めるうえでの問題点などの情報を web で共有する
・「どこで、誰が、どんな活動をしているか」を活動主体どうしが情報共有できるしくみをつくる
・行政に対して区民がよい取組を評価する、ポジティブな意見を言えるしくみをつくる

②多様な主体の連携組織の設立と各主体の活動の促進 新規 最重点

■概要

区民や事業者、NPO、教育・研究機関、区などの各主体が互いに連携しあい、生物多様性に関する活動を進めていくことが必要です。

活動の推進を目的に、各主体が参加する（仮称）「生物多様性みなとネットワーク」を設立します。各主体の情報共有と交流により、各主体が連携し生物多様性に関する事業や活動を促進していきます。また、人材の育成や、地域の活動を支援していきます。

■スケジュール

取組	短期 (前半)		短期（後半）	長期
	H26 年度～	H27 ～ 29 年度	H30 ～ 32 年度	H33 ～ 62 年度
a. 活動する人材の育成と支援	拡充	継続	継続	継続
b. 生物多様性みなとネットワークの設立	実施	継続	継続	継続
c. 各主体が連携して行う事業の推進		実施	継続	継続

■達成目標

生物多様性に関する自主的な活動を支援する制度である「港区みどりの活動員制度」登録団体数が増加している。

（仮称）生物多様性みなとネットワーク登録者（団体）数が、H29 年度までに 150 主体。

■各主体の役割

区	区民、事業者、NPO、教育・研究機関とともにプランを進める体制を整備します。 生物多様性に関わる取組を積極的に行う人材を育てます。
区民、事業者・ＮＰＯ	(仮称）生物多様性みなとネットワークに参加し、プランを推し進めます。
教育・研究機関	生物多様性に関わる取組を積極的に行う人材を育てます。

区民の声

・人のネットワークの構築や行政との協働
・さまざまな主体と連携して、運河をきれいにし、魚を増やすための「設計図」をつくる
・ワークライフバランスを推進し、活動をしたい人が、参加できるような時間の余裕をつくる

第5章

推進体制と進捗管理

第５章　推進体制と進捗管理

1. 推進体制

在勤･在学者を含む区民や事業者、ＮＰＯなど生物多様性に関連する団体、教育･研究機関、mecc、大使館、区、各自治体、地域コミュニティ、学識経験者などとの連携を図り、各主体の特徴を生かしながら、生物多様性保全のための取組を進めます。

このプランの着実な推進のため、区が事務局を担い、区民、事業者、教育・研究機関などのさまざまな主体が連携するためのネットワーク「（仮称）生物多様性みなとネットワーク」を設立します。初期段階では、（仮称）生物多様性みなとフォーラムの開催により、主体間の情報共有と交流を定期的に行い、ネットワークのメンバーを増やしながら、交流を深めていきます。将来的には、プランの見直しや各取組に関する協議に参加する協議会機能をも付加することを検討します。

また、国や東京都、周辺自治体とは情報共有や地域交流を中心として、協力・連携を図ります。このほか、専門家や都民や国民など、港区をとりまくさまざまな人々と協力・連携します。

国と都との連携については、国とは、「生物多様性国家戦略」をはじめとする各施策に基づき、外来種の取扱いに関する技術支援、東京湾岸地域の環境保全活動、天然記念物や特定植物群落などの重要な自然環境の保全、赤坂御用地の優れた自然環境の維持などにおいて、連携を図ります。

東京都とは、生物多様性地域戦略の位置づけを持つ「緑施策の新展開」に基づき、都心部の生物多様性に配慮した緑の保全や創造、道路・河川などの緑化の推進、東京湾や運河、古川の水質や水辺環境の保全などにおいて、連携を図ります。

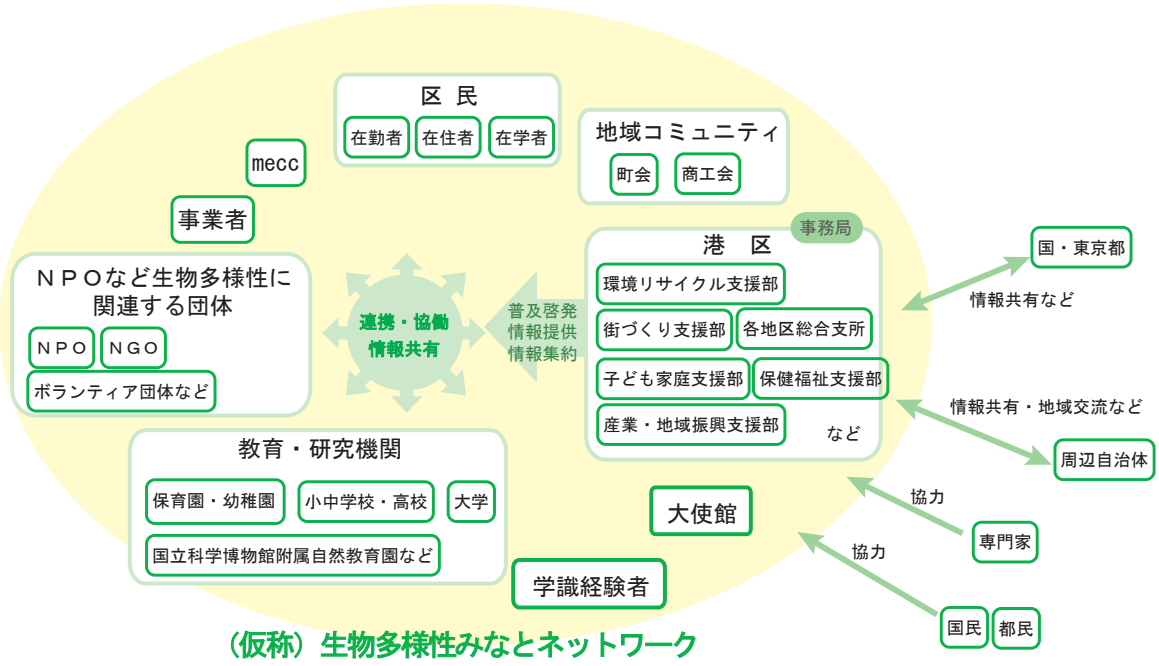

図 5-1　プランの推進体制

表 5-1　（仮称）生物多様性みなとネットワークのイメージ

目的	各主体の取組の促進と生物多様性みなとプランの推進
事務局の役割	①既存の活動主体、新規の活動主体、支援主体などの人材発掘 ②活動に関する情報発信と交流の機会の設定　（活動主体をつなげる） ③協議会への参加よびかけ、登録者名簿の管理（輪をひろげる）
主な取組	活動の下地づくり・人と情報のネットワークづくり ・登録者名簿づくり ・活動主体への取材と活動紹介 ・メールやニュースレターによる情報発信（活動している人の紹介） ・（仮称）生物多様性みなとフォーラム（人がつながるための交流会）の実施

取組を推進するにあたり、各主体は以下の役割を担います。

港区の主な役割

- ◆ 生物多様性の大切さに関する普及啓発と、各主体の活動の促進
- ◆ エコロジカルネットワークに配慮したまちづくりの推進
- ◆ 生物多様性の視点を盛り込んだ施策の推進
- ◆ 関連する他自治体や国の機関への働きかけと協力

【説明】

港区は、生物多様性の大切さを各主体に広く伝えるとともに、各主体がそれぞれの役割に応じて行動し、相互に連携して取組を推進するための支援を行います。また、エコロジカルネットワークに配慮したまちづくりを、さまざまな主体と連携して推進していきます。さらに、関連する施策に生物多様性の視点を盛り込みます。

区民の主な役割

- ◆生物多様性の恵みの認識
- ◆生物多様性に配慮したライフスタイルの選択
- ◆子どもたちへの自然の大切さの伝承
- ◆自然や生きものとのふれあいの場への参加
- ◆生物多様性の保全活動などへの参加

【説明】

港区は在勤、在学者などにより昼間人口が多いことから、ここではそうした人材も含めて区民としています。

区民には、生物多様性の大切さ、その恵みが暮らしを支えていることを認識し、生物多様性に配慮した暮らしを営むことが求められます。たとえば、消費者として、生物多様性に配慮した商品や近郊で採れた旬の食材の選択をすることのほか、省資源・省エネルギーを心がけるなど、環境負荷の少ない暮らしを選択することが期待されています。

また、家族や地域の人々はもちろん、とくに子どもたちに、自然の大切さ、その恵みが暮らしを支えていることを伝えていくことや、地域内外での保全活動に参加することが期待されています。

事業者の主な役割

◆生物多様性に配慮した事業活動の推進
◆社内外での生物多様性の普及啓発の促進
◆事業所などにおける保全活動の実施
◆地域活動への参加と支援
◆生物多様性の保全活動などへの参加

【説明】

事業者には、原材料やエネルギーなどの調達、商品やサービスの販売・提供など、あらゆる側面で生物多様性に配慮した事業活動が期待されています。また社員教育をはじめ、社内外における普及啓発を実施し、生物多様性保全への意識と理解を深める取組が期待されています。また、事業所などでの自然再生や保全活動を行い、その地域の自然再生に貢献するとともに、地域住民や行政と連携し、生物多様性保全のための活動を進めることが期待されています。

教育・研究機関の主な役割

◆生物多様性に関する教育と普及啓発
◆自然との関わりをもたせた遊びや教育活動の推進
◆敷地内や地域の保全活動の実施や参加
◆生物多様性に配慮した活動を主体的に行う人材育成と技術開発

【説明】

保育・教育では、日常の保育のなかに自然物や自然体験を取り入れ、子どもの豊かな感性、さらに命やものを大切にする心を育むことが期待されます。

学校教育では、生物多様性に関する教育を取り入れ、児童や生徒の正しい理解を深め、行動ができる人を育てることが期待されます。

大学などの研究機関では、生物多様性に関する知識の普及や、専門的な知識や技術を有する人材の育成、生物多様性に関する情報の収集・蓄積、生物多様性の保全や持続可能な社会を構築するための技術開発などを行うことが期待されます。

また、教育・研究機関は率先して、敷地内の保全活動をすることや地域の活動に参加すること、さらには学生をはじめとしたボランティアの養成が期待されています。

NPO などの生物多様性に関連する団体の主な役割

◆地域の自然教育と体験学習の機会の創出
◆地域の生物情報の収集や発信
◆生物多様性に配慮した暮らしや経済活動に関する取組の推進
◆生物多様性の保全活動に取り組む人材の育成

【説明】

NPO などの生物多様性に関連する団体には、各主体と相互に連携しながら、生物多様性保全活動や普及啓発活動のリーダーとして、地域の自然教育や生物多様性に関する体験学習の機会を広く提供し、活動を普及していくことが求められます。また、地域の生きものや環境に関する情報を積極的に収集・発信するとともに、環境保全について主体的に行動できる人材を育成することが期待されています。さらに、生物多様性に配慮した暮らしや経済活動を斡旋する取組を進めることが期待されています。

2. 進捗管理

このプランの進捗管理は、関連ある主体や庁内関連部署などと合意形成を図りつつ、目標・計画の立案、行動、結果の検証、評価・見直しを継続的に行うことで継続的に行うことで進捗管理を行います。具体的には、区の関係部署で構成する「港区みどりの検討委員会」が中心となって施策を推進するとともに、定期的に各施策の進捗状況の点検を行います。

プランの見直しは、中間年次にあたる平成 29 年度（2017 年度）、計画期間の最終年次にあたる平成 32 年度（2020 年度）に行います。

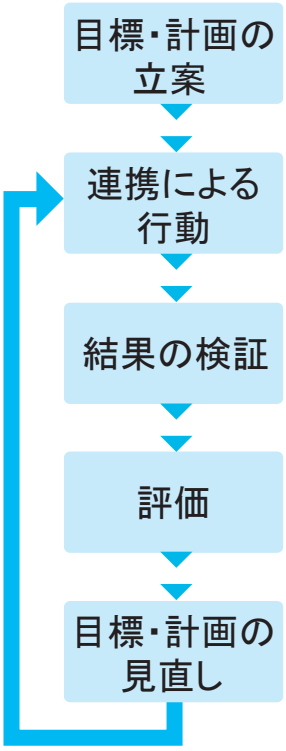

図 5-2　プランの進捗管理

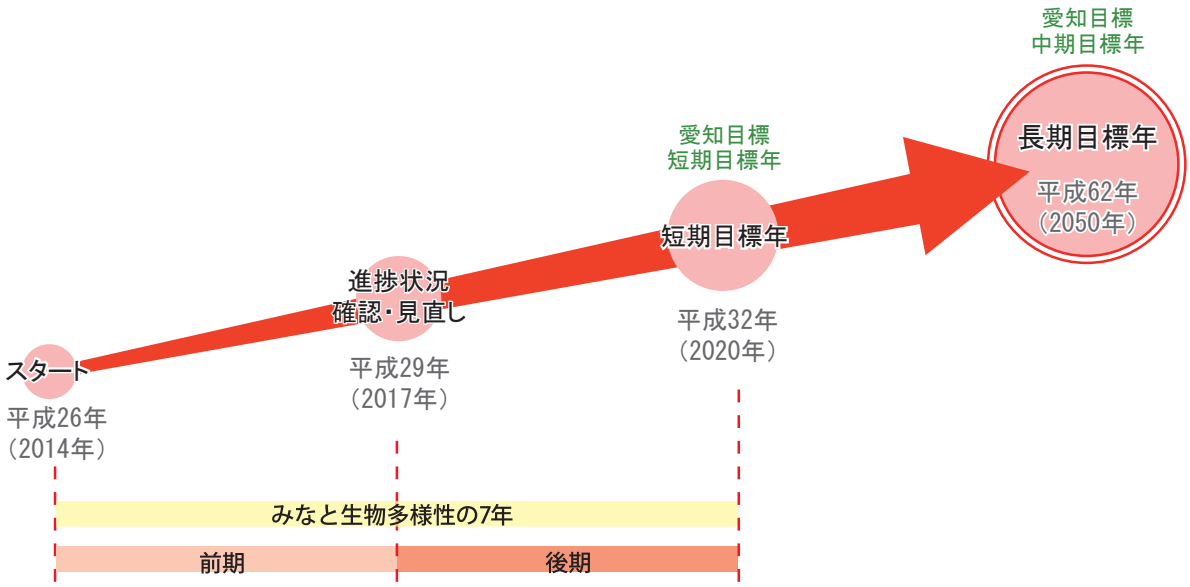

図 5-3　プランの見直しスケジュール

3. 行動計画の実施スケジュール

行動計画	取組	区分	実施スケジュール（短期 前半 H26 / H27-29 / 短期 後半 H30-32 / 長期 H33-62）
目標１　生物多様性の現状と大切さを知る・伝える			
行動方針（1）　生物多様性について知ろう･伝えよう			
①生物多様性に関する継続的な普及啓発の推進	a. プランの幅広い周知、生物多様性の理解の促進	新規	
	b. 港区の自然情報に関する情報提供	拡充	（冊子）（WEB）
行動方針（2）　自然とふれあい学ぶ機会を増やそう			
①学びの機会の創出	a. 自然とのふれあいの機会の創出	拡充	
	b. 食を通じた、自然の大切さの理解の促進	拡充	
	c. 生物多様性を学ぶ私の田んぼと畑作り講習会	新規	
	d. 生物多様性を学ぶ体験学習農園事業の実施	新規	
②自然と気軽にふれあえる場所の整備	a. 生きもののすめる公園整備	継続関連事業	
	b. 公園や学校の生物に配慮した管理の促進	継続関連事業	
	d. 運河や古川の親水環境の向上	継続関連事業	
行動方針（3）　生物多様性を保育や教育の現場で伝えよう			
①保育･教育機関への支援	a. 学校･園庭ビオトープ作りの推進	新規	
	b. 学校･園庭の管理マニュアルの配布	新規	
	c. 出前授業やアドバイスなど保育施設や教育機関を支援する専門家の斡旋	新規	
目標２　江戸ゆかりの緑を守り育て、土地本来の自然をよみがえらせる			
行動方針（1）　身近な自然を創りつなげ生きもののすみかを豊かにしよう			
①生きものに配慮したまちづくりの推進	a. エコロジカルネットワークプランの検討	新規	
	b. 生物多様性の評価指標と指導指針の策定	新規	
	c. 生物多様性の向上に役立つ、建築や都市再生事業の指導と誘導	新規	
	d. 生物多様性に配慮した、良好な施設整備と維持管理を普及するための表彰制度の実施	拡充	
行動方針（2）　地域本来の自然を守り育てよう			
①環境別の保全･再生の検討と推進	a. 保全･再生重点個所と運営方法の検討	新規	
	b. 保全･再生重点個所の保全再生	拡充	
②重要な自然環境の保全	a. 区内樹林地の保護	継続関連事業	
	b. 天然記念物や特定植物群落の保全	継続関連事業	
③自然環境の保全･再生のシンボルとなる生きものの選定	a. 自然環境の保全･再生のシンボルとなる生きものの選定と普及啓発	新規	
④ビオトープの創出と適正管理の推進	a. ビオトープづくりと適切な維持管理を促進するための支援	新規	
	b. 協働による維持管理･運営の促進	拡充	
⑤健全な水循環系の保全･構築と水辺の水質保全	a. 湧水の保全と雨水浸透施設の設置	継続関連事業	
	b. 天然記念物や特定植物群落の保全	継続関連事業	
行動方針（3）　外来種による生態系への影響を防ごう			
①外来種の侵入･拡散の防止	a. 外来種に関する普及啓発	新規	
行動方針（4）　生態系や気象などの様子を調べ自然の管理に役立てよう			
①自然環境に関する調査の継続と区民参加型調査の充実	a. 区民参加型調査の実施	拡充	
	b. 生物、みどり、気候など各種調査の継続	継続	

行動計画	取組	区分	実施スケジュール（短期：前半 H26〜H27-29、後半 H30-32／長期 H33-62）
目標３　世界都心港区で生物多様性に配慮した暮らしや仕事を広めていく			
行動方針（1）　生物多様性に配慮した生産・消費をしよう			
①生物多様性に配慮した事業活動と買い物を促進する	a.「事業者向け・生物多様性行動メニューリスト」の作成と普及	新規	
	b. 区民に向けた生物多様性に配慮した製品や企業の紹介	新規	
	c. 優良企業の表彰制度の創設	新規	
行動方針（2）　エネルギーや資源を無駄なく使いできるだけ地域で循環させよう			
①資源の持続可能な利用の推進	a. 3Rの推進	継続関連事業	
行動方針（3）　地球温暖化を止めよう			
①地球温暖化とヒートアイランド現象への対策	a. 二酸化炭素の吸収の促進と抑制	継続関連事業	
	b. ヒートアイランド現象への対策		
目標４　生物多様性に育まれたまちの魅力をひきだす			
行動方針（1）　まちの生物多様性の恵みを活かそう			
①生物多様性を楽しみ学べるスポットの紹介	a. 地域の生物多様性スポットの発掘	新規	
②生物多様性を象徴するまちの〝自慢〟をつくる	a. 生物多様性保全を象徴するまちの〝自慢〟をつくる	新規	
目標５　みんなで手を携えて生物多様性を未来に引き継ぐ			
行動方針（1）　地域内外のつながりを強めよう			
①地域内の交流・連携を深める	a. 生物多様性みなとフォーラムの開催	新規	
	b. 事業者との連携事業の推進	拡充	
	c. 自然教育園との連携の促進	新規	
	d. 大使館との生物多様性に関わる連携事業の実施	新規	
②地域を越えた交流の場づくり	a. 流域の地域等との連携	拡充	
	b. 都、周辺区との連携	新規	
行動方針（2）　みんなで活動をひろげ進めていこう			
①生物多様性の情報の収集・発信と学習の拠点の整備	a. 生物多様性の情報の集約・発信と学習の拠点の整備	新規	
②多様な主体の連携組織の設立と各主体の活動の促進	a. 活動する人材の育成と支援	拡充	
	b. 生物多様性みなとネットワークの設立	新規	
	c. 各主体が連携して行う事業の推進	新規	